

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 神戸市東灘区魚崎浜町21

氏名 アサヒプリテック株式会社
代表取締役 岩佐義仁

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6409-6056

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アサヒプリテック株式会社 尼崎工場
--------	-------------------

事業場の所在地	尼崎市大高洲町4-10
---------	-------------

計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
------	---------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2319 その他の非鉄金属第1次精錬・精製業
②事業の規模	製造品出荷額(半製品) 5,649,528(万円)
③従業員数	90名(令和7年6月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	排出量	716.00 t	419.00 t
	（これまでに実施した取組） ・工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）を膜処理で無害化し、工場内での再利用を行うことで7428廃アルカリ（有害）を抑制する取組みを実施。（生産量増加に伴い7428廃アルカリ（有害）の排出量は増加傾向となっている状況）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	排出量	996.00 t	452.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き、生産量増加に伴い7428廃アルカリ（有害）の排出量は増加予測。工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）を膜処理で無害化し、工場内での再利用や放流処理を拡大させることで7428廃アルカリ（有害）を抑制。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・7428廃アルカリ（有害）及び7100強酸はそれぞれ、屋内15tピットにて保管。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・引き続き、7428廃アルカリ（有害）及び7100強酸はそれぞれ、屋内15tピットにて保管。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	37.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、工場内において再利用を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	40.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・引き続き工場内作業で発生した希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、工場内での再利用を行う。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	50.00 t	0.00 t
（今後実施する予定の取組） ・希薄な7428廃アルカリ（有害）の一部を膜処理で無害化し、工場内にて再利用を行い、放流可能な場合においては放流を行う。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ（有害）	7100 強酸
	全処理委託量	679.00 t	419.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	679.00 t	419.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） ・優良認定処理業者への委託。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7428 廃アルカリ (有害)	7100 強酸
	全処理委託量	906.00 t	452.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	906.00 t	452.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き優良認定処理業者への委託を継続。 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度 (令和 6 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1100.00 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2009年から電子マニフェストで対応。 			
※事務処理欄			

(第6面)

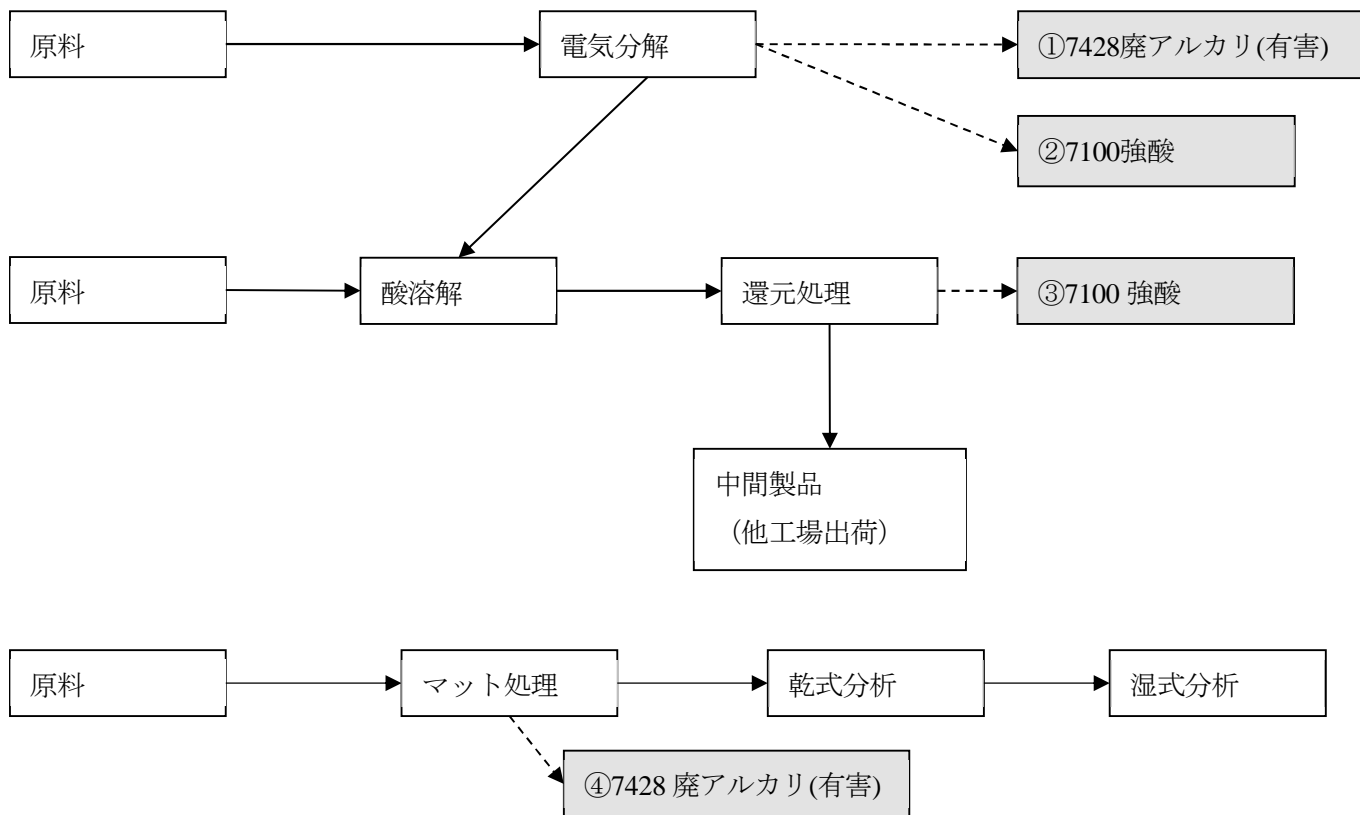
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙】

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



① 7428 廃アルカリ (有害)

収集運搬 <委託：(株)新岡山工業 又は エコシステムジャパン(株)>

焼 却 <委託：エコシステム山陽(株)>

⇒焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：エコシステム山陽(株)>

収集運搬 <委託：中部興運(株)>

焼 却 <委託：エコシステム千葉(株)>

⇒焼却残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：エコシステム千葉(株)>

収集運搬 <株式会社森商事>

焼 却 <委託：光和精鉱株式会社>

⇒焼却残渣等は最終処分場には搬出せず、製品及び原料として再利用

② 7100 強酸

収集運搬 <委託：日本ケミテックロジテム(株)>

中 和 <委託：JWケミテック(株)>

⇒中和残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：渡邊林産株式会社>

収集運搬 <委託：平成ハイテック(株)>

中 和 <委託：(株)ダイセキ>

⇒中和残渣はセメント原料及び燃料として再利用 <委託：住友大阪セメント(株)赤穂工場>

③ 7100 強酸

収集運搬 <委託：(株)ダイセキ 又は (有)明石環境開発>

中 和 <委託：(株)ダイセキ>

⇒中和残渣はセメント原料及び燃料として再利用 <委託：住友大阪セメント(株)赤穂工場>

④ 7428 廃アルカリ(有害)

収集運搬 <委託：日本ケミテックロジテム(株)>

中 和 <委託：JWケミテック(株)>

⇒中和残渣は管理型処分場に埋立処分 <委託：渡邊林産株式会社>

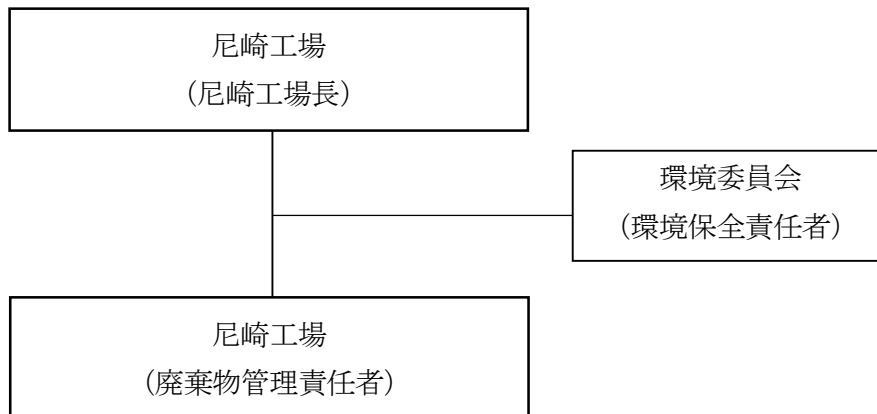
収集運搬 <委託：平成ハイテック(株)>

中 和 <委託：(株)ダイセキ(株)>

⇒中和残渣はセメント原料及び燃料として再利用 <委託：住友大阪セメント(株)赤穂工場>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*分担

尼崎工場長

- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

環境保全責任者

- ・ 統合的な廃棄物減量計画の立案（廃棄物の発生抑制、再生利用等）
- ・ 環境法規の遵守確認
- ・ 社員、関連会社に対する教育・啓発

尼崎工場（廃棄物管理責任者）

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・ 委託契約の締結
- ・ マニフェスト交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ その他関係する事項

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 11 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市西高洲町16番地の22

氏名 株式会社天城建材センター
代表取締役 鶴田 剛

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6419-7704

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社天城建材センター

事業場の所在地 兵庫県尼崎市西高洲町16番地の22

計画期間 2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 生コンクリート製造業

②事業の規模 年間出荷量 36000m³

③従業員数 6人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

生コン製造出荷→現場からの残生コン
→自社で処理機にて生コン洗浄水（スラッジ水）と回収骨材と分ける
→洗浄水をろ過した汚泥（脱水ケーキ）が発生
発生した汚泥（脱水ケーキ）と回収骨材を中間処理委託業者にて処分する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	1540.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 顧客と残コンを少なくなるよう打ち合わせを行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	800.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 顧客と残コンを少なくなるよう打ち合わせを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	1540.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1540.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1540.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ委託している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	800.00	t
	優良認定処理業者への処理委託量	800.00	t
	再生利用業者への処理委託量	800.00	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者へ委託している。		
※事務処理欄			

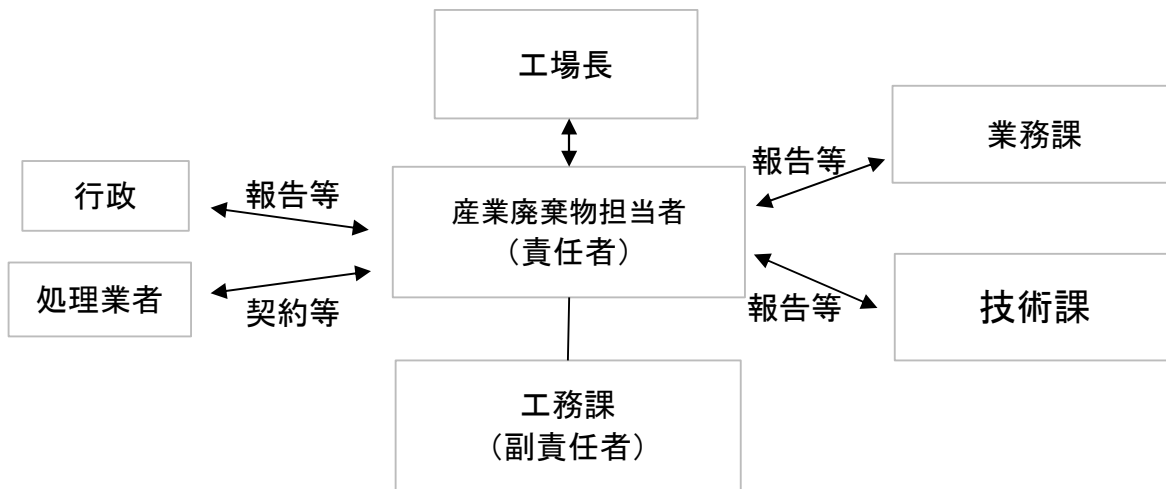
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に管理する事項
(管理体制図)



○分担

産業廃棄物担当者(責任者、副責任者)

- ・工場内のマテリアルフローの把握、統合的な廃棄物減量計画の立案
- ・工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告
- ・処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、引き渡し、適正処理の
- ・工場内の他部署への関係法令等の教育、啓発、指導監督

業務課・技術課(担当:全部署)

- ・部署内の発生産業廃棄物の発生削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・部署内スタッフへの分別方法の徹底

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 4月 25日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市元浜町一丁目75番地の1

氏名 稲葉生コンクリート株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6419-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

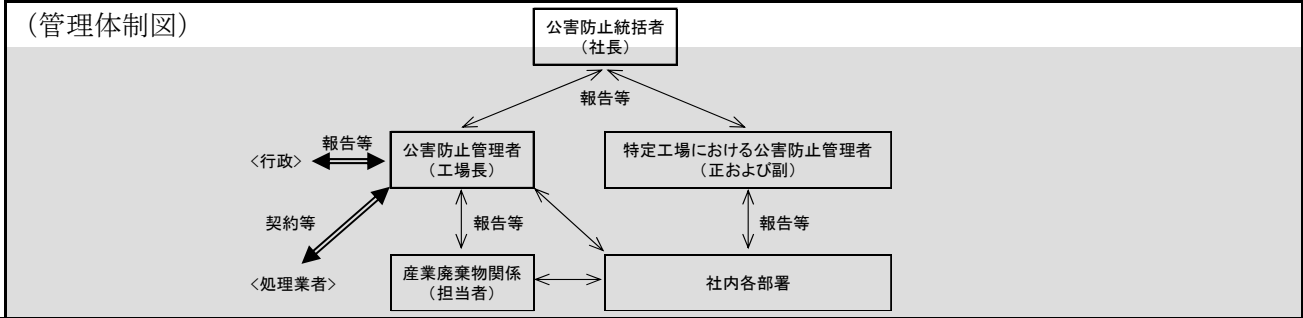
事業場の名称	稲葉生コンクリート株式会社
事業場の所在地	尼崎市元浜町一丁目75番地の1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2122 生コンクリート製造業								
②事業の規模	製造品出荷数量 約60,000 t								
③従業員数	7名（令和7年4月時点）								
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○ 産業廃棄物の一連の処理の工程</p> <table><tr><td>ミキサーや運搬車に付着した生コン残渣</td><td>→ ①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td></tr><tr><td>荷卸しをしていない余りコンクリートで当日処理できないもの</td><td>→ ②がれき類（コンクリートの破片）</td></tr><tr><td>荷卸しをしていない余りコンクリートで当日処理できるもの</td><td>→ ③汚泥（生コン残渣）</td></tr><tr><td>ミキサーや運搬車の洗浄水</td><td>→ ④スラッジ水</td></tr></table> <p>①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 【堆積物を天日干ししたもの】収集運搬委託：(株)近畿道路資材 → 処分委託：(株)近畿道路資材 ②がれき類（コンクリートの破片） 【コンクリート硬化後に破砕したコンクリート片】収集運搬委託：(株)東本商店 → 処分委託：(株)カエイ産業(株) ③汚泥（生コン残渣） 収集運搬＜自社運搬＞ → 処分委託：(株)啓徳 ④スラッジ水 沈殿 → 上澄水 → 練混ぜ水として再利用 → 堆積物を天日干ししたもの（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） → 収集運搬委託：(株)近畿道路資材 → 処分委託：(株)近畿道路資材</p>	ミキサーや運搬車に付着した生コン残渣	→ ①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	荷卸しをしていない余りコンクリートで当日処理できないもの	→ ②がれき類（コンクリートの破片）	荷卸しをしていない余りコンクリートで当日処理できるもの	→ ③汚泥（生コン残渣）	ミキサーや運搬車の洗浄水	→ ④スラッジ水
ミキサーや運搬車に付着した生コン残渣	→ ①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず								
荷卸しをしていない余りコンクリートで当日処理できないもの	→ ②がれき類（コンクリートの破片）								
荷卸しをしていない余りコンクリートで当日処理できるもの	→ ③汚泥（生コン残渣）								
ミキサーや運搬車の洗浄水	→ ④スラッジ水								

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 6 年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	排出量	421.50 t	1268.00 t	496.00 t
	(これまで実施した取組) 戻りコンクリート、残コンクリートの発生を抑制するべく、 購入者との打ち合わせ等を緊密に行う。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	排出量	300.00 t	1000.00 t	400.00 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き現状の取組を継続する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 戻りコンクリート、残コンクリートを堆積場にて天日干しする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き現状の取組を継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） 特になし。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
（今後実施する予定の取組） 特になし。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	全処理委託量	421.50 t	1268.00 t	496.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	1268.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	421.50 t	1268.00 t	496.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） 排出した産業廃棄物の全量を資源化再利用できる業者に処理委託をした。				

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類	0200 汚泥
	全処理委託量	300.00 t	1000.00 t	400.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	1000.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	300.00 t	1000.00 t	400.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き現状の取組を継続する。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東初島町3番地

氏名 代表取締役 永田 克也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6489-3801

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	今津生コン株式会社
事業場の所在地	尼崎市東初島町3番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

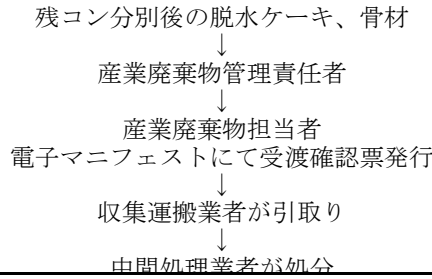
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	生コンクリート製造及び輸送
②事業の規模	年間出荷量 令和6年度 36006m ³
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	生コンクリート製造出荷⇒現場納入⇒残コンクリートの発生 ⇒工場へも持ち帰り後、処理機にて骨材とスラッジ水に分別。 スラッジ水はフィルタープレスにて上澄水、脱水ケーキに分別する。 上澄水は生コン練り水、洗車水で使用。 脱水ケーキは天日乾燥後、骨材と一緒に中間処理委託業者にて処分する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	排出量	3035.70	562.71	1.62
	(これまでに実施した取組) 顧客（現場）と打ち合わせをし残コンが出ないように 願います。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	排出量	3035.70	562.71	1.62
	(今後実施する予定の取組) 顧客（現場）と打ち合わせをし残コンが出ないように 願います。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉄くずは保管し、産廃業者にて処分。 資源ごみの分別。 廃プラスチックなど産廃の分別を進め、回収箱を設置し 産廃業者に委託。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記のことを継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組) 該当なし。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	全処理委託量	3035.70	562.71	1.62
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	3035.70	562.71	0.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
（これまでに実施した取組） 再生利用業者へ全量委託する。				

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、 コンクリートくず及 び陶磁器くず	0200汚泥	2100安定型 混合廃棄物
	全処理委託量	1000.00	100.00	1.00
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	1000.00	100.00	0.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 前年度と同じく再生利用業者へ全量委託する。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

元請

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

応じ

るま

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4

ら中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

中

間

「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5

託量

施行

回収

施設

設置

者

への

焼却

処理

委託

量

及び

認定

熱

回収

施設

設置

者

以外

の

熱

回収

を行

って

いる

処理

業

者

へ

の

焼

却

処

理

委

託

量

「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6

の

と

お

り

と

お

り

と

お

り

と

お

り

と

お

り

と

お

り

と

お

り

と

お

り

と

お

それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 23日	
尼崎市長 殿	
提出者	
住所 尼崎市中浜町1番地の8	
氏名 エア・ウォーターNV株式会社 代表取締役社長 藤田 守弘	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6412-5355	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	エア・ウォーターNV株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	尼崎市中浜町1番地の8
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2465 金属熱処理業
②事業の規模	売上実績額 1,496,168千円 (令和6年度実績)
③従業員数	117人 (令和7年4月)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 一部製品の製造工程変更(酸洗工程廃止)による廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)の排出量削減に加え、循環設備導入による廃酸廃液の再利用を実施して排出量の削減に取り組んだ。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)の中間処理設備を2025年度に導入を目指していたが、部品調達の遅れなどあり2026年度からの運用を目指す。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)は専用1m ³ の容器に回収、汚泥(有害)はドラム缶に回収している。 それぞれ指定の保管場所に移動し、分別表示の上保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 廃酸(有害)・廃アルカリ(有害)の中間処理設備を2025年度に導入を目指していたが、部品調達の遅れなどあり2026年度からの運用を目指す。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理委託は、全て優良認定処理業者を選定し委託している。 不定期に廃棄物の有害成分についても分析を行っており、廃棄物量削減に向けた取り組みを図っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 生産量の増加により必然的に各特別管理産業廃棄物の排出量が増加するが、工法・管理方法の改善により、原材料の使用量の適正化を検討し廃棄物量の削減に努める。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	226.16	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

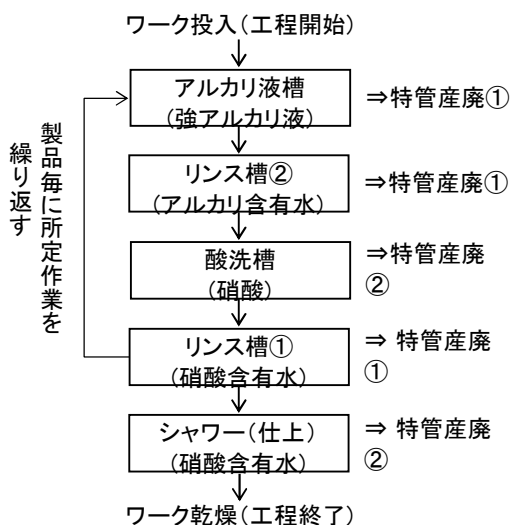
備考 こ 元 に が 記 の 管 績、 業 こ ご び 生 1 熱 す 生	<p>1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。</p> <p>2 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。</p> <p>(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。</p> <p>(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。</p> <p>(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。</p> <p>4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。</p> <p>6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生</p>
--	---

別紙1.

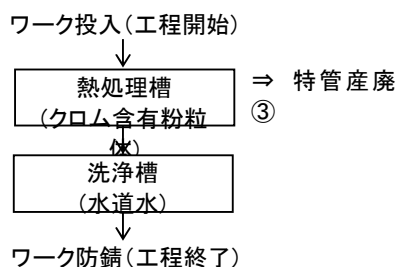
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

(1) 皮膜除去(酸洗)工程



(2) 合金層形成処理工程



○上記フローに示す特別管理産業廃棄物は、以下の通りとなる。

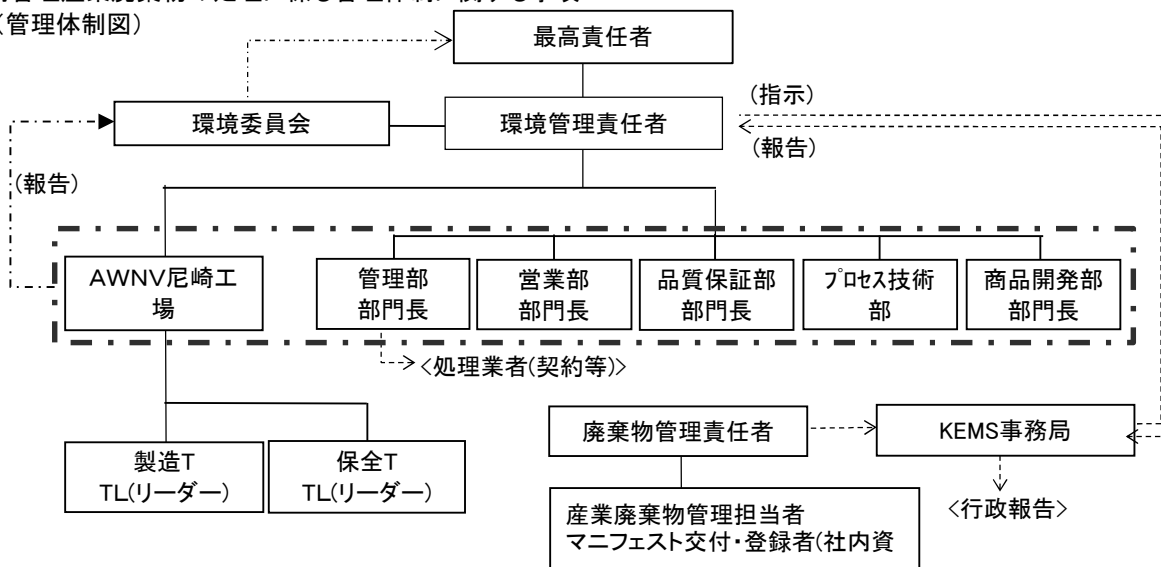
- ・特管産廃① 廃アルカリ(有害)・・・六価クロム含有
- ・特管産廃② 廃酸(有害)・・・六価クロム含有
- ・特管産廃③ 汚泥(有害)・・・六価クロム含有

○特別管理産業廃棄物は、以下の方法で、処理を委託している。

- ・特管産廃① 廃アルカリ(有害)
 - 収集運搬<委託:㈱ダイセキ> → 中和<委託:㈱ダイセキ>
 - 中和処理後は下水道放流。
 - 中和残さは脱水処理し、セメント原料として使用。(セメント会社へ搬入)
- ・特管産廃② 廃酸(有害)
 - 収集運搬<委託:㈱ダイセキ> → 中和<委託:㈱ダイセキ>
 - 中和処理後は下水道放流。
 - 中和残さは脱水処理し、セメント原料として使用。(セメント会社へ搬入)
- ・特管産廃③ 汚泥(有害)
 - 収集運搬<委託:リサイクルセンター㈱> → 安定化<委託:㈱環境化学研究所>
 - 安定化処理後は管理型最終処分場に埋立処分。

別紙2.

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



当組織は、こうべ環境マネジメントシステム(KEMS)の適用組織であり、
上図は、エア・ウォーターNV(株)部門の環境組織を示すものである。
産業廃棄物への対応は、組織が定める環境マネジメントシステムに従った活動において
適正な管理・対応を行う事としている。

○特別管理産業廃棄物に関する主な役割

- ・環境委員会
 - …環境管理責任者、環境管理責任者が選任した部門長及びTL、廃棄物管理責任者、KEMS事務局により構成さ
主に環境活動状況の把握、監視、環境活動計画の策定・決定を行う組織。(開催:原則3ヶ月に1回)
- ・最高責任者
 - …環境マネジメントシステムのAWNV部門責任者。
- ・部門長、GL
 - …責任範囲における関係者への教育(関係法令等)啓発、指導監督。
- ・管理部部長
 - …産業廃棄物処理業者、処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き等。
- ・KEMS事務局
 - …産廃物の集計、部門長への報告、部門長指示による行政への報告。
- ・廃棄物管理責任者
 - …特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)で、産廃物管理の実行管理を行う。
KEMS事務局へ、電子マニフェストシステム(JWNET)照会結果を提出。
- ・産業廃棄物管理担当者
 - …社内資格を与えられたもので、産廃物の取り扱い、適正管理、処理業者への引渡を行う。
電子マニフェストシステム(JWNET)への登録も含む。

別紙3.

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度(令和 6 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
排出量	1.37 t	170.21 t	54.58 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
排出量	1.50 t	188.00 t	60.00 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の種類の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度(令和 6 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら再生利用を行った量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら再生利用を行う量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の種類の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度(令和 6 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら熱回収を行った量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
自ら中間処理により減量した量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら熱回収を行う量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
自ら中間処理により減量する量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

別紙4.

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

○ 現状 前年度(令和 6 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら埋立処分を行った量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
自ら埋立処分を行う量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度(令和 6 年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
全処理委託量	1.37 t	170.21 t	54.58 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	170.21 t	54.58 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	8.51 t	2.73 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)
全処理委託量	1.50 t	188.00 t	60.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	188.00 t	60.00 t
再生利用業者への処理委託量	0.00 t	9.40 t	3.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市西向島町2番地

氏名 AGC株式会社関西工場尼崎事業所
事業所長 安藤 博史

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6413-3323

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	AGC株式会社関西工場尼崎事業所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市西向島町2番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2111 窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 361,734万円（令和6年度実績）
③従業員数	151人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	(これまでに実施した取組) 廃棄物管理システムを運用して排出量削減に努めている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) カレット粉砕機を活用してのカレットの再使用の促進。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「分別基準表」に基づき、廃棄物を分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「分別基準表」に基づき、廃棄物の分別・保管を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

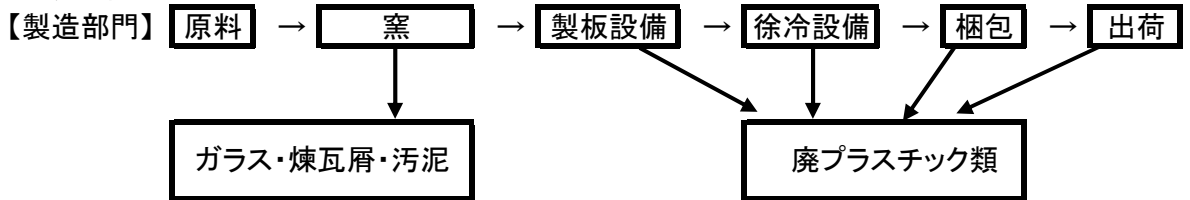
請
じ
ま
と。

1. 会社の概要

- (1)会社名 AGC株式会社 関西工場 尼崎事業所
- (2)資本金 908億円(令和6年12月末現在)
- (3)従業員数 8,014人(令和6年12月末現在)

2. 該当事業場において現に行っている事業の概要

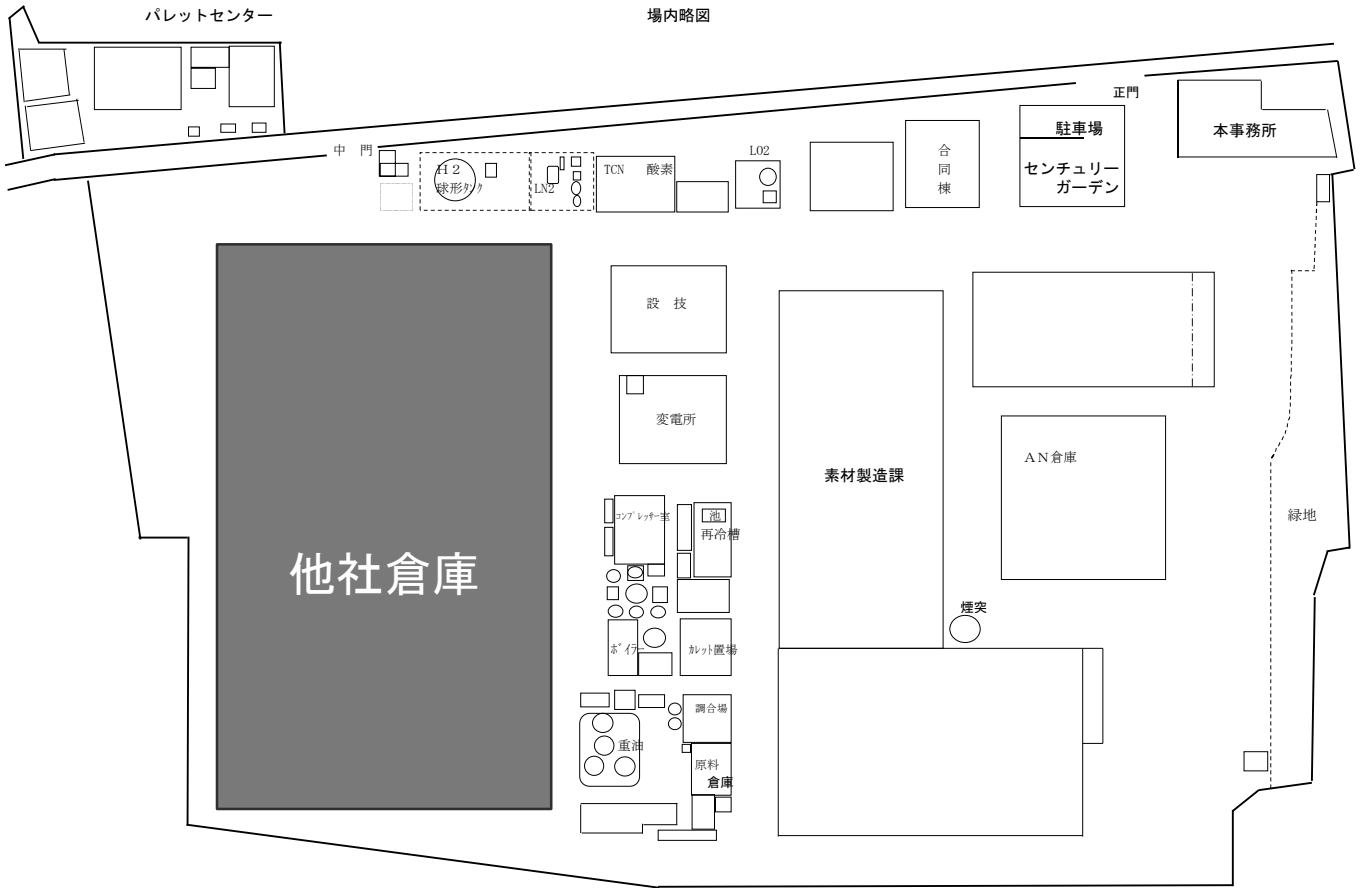
- (1)従業員数 151人(令和7年3月末現在)
- (2)製造品出荷額等 36億円/年(令和6年度)
- (3)製造概要 ディスプレイ用硝子の製造及びディスプレイ用基板の加工を行っている。
- (4)製造等フローシート



- (5)工場配置図 別紙参照
- (6)事業展望 厳しい事業環境が続く中で、事業存続を掛けた事業基盤を展開中です。特に、新商品の生産に関しては、課題も多く、早急に改善をしています。今後も、引き続き厳しい事業環境にある電子業界に、生き残りをかけた諸施策で対応を図っていくことが、必要不可欠となっています。
- (7)廃棄物処理フロー図 別紙参照
- (8)連絡先
担当者:AGC(株)関西工場 尼崎事業所 環境安全保安室 鳴神 純子
電話番号:06-6413-3323(直通)

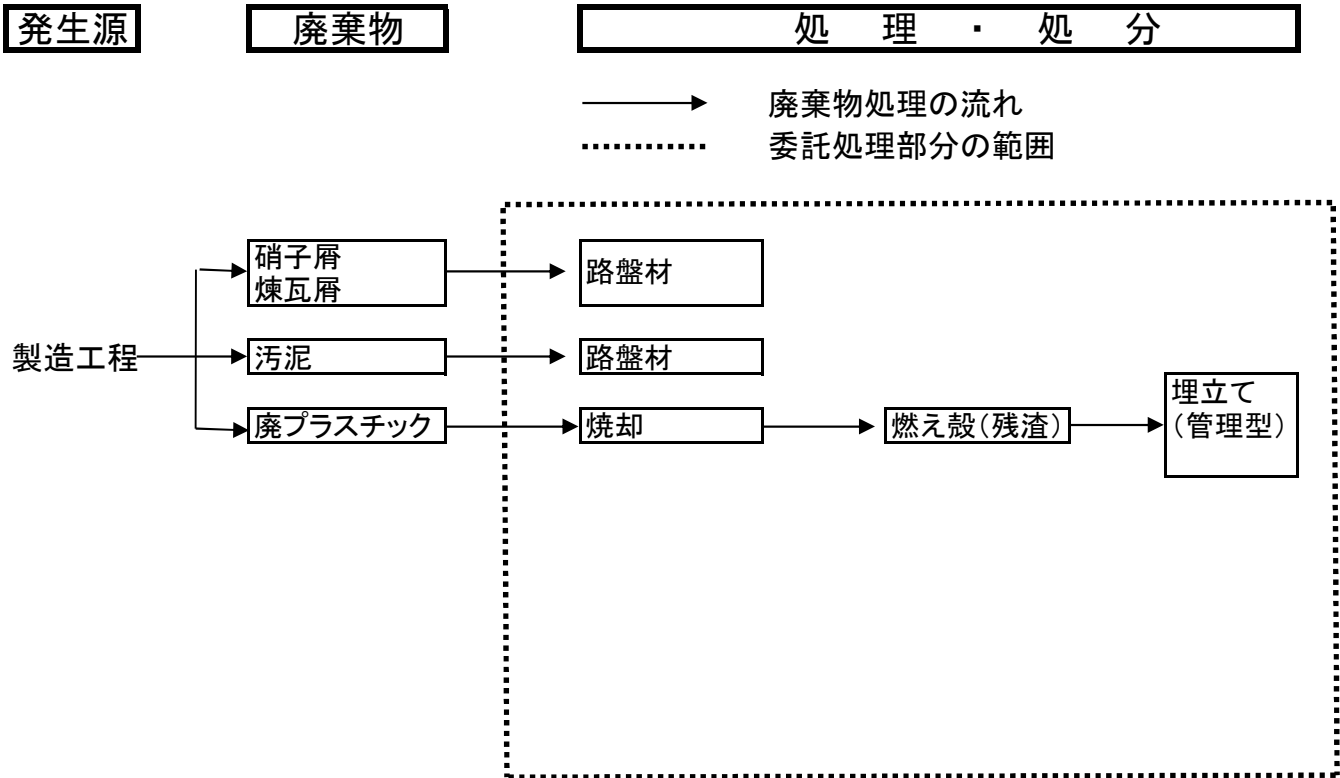
3. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

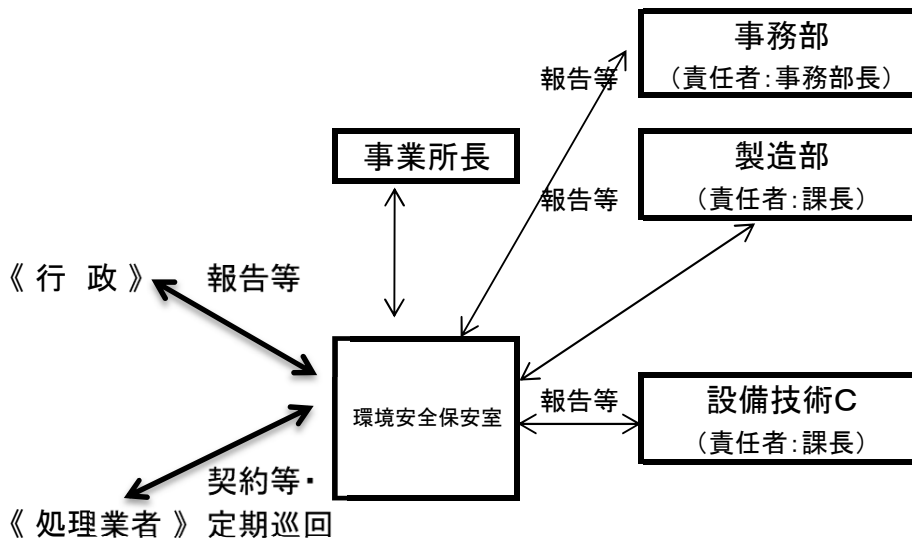


『別紙』

産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



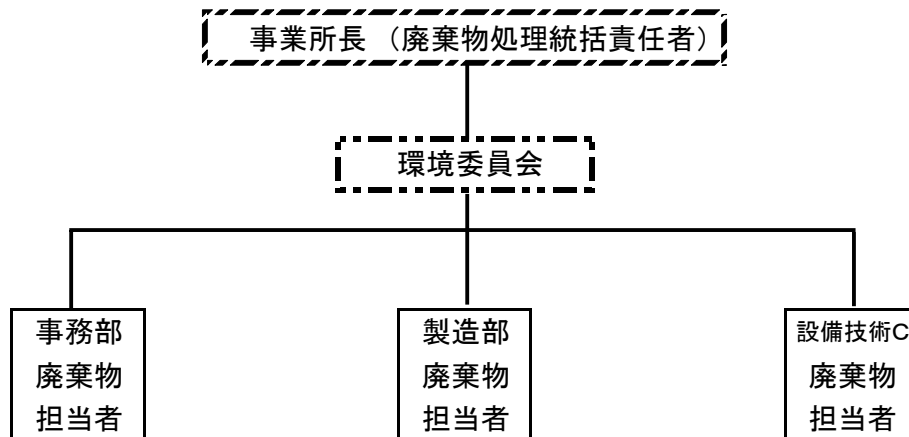
4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属 : 関西工場 尼崎事業所	職・氏名: 事業所長 安藤 博史
廃棄物担当	組織名 : 環境安全保安室 組織人数 : 6名	職・氏名: 室長 河見 英雄
役 割	工場省資源 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・リーダー : 河見 英雄 ・委 員 : 各課担当者・協力会社担当者 ・事務局 : 環境安全保安室 鳴神 純子
	廃棄物処理 総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

関西工場 尼崎事業所

廃棄物管理組織



5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。
- ④ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・工程内リサイクルを推進する。 ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化、燃料利用を推進する。 ・再生利用ルートを確保する。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水効率の向上等による中間処理を推進する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 当事業所から発生する産業廃棄物は、ガラス熔解窯からガラス・陶磁器屑(煉瓦屑)、排煙脱硫装置から污泥類、事業所全体から廃プラスチック類がある。これらの発生量の合計は、2,025^ト/年であり、ガラス・陶磁器屑(煉瓦屑)が1,642^ト/年であり全体の81%を占めている。

当事業所から委託処理される産業廃棄物は、マテリアルリサイクルとして路盤材で再生されている。

污泥・廃油では、288^トの内、全量マテリアルリサイクルで、焼却処理はしていない。

廃プラスチックは、29^トの内、全量焼却処理(サーマルリサイクル)している。

木屑・紙屑・廃液は、66^トの内、全量焼却処理(サーマルリサイクル)している。

全体を通じては、マテリアルリサイクルが95.3%、サーマルリサイクルが4.7%となっている。(下記図表参照)

産廃種類	発生量:ト	マテリアル	サーマル	マテリアル率:%	サーマル率:%
ガラス・陶磁器類	1,642	1,642	0	100.0	0.0
污泥・廃油	288	288	0	100.0	0.0
廃プラスチック	29	0	29	0.0	100.0
木屑・紙屑・廃液	66	0	66	0.0	100.0
合計	2,025	1,930	95	95.3	4.7

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

《具体的取組》 取り組みをすすめることにしている

廃棄物の種類	発生量実績 (ト/年) 令和6年度	発生量計画 (ト/年) 令和7年度	排出抑制量 (ト/年)	具 体 的 取 組
ガラス・陶磁器類	1,642	700	942	令和6年、6月～7月末までガラス溶融炉の温修工事があったため、産廃発生量が増加した。 温修工事前の実績に戻す。
汚泥・廃油	288	135	153	工事前の実績に戻す。
廃プラスチック	29	29	0	工事前の実績に戻す。
木屑 紙屑 廃液	66	34	32	工事前の実績に戻す。
合計	2,025	898	1,127	

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

《具体的取組》

- ・各課、G毎に発生したものをそれぞれ専用保管場所で管理する。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

《具体的取組》

廃棄物の種類	再生利用量 (ト/年) 実績 令和6年度	再生利用量 (ト/年) 計画 令和7年度	具 体 的 取 組
ガラス・陶磁器類	1,642	700	令和6年、6月～7月末までガラス溶融炉の温修工事があったため、産廃発生量が増加した。 温修工事前の実績に戻す。
汚泥・廃油	288	135	工事前の実績に戻す。
廃プラスチック	29	29	工事前の実績に戻す。
木屑 紙屑 廃液	66	34	工事前の実績に戻す。
合計	2,025	898	

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市大浜町2丁目30番地

氏名 株式会社 MCエバテック尼崎事業所
尼崎事業所長 井上 朋彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6416-8937

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 MCエバテック尼崎事業所
事業場の所在地	尼崎市大浜町2丁目30番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	9011 一般機械修理業
②事業の規模	製造品出荷額等 1,117百万円(令和6年度実績)
③従業員数	81人(令和7年3月末時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程別にそれぞれ分別保管を励行する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 再生委託業者に委託 優良認定処理業者に委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量		t t
	再生利用業者への処理委託量		t t
	認定熱回収業者への処理委託量		t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t t
(今後実施する予定の取組) 継続して実施			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6年度実績）		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	601.2 t	
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト100%対応済み			
※事務処理欄			

(第6面)

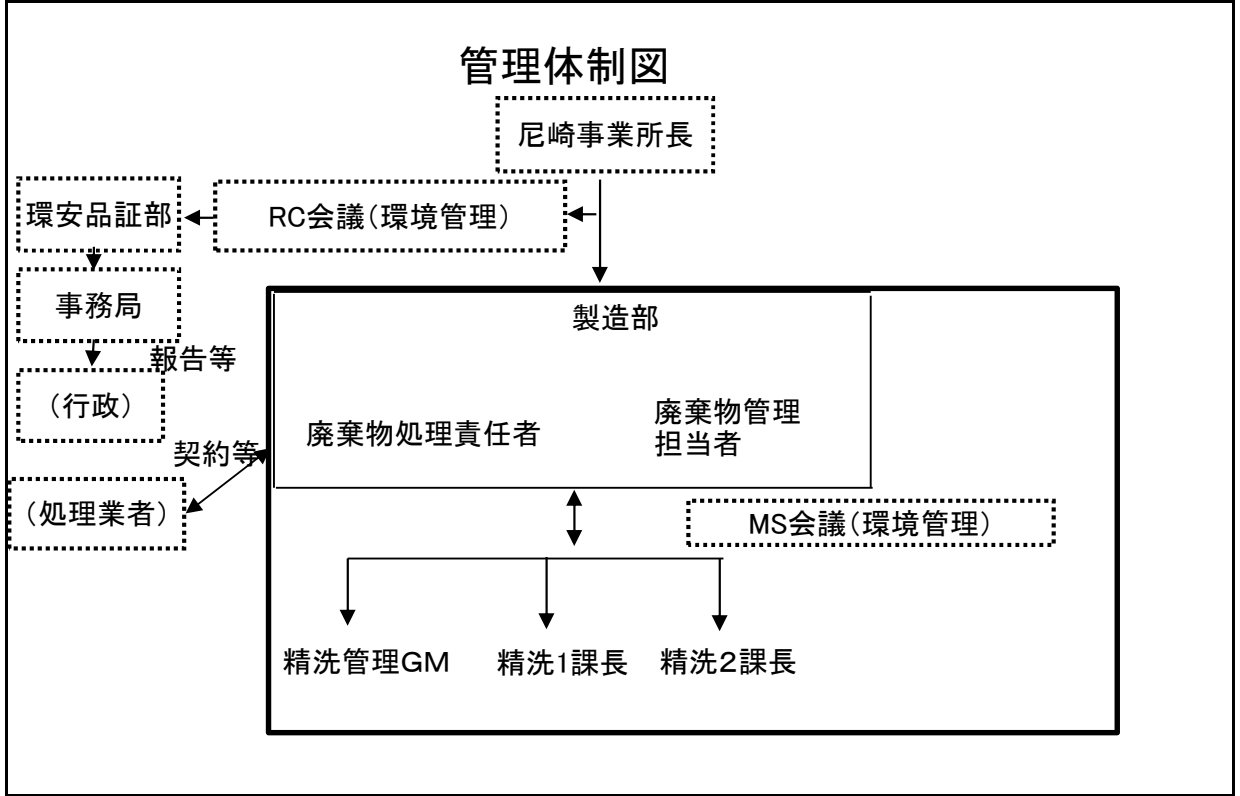
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理組織図

統括責任者	尼崎事業所長	
組織名	製造部(精洗1課・精洗2課)	
廃棄物処理責任者	製造部長(1名)	
役割	廃棄物処理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定、部門間の調整、行政への報告 ○廃棄物の資源化、燃料利用の推進 ○事業部内の他部門への関係法令等の教育、啓発、指導監督 ○処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、適正処理の確認 ○部門内から発生する産業廃棄物の発生削減
	廃棄物管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ○部門内から発生する産業廃棄物の分別、場内保管場所への運搬 ○部門内、従業員への分別方法等の徹底 ○マニフェストによる管理 ○その他関係する事項



(2) 管理体制

- ① 管理体制（組織）
製造部内の各課と協力し、廃棄物処理に対するため、尼崎事業所長を統括責任者とする組織を編成する。
- ② 管理方法
廃棄物管理規定及び廃棄物減量化のための規定の作成について検討する。

(3) 教育・研修

- 管理職環境管理研修
関係法の改修等、行政及び関係機関の研修会、説明会等へ積極的に参加する。

2. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

〈具体的取組〉

特別管理産業廃棄物の種類	排出量実績 (t/年) (R6年度)	排出量計画 (t/年) (R7年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
7000引火性廃油	1.4t	1.3t	0.1t	廃油の再生による抑制
7100強酸	167.9t	167.0t	0.9t	洗浄方法の見直しによる発生抑制
7427廃酸(有害)	18.6t	18.0t	0.6t	
7200強アルカリ	399.8t	390.0t	9.8t	洗浄方法の見直しによる発生抑制
7428廃アルカリ(有害)	8.9t	8.5t	0.4t	世界情勢を鑑みてR6年は半導体関連の製造メーカー依頼は先行き不透明のため排出量微減
7426汚泥(有害)	4.6t	4.0t	0.6t	洗浄方法の見直しによる発生抑制

3. 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

〈具体的取組〉

- ・ 現状では具体案なし、今後の検討課題とする。

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

○計画 目標(令和7年度)

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

4. 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

〈具体的取組〉

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

○計画 目標(令和7年度)

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

5. 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

〈具体的取組〉

- ・ 現状と同様。

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

○計画 目標(令和7年度)

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

6. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

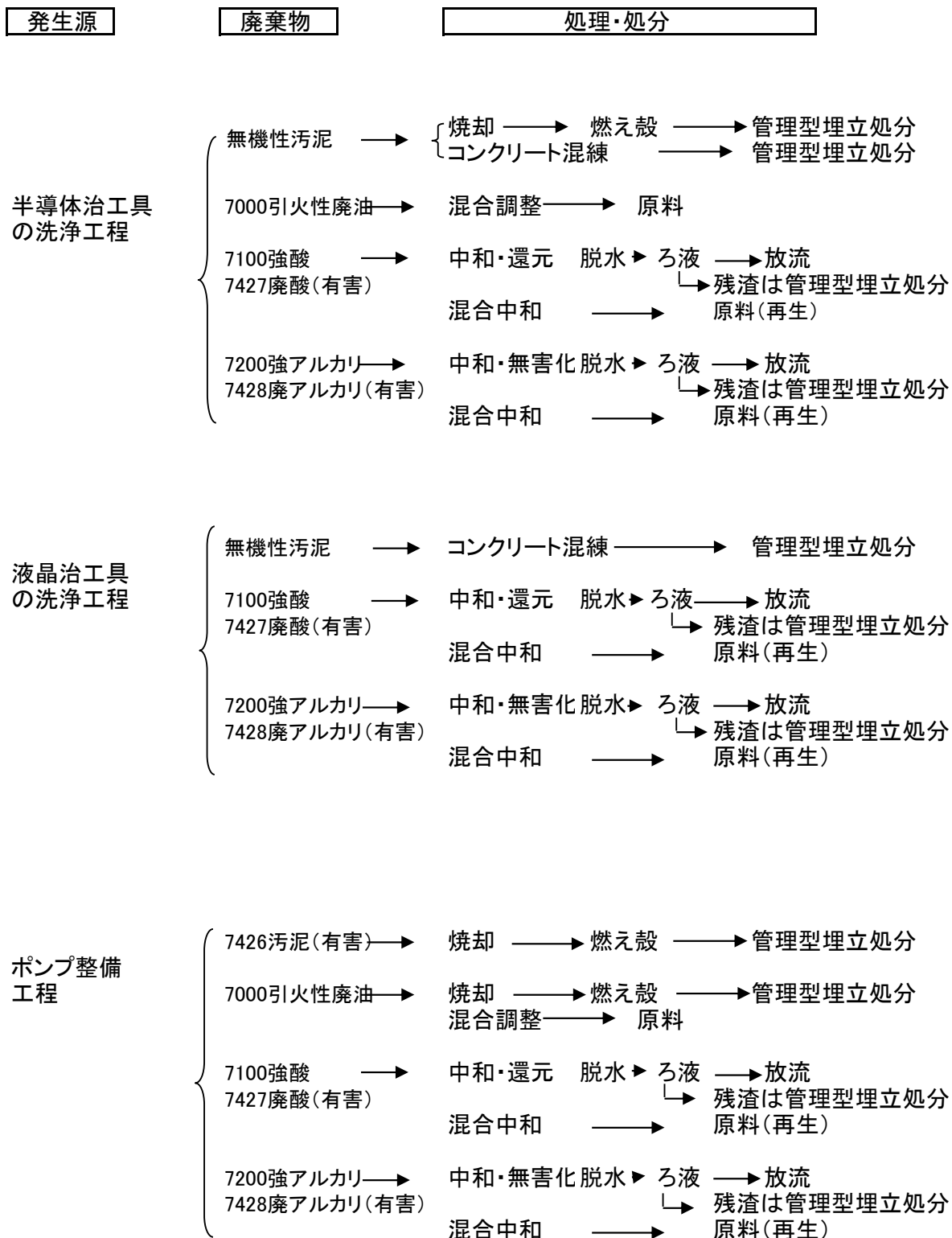
○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
全処理委託量	1.4t	167.9t	18.6t	399.8t	8.9t	4.6t
優良認定処理業者への処理委託量	1.4t	167.9t	18.6t	399.8t	8.9t	4.6t
再生利用業者への処理委託量	0.1t	56.0t	0.0t	4.5t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

○計画 目標(令和7年度)

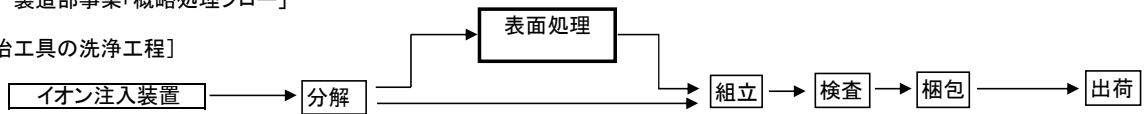
特別管理産業廃棄物の種類	7000引火性廃油	7100強酸	7427廃酸(有害)	7200強アルカリ	7428廃アルカリ(有害)	7426汚泥(有害)
全処理委託量	1.3t	167t	18.0t	390t	8.5t	4.0t
優良認定処理業者への処理委託量	1.3t	167t	18.0t	390t	8.5t	4.0t
再生利用業者への処理委託量	0.1t	56.0t	0.0t	4.5t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

特別管理産業廃棄物処理フローシート(現状)



製造部事業「概略処理フロー」

[半導体治工具の洗浄工程]

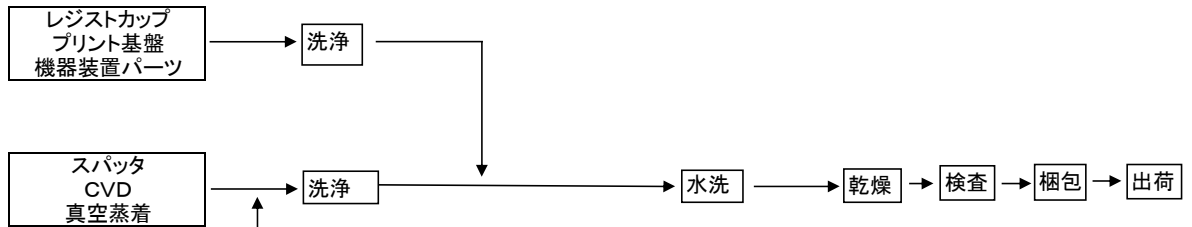


レジストカップ
プリント基盤
機器装置パーツ

スパッタ
CVD
真空蒸着

[液晶治工具の洗浄工程]

スパッタ
CVD
真空蒸着

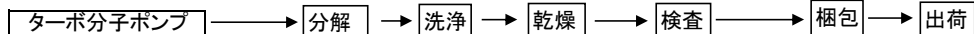
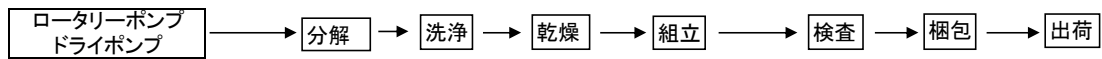
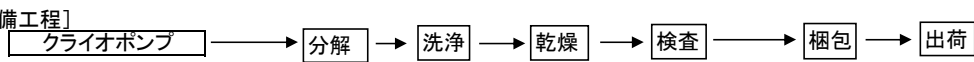


[ポンプ整備工程]

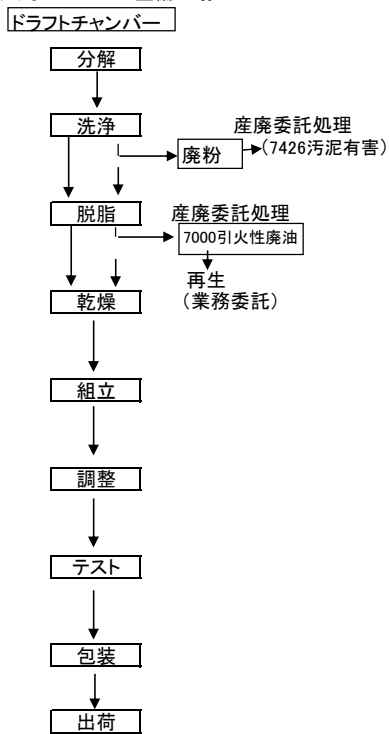
クライオポンプ

ロータリーポンプ
ドライポンプ

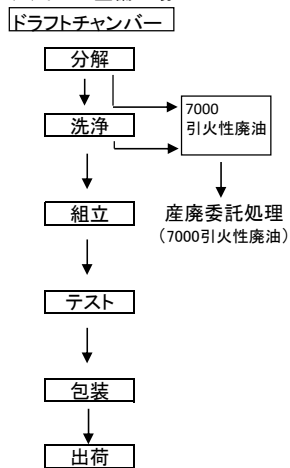
ターボ分子ポンプ



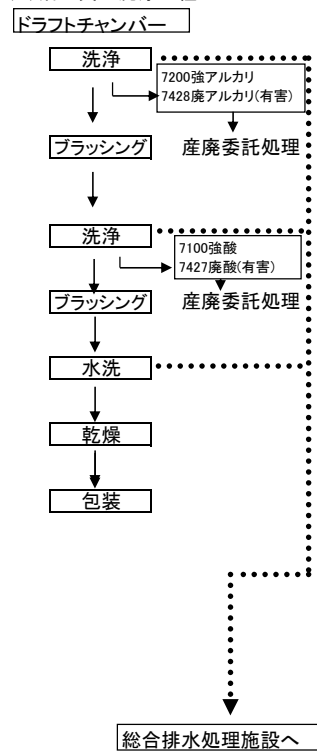
洗浄整備工程図
 (1) イオンソースの整備工場



(2) ポンプ整備工場



(3) 治工具の洗浄工程



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 〒660-8577 尼崎市常光寺4-3-1

氏名 王子イメージングメディア株式会社神崎工場
取締役神崎工場長 三柴 晶子

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6488-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	王子イメージングメディア株式会社 神崎工場
事業場の所在地	尼崎市常光寺4-3-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1431 塗工紙製造業
②事業の規模	期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日 製品出荷額：31,916百万円
③従業員数	371人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	（これまでに実施した取組） 0200汚泥及び0500廃アルカリ：塗料歩留の向上 0700紙くず及び0600廃プラスチック類：分別の徹底、製品歩留の向上 0800木くず（パレット）：パレット回収率の向上 2500水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、コンクリートくず及び陶磁器くず）：蛍光灯からLED照明機器への切替 0300廃油、7000引火性廃油及び1200金属くず：適切な設備保全	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	（今後実施する予定の取組） 前記①現状に記載のこれまでの取組を継続するとともに、工場全体の産業廃棄物について、廃棄物分別表を活用して分別を徹底し、工場内のRPF施設で処理できるものは処理して、外部業者へ委託する産業廃棄物の減量化に取り組む。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・全ての産業廃棄物は種類別に置場を設けて分別保管している。 ・廃棄物マップを各職場に掲示して置場が判るようにしている。 ・廃棄物分別表にイラストを入れて判りやすくしている。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃棄物部会を通じて分別の周知徹底を図る。 ・定期的に廃棄物分別表を見直し、必要に応じて改訂する。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	（これまでに実施した取組） 0700紙くず及び0600廃プラスチック類：分別の徹底、製品歩留の向上		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	（今後実施する予定の取組） 0700紙くず及び0600廃プラスチック類：前記①現状に記載のこれまでの取組を継続するとともに、廃棄物分別表を活用して分別を徹底し、工場内のRPF施設で処理できるものは処理して、外部業者へ委託する産業廃棄物の減量化に取組む。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 汚泥の発生源である紙塗工用の塗料の歩留を悪化させないように、日々の塗工量にばらつきをもたせないような品質管理や効率的に生産するための操業管理を徹底している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 塗工量をはじめとする品質管理、塗料ロスを最小限に抑えるための操業管理を継続し、汚泥排出量とその中間処理量の両方を減少させる。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	（これまでに実施した取組） ・優良認定事業者への委託 ・廃棄物の有効利用処理業者への変更 ・処理業者の事業場視察	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 非常時に備え、1種類の廃棄物について複数の処理業者と契約を締結すべく、新規処理業者の探索を継続する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

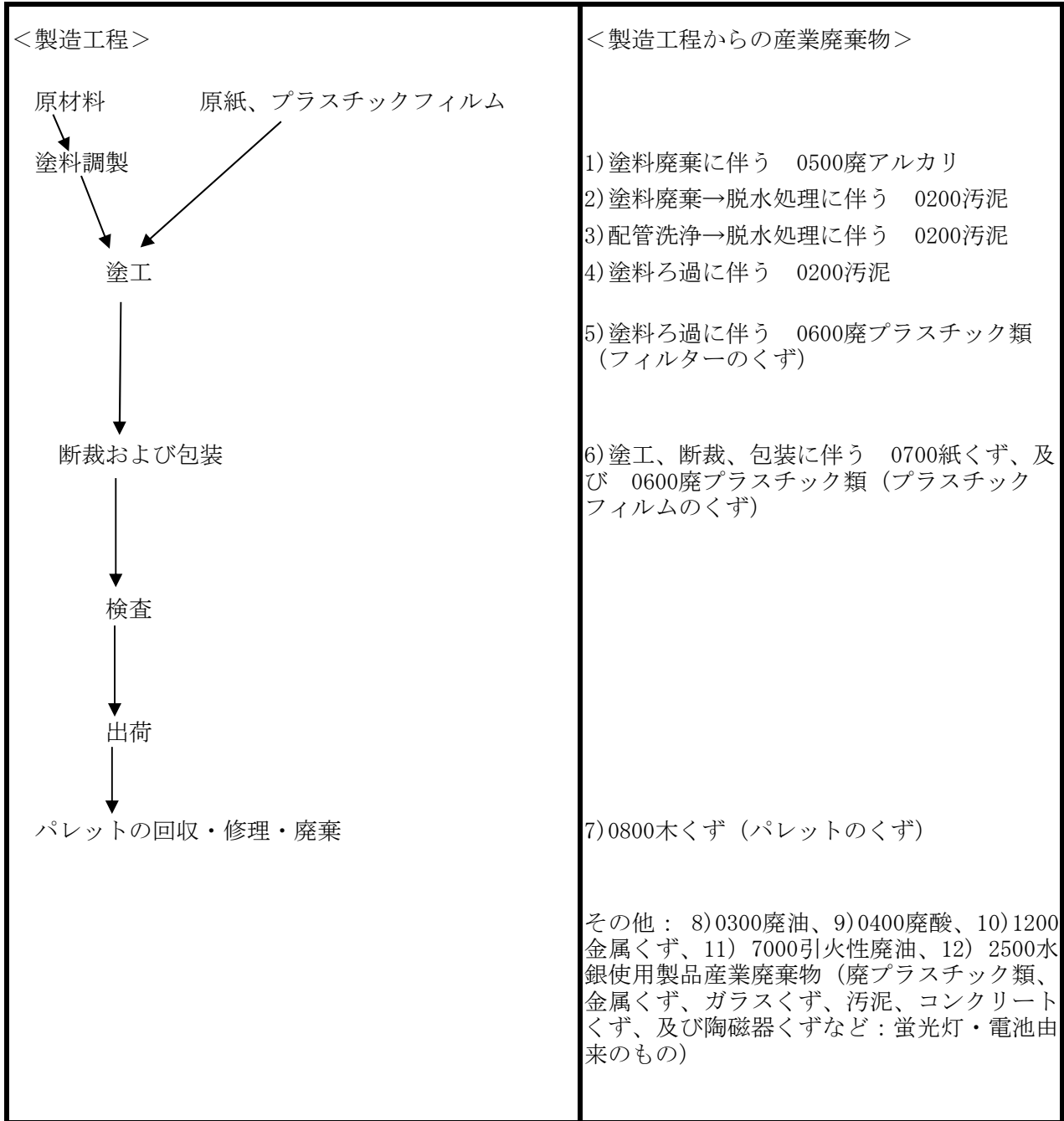
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

<別紙>

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

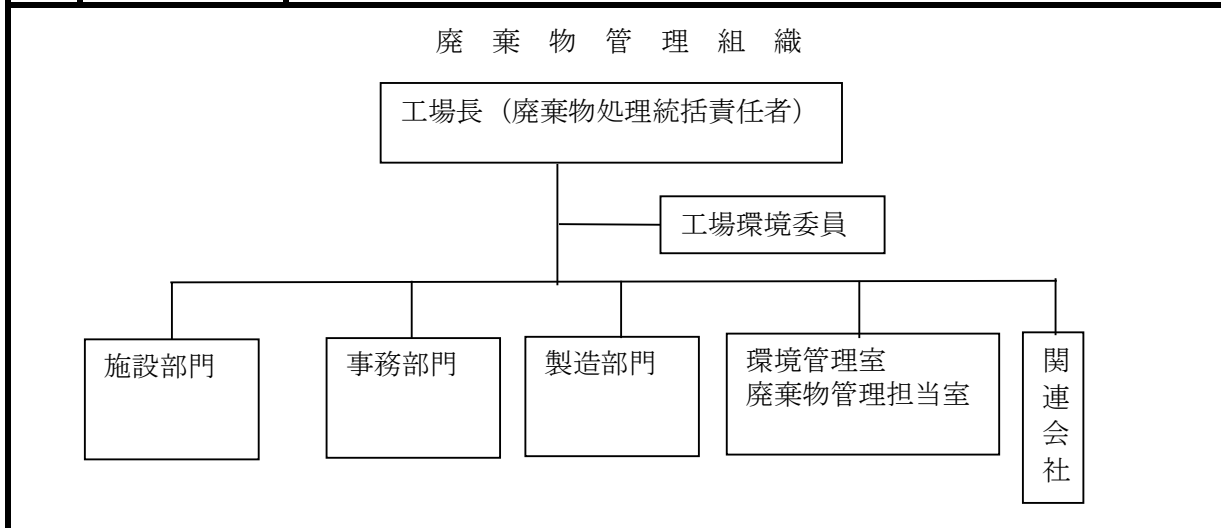
- 産業廃棄物の一連の処理の工程
(製造工程と それに伴って発生する主な産業廃棄物)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：神崎工場 職・氏名：取締役神崎工場長 三柴晶子
廃棄物担当部署		組織名：環境管理室 組織人数：5人
役割	工場環境委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－工場長 ・委員－各関連部署長 ・事務局－環境管理室
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の環境管理マニュアル（ISO14001準拠）（廃棄物管理基準含む）の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当室長	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	排出量 ①現状 前年度（令和6年度） 実績(t/年)	排出量 ②計画 今年度（令和7年度） 目標（t/年）
0200 汚泥	2038.4	2028.0
0300 廃油	7.9	8.0
0400 廃酸	0.6	1.0
0500 廃アルカリ	3.0	3.0
0600 廃プラスチック類	377.3	375.0
0700 紙くず	2804.5	2790.0
0800 木くず（パレット）	257.8	255.0
1200 金属くず	56.0	60.0
2500 水銀使用製品産業廃棄物 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、 コンクリートくず及び陶磁器くず）	0.8	1.0
7000 引火性廃油	0.0	0.0
合計	5546.3	5521.0

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産 業廃棄物の量 ①現状 前年度（令和6年度） 実績(t/年)	自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量 ②計画 今年度（令和7年度） 目標（t/年）
0200 汚泥	0.0	0.0
0300 廃油	0.0	0.0
0400 廃酸	0.0	0.0
0500 廃アルカリ	0.0	0.0
0600 廃プラスチック類	135.6	147.0
0700 紙くず	2576.0	2790.0
0800 木くず（パレット）	0.0	0.0
1200 金属くず	0.0	0.0
2500 水銀使用製品産業廃棄物 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、 コンクリートくず及び陶磁器くず）	0.0	0.0
7000 引火性廃油	0.0	0.0
合計	2711.6	2937.0

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	① 現状 前年度:令和6年度 実績 (t/年)	① 現状 前年度:令和6年度 実績 (t/年)	② 計画 今年度:令和7年度 目標 (t/年)	② 計画 今年度:令和7年度 目標 (t/年)
0200 汚泥	0.0	995.1	0.0	990.0
0300 廃油	0.0	0.0	0.0	0.0
0400 廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0
0500 廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0
0600 廃プラスチック類	0.0	0.0	0.0	0.0
0700 紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0
0800 木くず (パレット)	0.0	0.0	0.0	0.0
1200 金属くず	0.0	0.0	0.0	0.0
2500 水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、コンクリートくず及び陶磁器くず)	0.0	0.0	0.0	0.0
7000 引火性廃油	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	0.0	995.1	0.0	990.0

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	①現状 前年度:令和6年度 実績 (t/年)	②計画 今年度:令和7年度 目標 (t/年)
0200 汚泥	0	0
0300 廃油	0	0
0400 廃酸	0	0
0500 廃アルカリ	0	0
0600 廃プラスチック類	0	0
0700 紙くず	0	0
0800 木くず (パレット)	0	0
1200 金属くず	0	0
2500 水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、コンクリートくず及び陶磁器くず)	0	0
7000 引火性廃油	0	0
合計	0	0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量 (t/年)	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者へ の処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への処 理委託量
		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
0200 汚泥	1043.3	1043.3	1043.3	0.0	0.0
0300 廃油	7.9	3.1	7.9	0.0	0.0
0400 廃酸	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0
0500 廃アルカリ	3.0	1.0	3.0	0.0	0.0
0600 廃プラスチック類	241.7	92.2	241.7	0.0	0.0
0700 紙くず	228.5	0.0	228.5	0.0	0.0
0800 木くず（パレット）	257.8	192.0	257.8	0.0	0.0
1200 金属くず	56.0	0.0	56.0	0.0	0.0
2500 水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、コンクリートくず及び陶磁器くず）	0.8	0.8	0.8	0.0	0.0
7000 引火性廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1839.6	1333.0	1839.6	0.0	0.0

【今年度（令和7年度）目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量 (t/年)	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者へ の処理委託量	認定熱回収業者 への処理委託量	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への処 理委託量
		(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
0200 汚泥	1038.0	1038.0	1038.0	0.0	0.0
0300 廃油	8.0	1.0	8.0	0.0	0.0
0400 廃酸	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
0500 廃アルカリ	3.0	3.0	3.0	0.0	0.0
0600 廃プラスチック類	229.0	116.0	229.0	0.0	0.0
0700 紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0800 木くず（パレット）	255.0	190.0	255.0	0.0	0.0
1200 金属くず	60.0	0.0	60.0	0.0	0.0
2500 水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、汚泥、コンクリートくず及び陶磁器くず）	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
7000 引火性廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1595.0	1350.0	1595.0	0.0	0.0

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 10 月 15 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市大高洲町11番地

氏名 株式会社大阪ソーダ 尼崎工場
工場長 増本喜之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6409-1581

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大阪ソーダ
事業場の所在地	尼崎市大高洲町11番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	ソーダ工業[1621] その他の無機化学工業製品製造業[1629] その他の有機化学工業製品製造業[1639]
②事業の規模	令和6年度製造品出荷額 11,838百万円
③従業員数	147名(令和7年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙「特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 生産条件の最適化により、排出量低減を行っています。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、生産条件の最適化により排出量低減に取り組みます。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 7000引火性廃油、7425廃油(有害)、7110強酸(有害)は、貯槽またはドラム缶に保管しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、7000引火性廃油、7425廃油(有害)、7110強酸(有害)は、貯槽またはドラム缶に保管します。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 蒸留にて7425廃油（有害）のみを抽出し、蒸留分を再生利用しました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き蒸留にて7425廃油（有害）のみを抽出し、蒸留分を再生利用します。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 固液分離を行い、7425廃油（有害）のみを抽出することで減量化しました。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 全量を優良認定処理業者へ処理委託しました。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き、全量を優良認定処理業者へ処理委託します。また、全量を再生利用業者へ委託します。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
<p>(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が完了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

① 現状	【 前 年 度 （ 令 和 6 年 度 ） 実 績 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	排 出 量	6.03 t	127.61 t	1040.90 t	0.01 t	1174.55 t
② 計画	【 目 標 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	排 出 量	5.41 t	124.80 t	1141.87 t	0.00 t	1272.08 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【 前 年 度 （ 令 和 6 年 度 ） 実 績 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	546.30 t	0.00 t	546.30 t
② 計画	【 目 標 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	599.29 t	0.00 t	599.29 t

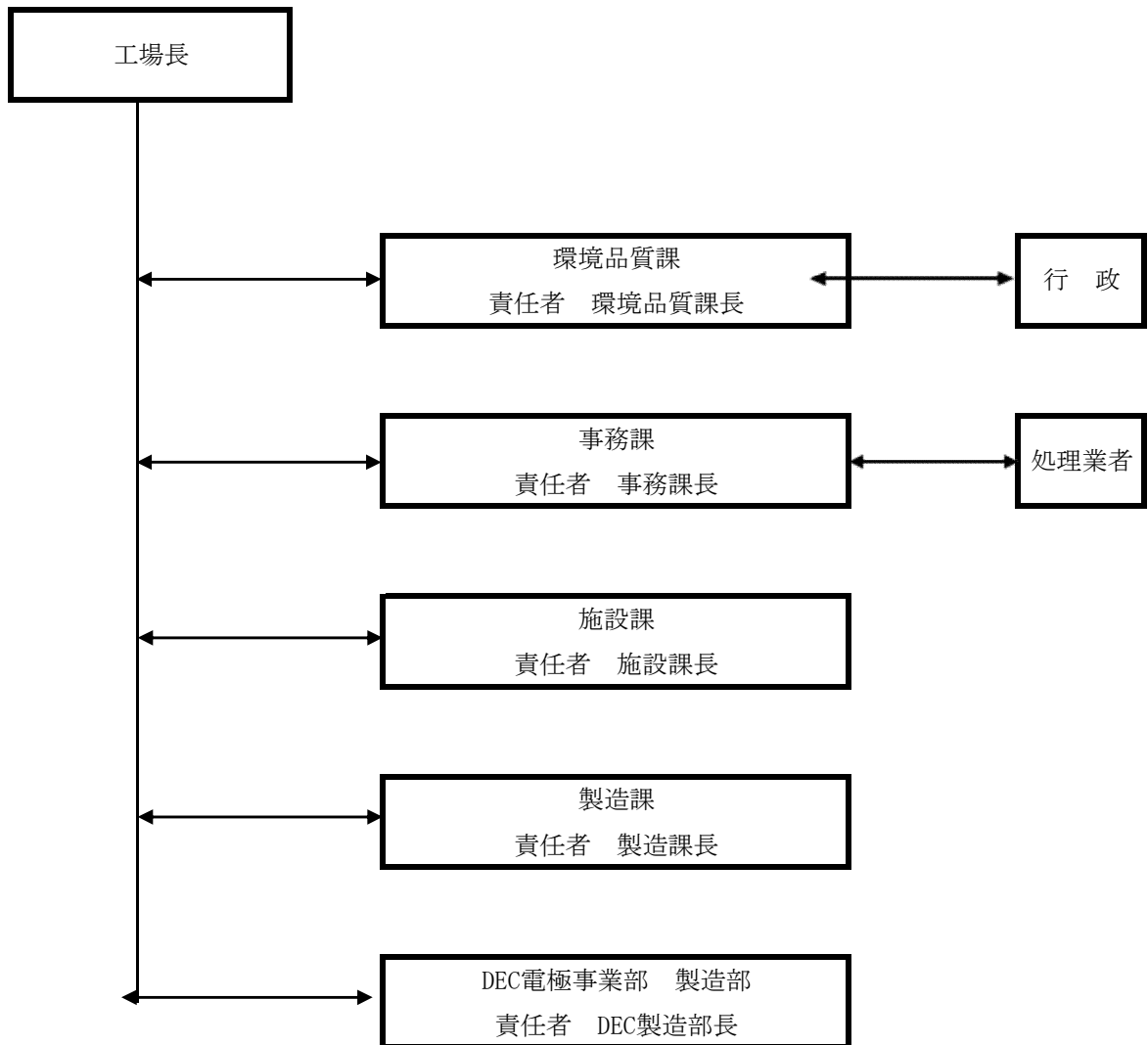
① 現状	【 前 年 度 （ 令 和 6 年 度 ） 実 績 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	141.70 t	0.00 t	141.70 t
② 計画	【 目 標 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	155.44 t	0.00 t	155.44 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事

① 現状	【 前 年 度 （ 令 和 6 年 度 ） 実 績 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
② 計画	【 目 標 】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

【 前 年 度 （ 令 和 6 年 度 ） 実 績 】						
① 現 状	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	全処理委託量	6.03 t	127.61 t	352.90 t	0.01 t	601.25 t
	優良認定処理業者への処理委託量	6.03 t	127.61 t	352.90 t	0.01 t	486.55 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	127.61 t	352.90 t	0.01 t	486.55 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	127.61 t	0.00 t	0.00 t	127.61 t
	【 目 標 】					
② 計 画	特別管理産業廃棄物の種類	7110 強酸 (有害)	7000 引火性廃油	7425 廃油 (有害)	7421 廃石綿等 (飛散性)	合計
	全処理委託量	5.41 t	124.80 t	387.10 t	0.00 t	577.82 t
	優良認定処理業者への処理委託量	5.41 t	124.80 t	387.10 t	0.00 t	517.31 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	124.80 t	387.10 t	0.00 t	517.31 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	124.80 t	0.00 t	0.00 t	124.80 t

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制図

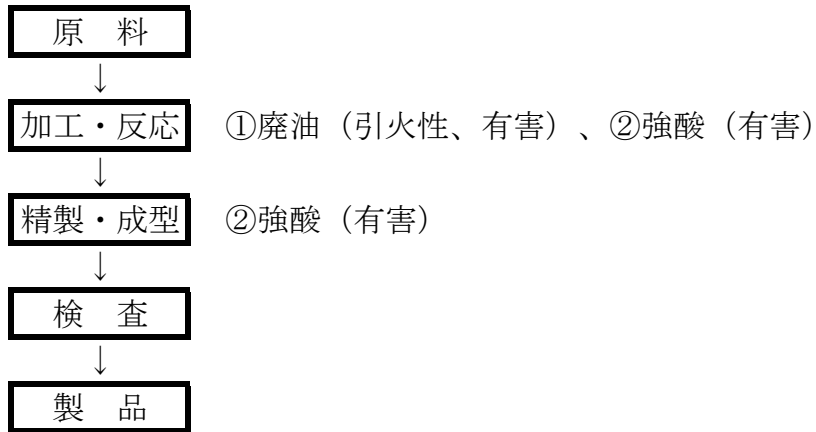


分担

環境品質課、事務課

1. 廃棄物処理計画等の策定、行政への報告
2. 廃棄物処理委託契約等、引渡し
3. 工場内の他部署への関係法規等の教育、啓発、指導監督
4. 廃棄物の保管管理（特別管理産業廃棄物管理責任者）
施設課、製造課、DEC電極事業部

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①廃油（引火性、有害）

収集運搬 → 焼却、蒸留（主に再生利用業者）

②強酸（有害）

収集運搬 → 中和、焼却

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 11日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東浜町一番地

氏名 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
代表取締役社長 川福 純司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6413-9241

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
事業場の所在地	尼崎市東浜町一番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2319 その他の非鉄金属第一次精錬・精製業
②事業の規模	令和6年度 51,914 百万円
③従業員数	843名（令和7年4月1日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の含水率を低減させる取り組みを継続。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適切に分別管理を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) パトロールを実施し、分別管理レベルの維持向上に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 可能な範囲で再生利用業者へ委託を行った。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な範囲で再生利用業者へ委託する取組の継続。		
※事務処理欄			

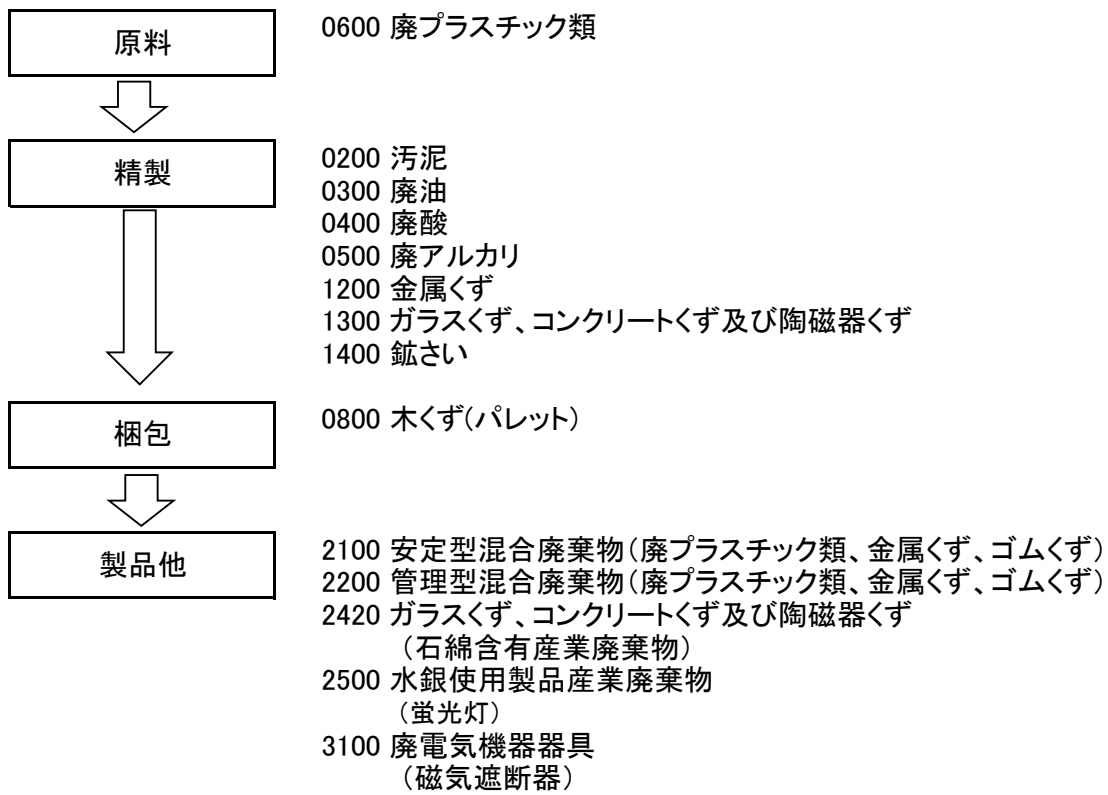
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

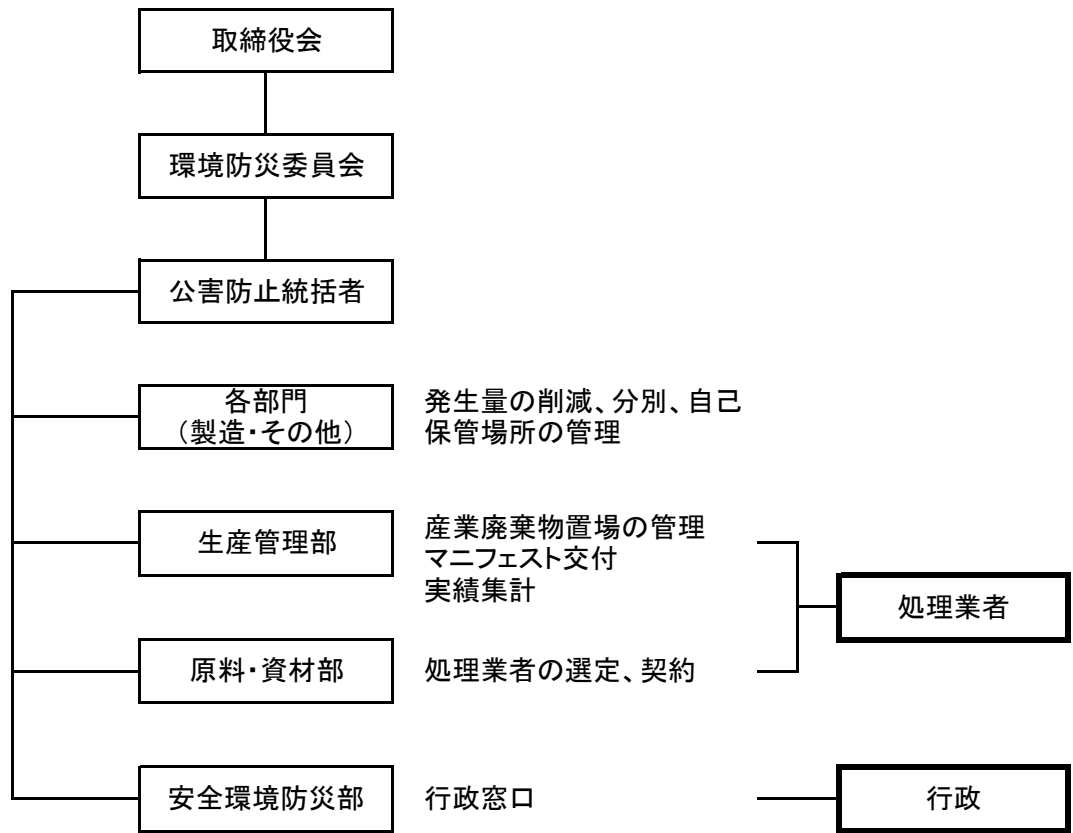
請
じ
ま
と。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
○産業廃棄物の一連の処理の工程



0100 燃え殻					
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 焼却	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	両備トランスポート株式会社	>→ 焼却	<委託:	共栄製鋼株式会社 山口事業所	>→ 中間処理
0200 汚泥					
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社見瀬商店	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社摂津清運	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社内田商店	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社やまのべ	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	白瀬浚渫興業株式会社	>→ 脱水	<委託:	大阪ベントナイト事業協同組合	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社木戸運輸	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社海成工業	>→ 固化	<委託:	株式会社セーフティーアイランド	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社やまのべ	>→ 固化	<委託:	株式会社セーフティーアイランド	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社見瀬商店	>→ 固化	<委託:	株式会社セーフティーアイランド	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 固化	<委託:	株式会社セーフティーアイランド	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社木戸運輸	>→ 固化	<委託:	株式会社セーフティーアイランド	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社内田商店	>→ 固化	<委託:	株式会社セーフティーアイランド	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	LinkOne株式会社	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
0300 廃油					
収集運搬<委託:	早来工営株式会社	>→ 焼却	<委託:	早来工営株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	泉興業株式会社	>→ 焼却	<委託:	西播商事株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	イワタニ・エコ・ロジ株式会社	>→ 油水分離	<委託:	岩谷化学工業株式会社	>→ 再利用
収集運搬<委託:	株式会社サンエム	>→ 油水分離	<委託:	岩谷化学工業株式会社	>→ 再利用
0400 廃酸					
収集運搬<委託:	早来工営株式会社	>→ 中和	<委託:	早来工営株式会社	>→ 中間処理
0500 廃アルカリ					
収集運搬<委託:	早来工営株式会社	>→ 中和	<委託:	早来工営株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	相和運送株式会社	>→ 中和	<委託:	日本エコロジー株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	RTT株式会社 大阪支社	>→ 中和	<委託:	株式会社レックスRF	>→ 中間処理
0600 廃プラスチック類					
収集運搬<委託:	株式会社摂津清運	>→ 破碎	<委託:	株式会社摂津清運	>→ 中間処理
0800 木くず(パレット)					
収集運搬<委託:	泉興業株式会社	>→ 破碎	<委託:	泉興業株式会社	>→ 中間処理
1200 金属くず					
収集運搬<委託:	ミヤマ株式会社	>→ 破碎	<委託:	ミヤマ株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社豊鐘	>→ 溶融	<委託:	新虎興産株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	有限会社交成運輸	>→ 破碎・選別	<委託:	株式会社シマブンコーポレーション 神戸工場	>→ 中間処理
1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず					
収集運搬<委託:	株式会社摂津清運	>→ 破碎・選別	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	株式会社見瀬商店	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社摂津清運	>→ 埋め立て処分	<委託:	株式会社摂津清運	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社内田商店	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
1400 鋳さい					
収集運搬<委託:	株式会社摂津清運	>→ 埋め立て処分	<委託:	大栄環境株式会社	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社見瀬商店	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	株式会社内田商店	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 埋め立て処分	<委託:	大阪湾広域臨海環境整備センター	>→ 最終処分
2100 安定型混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず)					
収集運搬<委託:	泉興業株式会社	>→ 焼却	<委託:	泉興業株式会社	>→ 中間処理
2200 管理型混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず)					
収集運搬<委託:	株式会社摂津清運	>→ 破碎	<委託:	株式会社摂津清運	>→ 中間処理
収集運搬<委託:	泉興業株式会社	>→ 破碎	<委託:	泉興業株式会社	>→ 中間処理
2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)					
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 破碎	<委託:	三重中央開発株式会社	>→ 中間処理
2522 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)					
収集運搬<委託:	泉興業株式会社	>→ 破碎	<委託:	株式会社ジェイ・エム・アール	>→ 中間処理
3100 廃電気機械器具					
収集運搬<委託:	大栄環境株式会社	>→ 破碎	<委託:	三重中央開発株式会社	>→ 中間処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
排出量	9.782	23902.45	110.411	0.032	23.174	78.66	82.97	58.92	1168.86	383.26	25.905	6.39	0.05	0.9	0.01

(単位:t)

合計	25851.777
----	-----------

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
排出量	9	22000	100	0	21	72	80	54	1100	350	24	6	0	1	0

(単位:t)

合計	23817
----	-------

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
自ら再生処理を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	0
----	---

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
自ら再生処理を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	0
----	---

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	0
合計	0

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	0
合計	0

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	0
----	---

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	0
----	---

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
全処理委託量	9.782	23902.45	110.411	0.032	23.174	78.66	82.97	58.92	1168.86	383.26	25.905	6.39	0.05	0.9	0.01
優良認定処理業者への処理委託量	9.782	23902.45	110.411	0.032	23.174	78.66	82.97	0.02	150.32	4.28	25.905	6.39	0.05	0.9	0.01
再生利用業者への処理委託量	0	0	108.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	25851.777
	24395.357
	108.9
	0
	0

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0100 燃え殻	0200 汚泥	0300 廃油	0400 廃酸	0500 廃アルカリ	0600 廃プラスチック類	0800 木くず(パレット)	1200 金属くず	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1400 鋳さい	2100 安定型混合廃棄物	2200 管理型混合廃棄物	2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	2500 水銀使用製品産業廃棄物	3100 廃電気機器器具
全処理委託量	9	22000	100	0	21	72	80	54	1100	350	24	6	0	1	0
優良認定処理業者への処理委託量	9	22000	100	0	21	72	80	0	100	4	24	6	0	1	0
再生利用業者への処理委託量	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:t)

合計	23817
	22417
	100
	0
	0

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 11日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東浜町一番地

氏名 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
代表取締役社長 川福 純司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6413-9241

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ

事業場の所在地 尼崎市東浜町一番地

計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 2319 その他の非鉄金属第一次精錬・精製業

②事業の規模 令和6年度 51,914 百万円

③従業員数 843名 (令和7年4月1日現在)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸の有価物販売を促進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 適切に分別管理を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) パトロールを実施し、分別管理レベルの維持向上に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な範囲で再生利用業者へ委託を行った。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 可能な範囲で再生利用業者へ委託する取組の継続。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	17.04 t	
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト対応済み			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

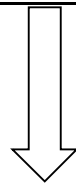
当該事業場において現に行っている事業に関する事項
○特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

原料



精製

- 7000 燃えやすい廃油
- 7100 pH2.0以下の廃酸
- 7110 pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)



梱包



製品他

- 7411 廃PCB等
- 7412 PCB汚染物

7000 燃えやすい廃油

収集運搬<委託: 早来工営株式会社 >→ 焼却 <委託: 早来工営株式会社 >→ 中間処理
収集運搬<委託: 株式会社エコプラン >→ 再生 <委託: 株式会社レックスRF >→ 再利用
収集運搬<委託: 泉興業株式会社 >→ 焼却 <委託: 西播商事株式会社 >→ 中間処理

7100 pH2.0以下の廃酸

収集運搬<委託: 相和運送株式会社 >→ 中和 <委託: 日本エコロジー株式 >→ 中間処理

7110 pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)

収集運搬<委託: 相和運送株式会社 >→ 中和 <委託: 日本エコロジー株式 >→ 中間処理

7411 廃PCB等

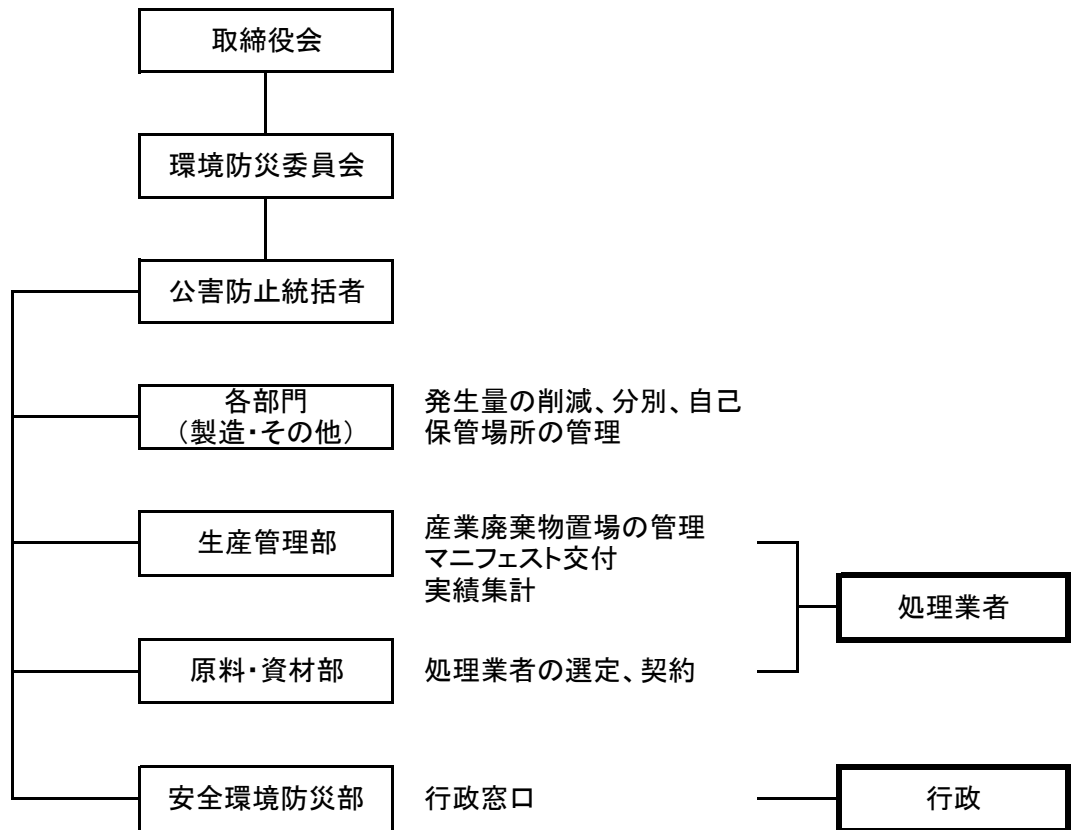
収集運搬<委託: オオノ開発株式会社 >→ 焼却 <委託: オオノ開発株式会社 >→ 中間処理

7412 PCB汚染物

収集運搬<委託: 新虎興産株式会社 >→ 焼却 <委託: オオノ開発株式会社 >→ 中間処理

収集運搬<委託: オオノ開発株式会社 >→ 焼却 <委託: オオノ開発株式会社 >→ 中間処理

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物	合計
排出量	0.464	1.34	15.236	28.31	84.67	130.02

○計画 目標

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
排出量	0	1	14	0	0	15

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
自ら再生処理を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0

○計画 目標

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
自ら再生処理を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物	0	0	0	0	0	0

○計画 目標

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物	0	0	0	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0

○計画 目標

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
全処理委託量	0.464	1.34	15.236	28.31	84.67	130.02
優良認定処理業者への処理委託量	0.464	1.34	15.236	28.31	84.67	130.02
再生利用業者への処理委託量	0.160	0.000	0.000	0.000	0.000	0.16
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0

○計画 目標

(単位:t)

特別管理産業廃棄物の種類	7000 燃えやすい廃油	7100 pH2.0以下の廃酸	7110 pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	合計
全処理委託量	0	1	14	0	0	15
優良認定処理業者への処理委託量	0	1	14	0	0	15
再生利用業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 661-0001 尼崎市塚口本町2-41-1

氏名 川上塗料株式会社
本社工場長 木田幸作

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6421-5411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

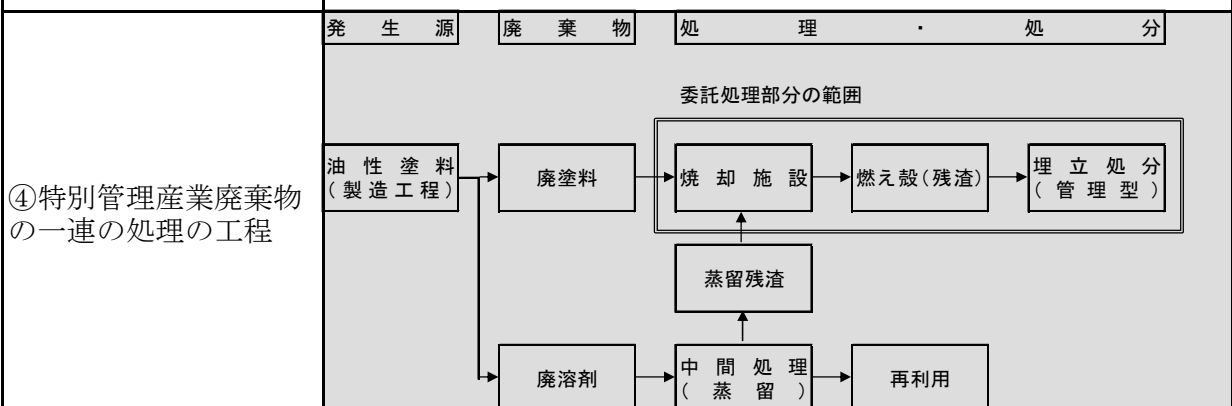
事業場の名称	川上塗料株式会社 本社工場
--------	---------------

事業場の所在地	兵庫県尼崎市塚口本町2丁目41-1
---------	-------------------

計画期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5ヵ年計画)
------	------------------------------

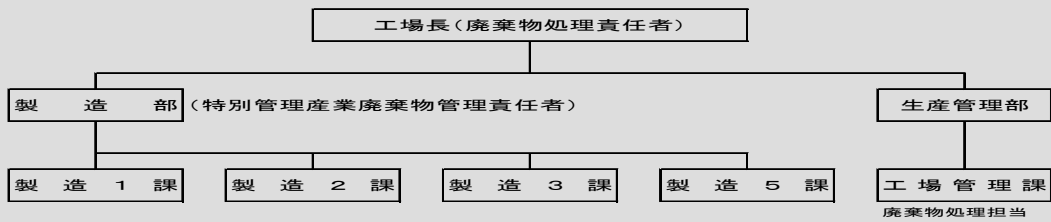
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	生産量(110期 令和5年12月~令和6年11月) 4850t(合成樹脂塗料、水系塗料、シンナー)
③従業員数	91名(令和7年3月末現在)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	341.00 t	t
	(これまでに実施した取組) ①不適合品塗料の廃棄量削減 ・再生推進 ・再発防止に関する教育		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	450.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 目標値は過去5年の平均450 t以下を維持する目標とする ① 品質異常品塗料発生による、廃棄塗料削減 ・再生化推進と異常再発防止に関する是正と教育 ② 製造設備洗浄溶剤の使用量削減 ・同系塗料の連続製造による洗浄作業低減 ・同系色の連続製造による洗浄作業低減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃塗料（リサイクルせず処分）及び廃溶剤（洗浄作業使用後の溶剤社内でリサイクル）をきちんと分け、廃溶剤を廃塗料としないよう徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今までの取り組みを継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	247.00 t	t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄作業に使用した廃溶剤を蒸留 ・ 同系塗料の連続製造による洗浄作業低減 ・ 同系色の連続製造による洗浄作業低減 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	330.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 洗浄溶剤の効率的使用による発生量削減		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	118.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	118.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	114.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ依頼している		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	120.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	4.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	116.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度に引き続き優良認定処理業者へ依頼するようにしている		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	341.00	t
	(今後実施する予定の取組等) 2020年4月から移行		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 25日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市神崎町33-1

氏名 関西ペイント株式会社 尼崎事業所
事業所長 村尾 和久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6499-4861

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 関西ペイント株式会社 尼崎事業所

事業場の所在地 兵庫県尼崎市神崎町33-1

計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 1644 塗料製造業

②事業の規模 製造品出荷額 5,510,885万円 (令和6年度実績)

③従業員数 271人 (令和7年4月末時点)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 「別紙 1 参照」

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙 2 参照」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	排出量	143 t	0.0 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>2つある溶剤蒸留設備のうち、真空蒸留設備の稼働を停止した事で、特別管理産業廃棄物の排出量が前年度と比較し大幅に削減となった。</p> <p>尼崎事業所が保有するPCB廃棄物は23年度に全ての処理を完了。</p>		
②計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	排出量	135 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>尼崎事業所、令和6年度実績の3%以上削減する。</p>		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>事業所内グループ会社の・廃溶剤・廃塗料の分別を行う。</p> <p>廃溶剤は、蒸留処理を行い再生溶剤にリサイクル化。</p> <p>廃塗料は、エマルジョン燃料の原料として有価売却。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>事業所内グループ会社の廃溶剤は自社にて中間処理を行い減容化、回収した再生溶剤を売却し、残る廃塗料を燃料の原料として有価売却をする事で廃棄物の削減を行う。</p>

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 該当無し。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	全処理委託量	143 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	130 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	58 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	84 t	0 t
(これまでに実施した取組) 7000引火性廃油の処理については、優良産廃処理業者、産廃処理業者へ委託、年間を通し産業廃棄物の適正な処理を継続して行った。 尼崎事業所保有のPCB廃棄物は23年度に全ての処理を完了。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	全処理委託量	140 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	120 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	50 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	80 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>7000引火性廃油の処理については、優良産廃処理業者、産廃処理業者へ委託し、産業廃棄物の適正な処理を継続する。</p> <p>尼崎事業所保有のPCB廃棄物は23年度に全ての処理を完了。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	143	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子マニフェストの運用は令和元年12月より開始。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

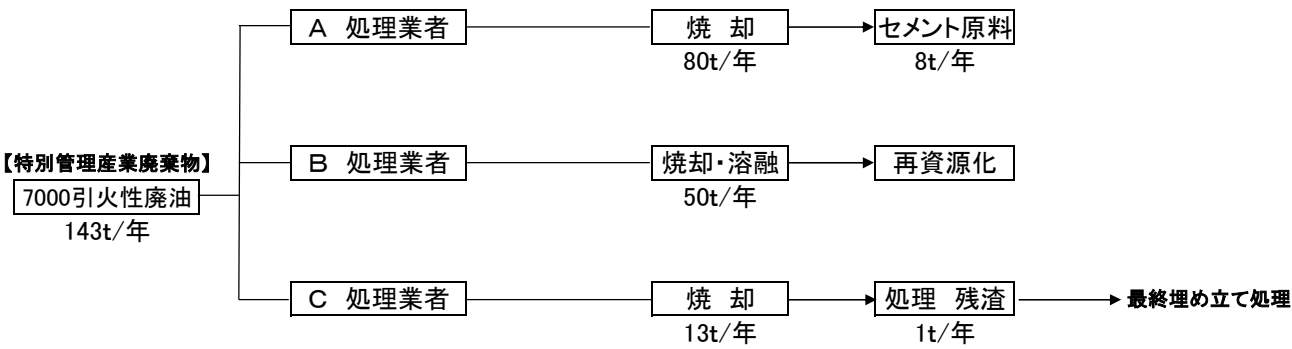
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

「別紙1」 ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

中間 処理

処 理 ・ 処 分

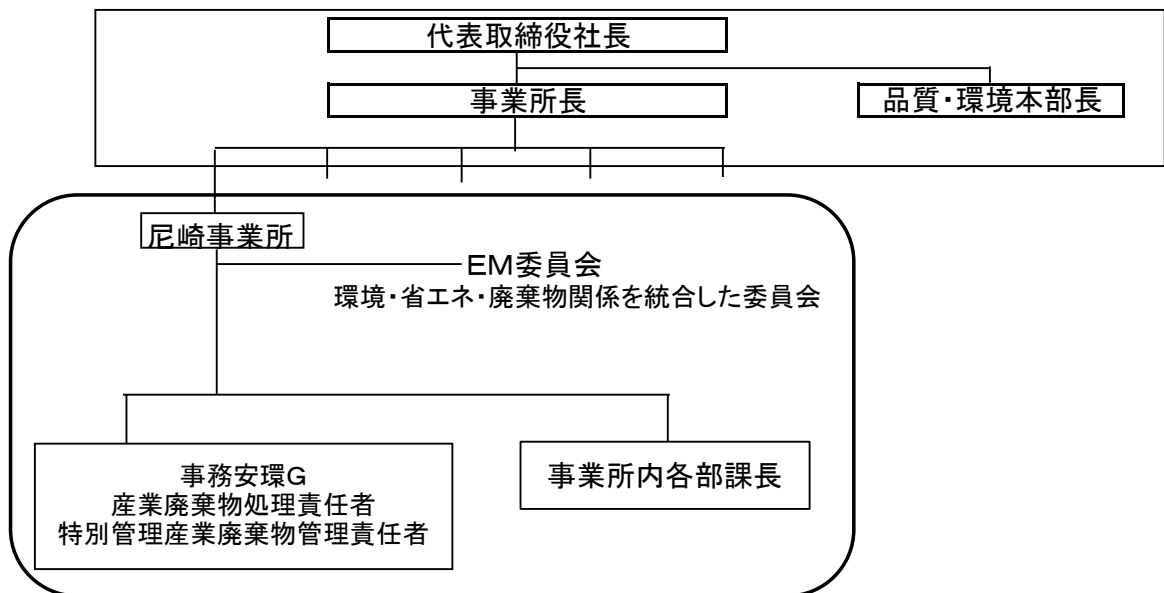


「別紙2」 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者		尼崎事業所長
廃棄物担当		事務安環G
役割	EM委員会	委員長:事業所長 委員:関連部門部課長 事務局:事務安環G・グループリーダー ◎廃棄物の発生抑制、再生利用、ゼロエミッション等で必要な事項の検討
	産業廃棄物処理責任者	事務安環G・グループリーダー 特別管理産業廃棄物管理責任者 ◎廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ◎処理施設の維持管理状況の把握 ◎従業員及び関連会社に対する教育・啓発 ◎処理業者の調査、選定・契約及び管理 ◎マニフェストの交付管理 監督官庁への各種報告 その他関連する事項

廃棄物管理体制



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 20 日	
尼崎市長 殿	
提出者	
住所 尼崎市東浜町6-3	
氏名 協立容器工業株式会社	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6413-1558	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	協立容器工業株式会社
事業場の所在地	尼崎市東浜町6-3
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3299 その他の製造業
②事業の規模	製造品出荷額 368,215万円(令和6年度実績)
③従業員数	27人 (令和7年3月31日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	140.40 t	t
	(これまでに実施した取組) ① ドラム内残渣を減少するように顧客に依頼する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	139.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ① 継続してドラム内残渣量の減少を依頼する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油の分別及びドラム内残渣の削減依頼
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ドラム内残渣を減少させる(分別を強化する)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実績なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
（今後実施する予定の取組） 実績なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実績なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

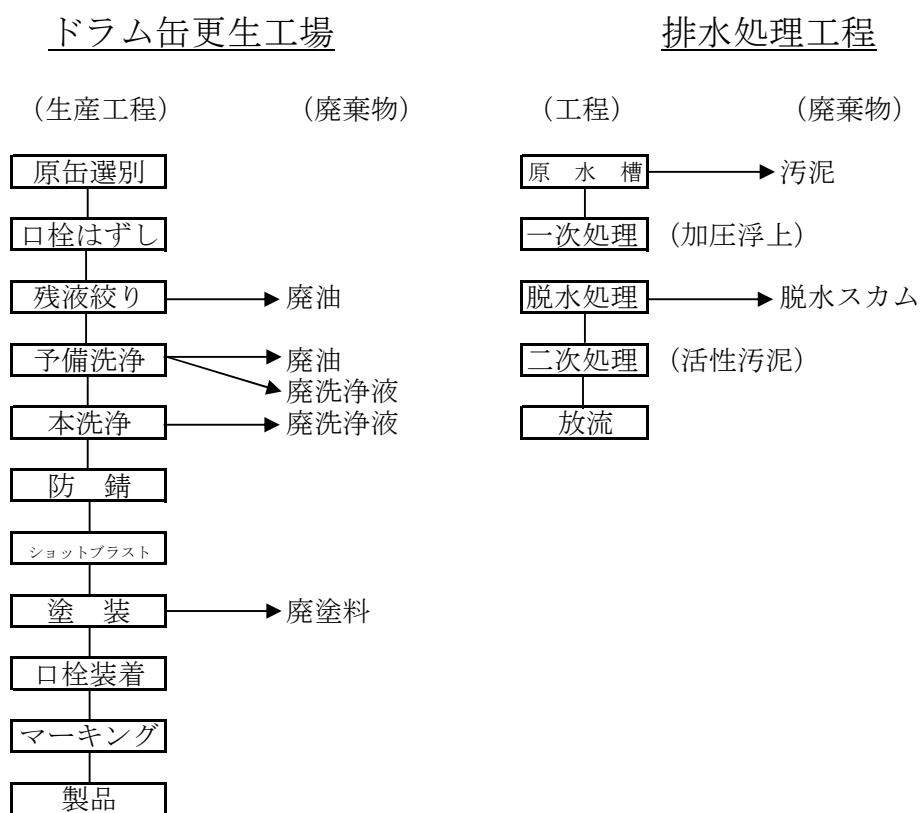
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	140.40 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	140.40 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 添付資料3のとおり		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	127.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120.70 t	t
	再生利用業者への処理委託量	6.30 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 添付資料3のとおり		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	140.40	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考 こ 元 に が 記 の 管 績、 業 こ ご び 生 1 熱 す 生	<p>1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。</p> <p>2 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。 (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。</p> <p>4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。</p> <p>6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生</p>
--	---

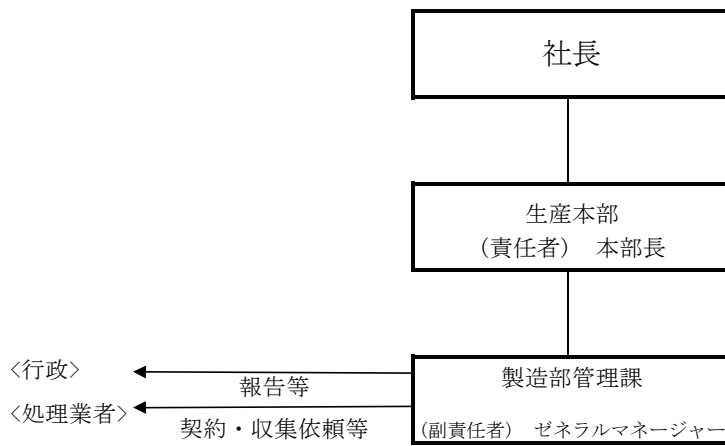
産業廃棄物の発生工程



特管	産業廃棄物の種類	運搬受託者の	処分受託者の	処理法
特	廃油	尼崎ドラム缶工業㈱	エコシステム山陽㈱	焼却

特別管理産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

産業廃棄物の管理組織



統括責任者	所属	尼崎工場	職・氏名	本部長	稲垣崇宏
廃棄物担当	組織名	製造部	職・氏名	ゼネラルマネージャー	稲垣崇宏
	組織人数	3名		係員	佐々木彩

役割	廃棄物処理 総括責任者	廃棄物処理に関する各種事項の決定と承認
	製造部	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業廃棄物処理計画の作成 ② 産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③ 処理業者の調査、選定、管理 ④ 委託契約の締結 ⑤ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑥ 監督官庁への各種報告

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 2 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市東海岸町1番地14

氏名 株式会社協和
代表取締役 池田 学

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6409-6241

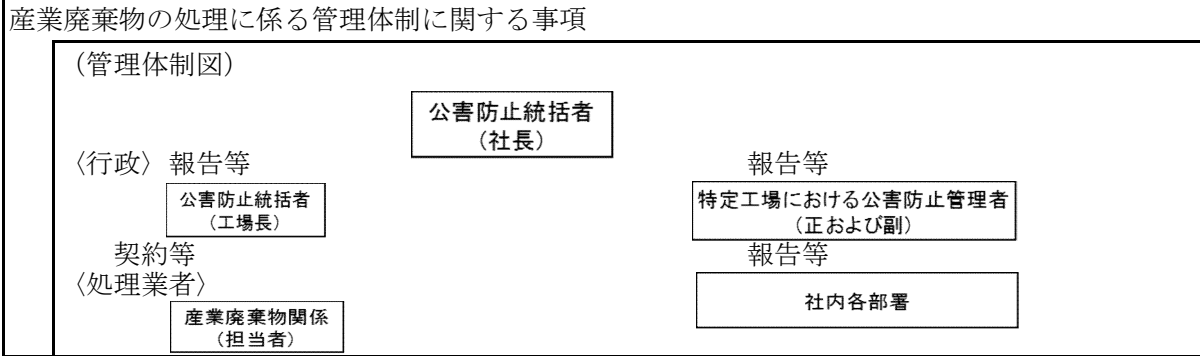
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東海岸生コンクリート株式会社
事業場の所在地	兵庫県尼崎市東海岸町1番地14
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2122 生コンクリート製造業
②事業の規模	製造品出荷数量 35,808m ³
③従業員数	7名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	○産業廃棄物の一連の処理工程 現場等での発生した残コン >①戻りコン ミキサー車ドラム洗浄水 >②スラッジ水 ① 戻りコン 収集運搬〈委託:(有)トップエム〉破碎《委託:ケンエイ産業(株)》 ② スラッジ水 沈殿→上澄み水→練り混ぜ水として再利用 堆積物→①戻りコン処理に同じ

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 カラスマシ、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	3720.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 戻りコンクリートの発生を抑制するべく、購入者側との打ち合わせ等を緊密に行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 カラスマシ、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	3000.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組みを継続して実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 戻りコンクリートを堆積場にて天日干しする。 戻りコンクリートを型枠に入れ、サイコロブロックを作る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続して実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	20.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 戻りコンクリートを型枠に入れ、サイコロブロックを作る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	30.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組みを継続して実施する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) -			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) -			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) -		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	3700.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	3700.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
(これまでに実施した取組) 再生利用が可能な業者のみに処理を委託する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 カラス、リ、コン クリートくず及び陶磁 器くず	
	全処理委託量	2970.00	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00	t
	再生利用業者への 処理委託量	2970.00	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00	t
	(今後実施する予定の取組) 継続して再生利用が可能な業者に処理を委託する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 25日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市大浜町2丁目26番地

氏名 株式会社クボタ 阪神工場
工場長 清水 宏明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6415-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社クボタ 阪神工場
事業場の所在地	尼崎市大浜町2丁目26番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2293 鋳鉄管製造業
②事業の規模	製造品出荷額 1,590,288万円（令和6年度実績）
③従業員数	508人（令和7年4月1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1, 1-2の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 産廃の排出量の少ない機種を生産比率を上げることにより発生量を削減する。有価物の引取り量を増やし、産業廃棄物発生量を削減する。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取組を継続する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物を分別することにより、有償化を目指す。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	（これまでに実施した取組） ・場内鉄源を回収し原料として使用。 ・使用済み鋳物砂の再生利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	（今後実施する予定の取組） ・場内鉄源を回収し原料として使用。 ・使用済み鋳物砂の再生設備を廃止した為、 全体の再生利用量は減量となる。		
自ら行う産業廃棄物の中			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 排水処理施設の脱水機の適正運転。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 上記取組を継続する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 実施しない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 可能な限りリサイクル業者への排出を行い、ゼロエミッションを推進してきた。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙3の通り t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 有価物化を図ると共に、全て処理を再生利用業者へ委託したい。 また、優良認定処理業者を調査し、出来る限り委託を行っていく。			
※事務処理欄			

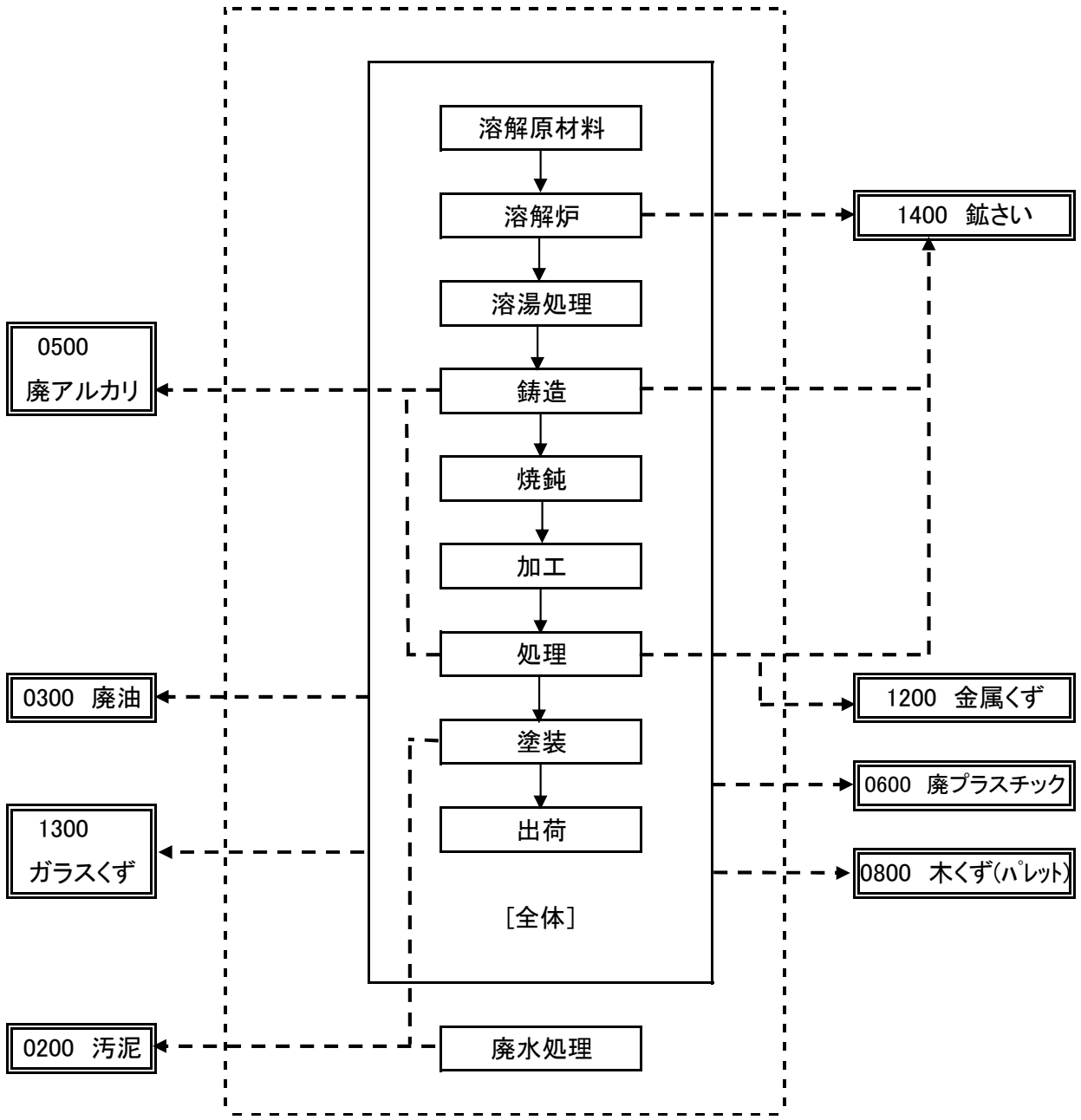
(第6面)

備考

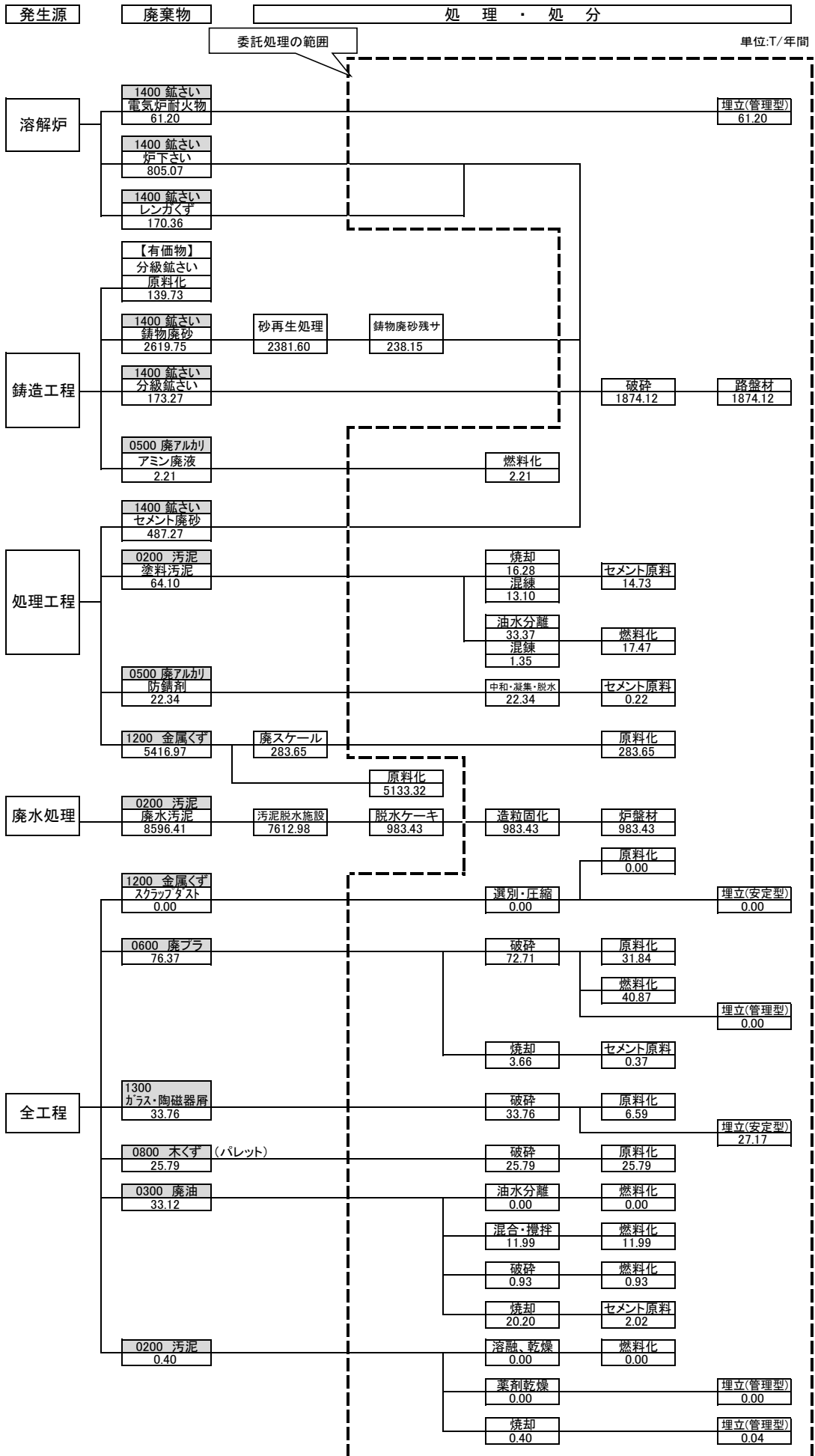
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
○産業廃棄物の一連の処理の工程

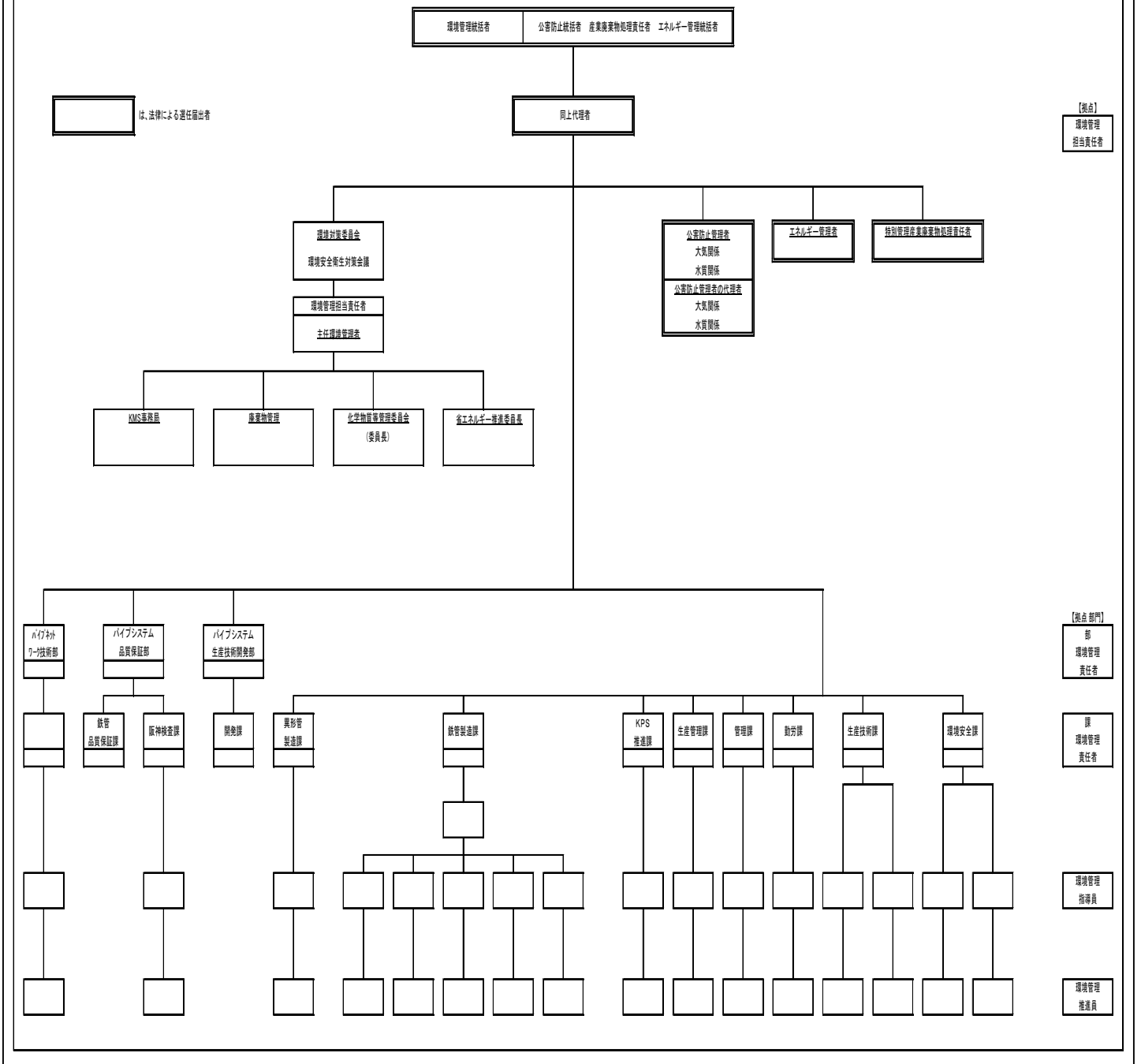


廃棄物処理フローシート



株式会社 クボタ 阪神工場 (武庫川)

環境管理組織図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 分担

- 環境管理担当課長
 - 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部門間の調整、行政への報告
 - 処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、適正処理の確認
 - 事業所内の他部門への関係法令等の教育、啓発、指導監督
- 課環境管理責任者
 - 部門内から発生する産業廃棄物の発生削減、分別、場内保管場所への運搬
 - 部門内 従業員への分別方法等の徹底

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
排出量	8,660.91 t	33.12 t	24.55 t	76.37 t	25.79 t	5,416.97 t	33.76 t	4,316.92 t	18,588.39 t

○計画 【目標】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
排出量	7,795 t	30 t	22 t	70 t	23 t	4,875 t	30 t	3,885 t	16,730 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事

○現状 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	5,133.32 t	0.00t	2,381.60 t	7,514.92 t

○計画 【目標】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	4,620 t	0 t	0 t	4,620 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	7,612.99t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	7,612.99 t

○計画 【目標】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6,852 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	6,852 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○現状 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

○計画 【目標】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
全処理委託量	1,047.93 t	33.12 t	24.55 t	76.37 t	25.79 t	283.65 t	33.76 t	1,935.32 t	3,460.49 t
優良認定処理業者への処理委託量	1,047.71 t	21.13 t	22.34 t	36.80 t	25.79 t	283.65 t	33.76 t	1,168.34 t	2,639.52 t
再生利用業者への処理委託量	1,015.63 t	14.94 t	2.43 t	73.08 t	25.79 t	283.65 t	6.59 t	1,874.12 t	3,296.23 t
認定熱回収業者への処理委託量	16.28t	0.00t	0.00t	3.66t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	19.94 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00 t

○計画 【目標】

産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0300 廃油	0500 廃ﾌﾙｶﾘ	0600 廃ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ	0800 木くず (ﾊﾟﾚｯﾄ)	1200 金属くず	1300 ガラスく ず	1400 鋳さい	合計
全処理委託量	940 t	30 t	22 t	69 t	23 t	254 t	30 t	1,742 t	3,110 t
優良認定処理業者への処理委託量	940 t	20 t	20 t	33 t	23 t	252 t	30 t	1,052 t	2,370 t
再生利用業者への処理委託量	914 t	13 t	2 t	66 t	23 t	255 t	6 t	1,687 t	2,966 t
認定熱回収業者への処理委託量	15 t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	15 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0 t	0t	0t	0t	0t	0 t

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 17日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市西向島町64番地

氏名 株式会社クボタ阪神工場尼崎事業所
工場長 清水 宏明

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6411-1147

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社クボタ 阪神工場 尼崎事業所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市西向島町64番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1629 無機化学工業製品製造業
②事業の規模	製造生産金額 5,890百万円（令和6年度実績）
③従業員数	68人（令和7年4月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） ・製造ラインの不良率低減や再活用による廃棄物の発生抑制。 ・汚泥の脱水効率の向上 ・廃棄物として処理分していたものを有価物とすることにより、 廃棄物量の低減。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	（今後実施する予定の取組） ・上記取組みを継続する。 ・設備投資による更なる汚泥の脱水能力の向上。 ・木製パレットの有価物化	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・事業所内に、鋳さい(品目別)・汚泥・廃プラスチック・ ガラス陶磁器くず etc 処理委託毎に保管場所を設けて 分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記取組みを継続する。 ・更なる分別による有価物化の検討中

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t
(これまでに実施した取組) ・汚泥含水率管理、脱水装置の点検の実施を行っている。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組) ・上記取組みを継続する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 直接埋立処分、中間処理後の埋立処分を行っていた業者から、再生利用業者に切替え。 廃棄物運搬に伴う、CO2削減のため、遠方の処分業者から近隣の処分業者へ切替を実施している 		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組みを継続する。 ・引き続き優良認定処理業者への処理委託を行う。 		
※事務処理欄		

(第6面)

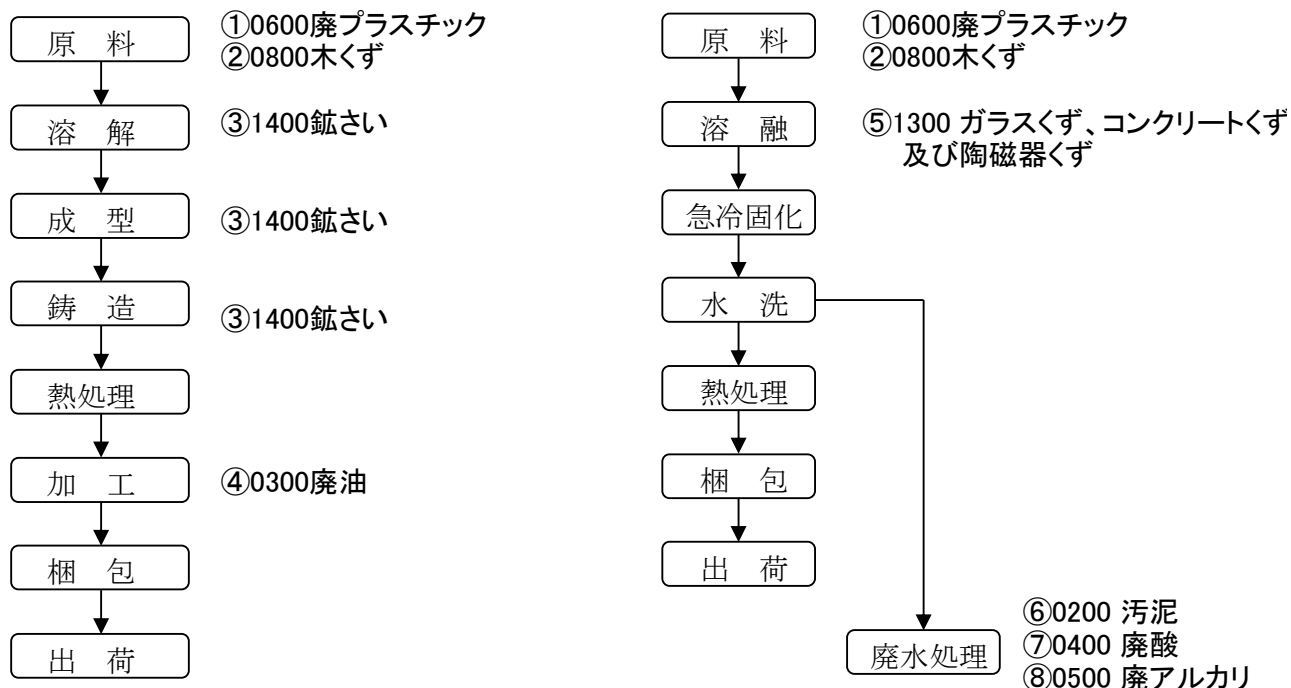
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

当該事業場において現に行なっている事業に関する事項

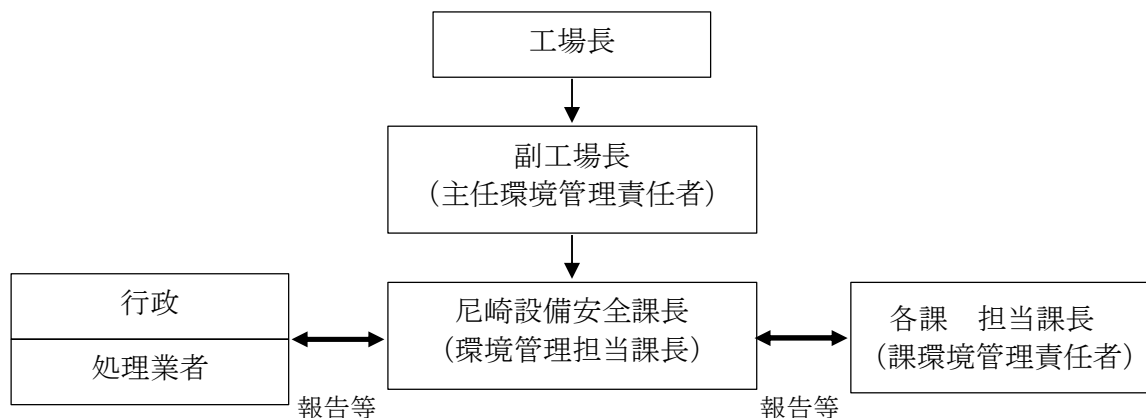
○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



- ① 0600廃プラスチック
収集運搬<外部委託> → 破碎・減容固化<外部委託>
→ RPF・樹脂原料として販売、一部は安定型最終処分場へ埋立処分
- ② 0800木くず
収集運搬<外部委託> → 破碎・減容固化<外部委託> → チップ・RPFとして販売
- ③ 1400鋳さい
収集運搬<外部委託> → 破碎<外部委託> → 路盤材として販売
- ④ 0300廃油
収集運搬<外部委託> → 油水分離<外部委託> → 燃料原料として販売
- ⑤ 1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
収集運搬<外部委託>→破碎<外部委託>
→ガラス原料・再生碎石として販売、一部は安定型最終処分場へ埋立処分
- ⑥ 0200 汚泥
収集運搬<外部委託> → 薬剤乾燥<外部委託>
→ 路盤材として販売され、一部は管理型最終処分場へ埋立処分
- ⑦ 0400 廃酸
収集運搬<外部委託> → 焼却熱回収され、一部は管理型最終処分場へ埋立処分
- ⑧0500 廃アルカリ
収集運搬<外部委託> → 焼却熱回収され、一部は管理型最終処分場へ埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



分 担

環境管理担当課長

- ・ 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部門間の調整、行政への報告
- ・ 処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、適正処理の確認
- ・ 事業所内の他部門への関係法令等の教育、啓発、指導監督

課環境管理責任者

- ・ 部門内から発生する産業廃棄物の発生削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・ 部門内 従業員への分別方法等の徹底

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック	0800 木くず	1400 鋳さい	0300 廃油	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0200 汚泥	0400 廃酸	0500 廃アルカリ
排出量	34.54t	173.89t	1437.74t	1.74t	515.38t	1116.41t	2.41t	0.06t

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック	0800 木くず	1400 鋳さい	0300 廃油	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0200 汚泥	0400 廃酸	0500 廃アルカリ
排出量	34.00t	40.00t	1000.00t	2.00t	500.00t	1300.00t	5.00t	0.00t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック	0800 木くず	1400 鋳さい	0300 廃油	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0200 汚泥	0400 廃酸	0500 廃アルカリ
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック	0800 木くず	1400 鋳さい	0300 廃油	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0200 汚泥	0400 廃酸	0500 廃アルカリ
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック	0800 木くず	1400 鋳さい	0300 廃油	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0200 汚泥	0400 廃酸	0500 廃アルカリ
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	1034.19t	0.00t	0.00t

○計画 目標

産業廃棄物の種類	0600 廃プラスチック	0800 木くず	1400 鋳さい	0300 廃油	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0200 汚泥	0400 廃酸	0500 廃アルカリ
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	1200.00t	0.00t	0.00t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 17日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市西向島町64番地

氏名 株式会社クボタ 阪神工場 尼崎事業所
工場長 清水 宏明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6411-1147

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社クボタ 阪神工場 尼崎事業所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市西向島町64番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1629 無機化学工業製品製造業
②事業の規模	製造生産金額 5,890百万円 (令和6年度実績)
③従業員数	68人 (令和7年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・ 特管汚泥の発生の少ない 生産システムへの移行により、発生量を削減したが、炉メンテ増により処理量が増加した。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特管汚泥発生の少ない生産システム比率のアップにより発生量を削減する ・ 環告に沿った分析を行い、産業廃棄物として処分できる物を分別し特管物の量を削減する	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 汚泥廃棄物は、飛散を防ぐためにフレコンバッグ、コンテナバックに保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記取組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) ・一部を廃棄物運搬に伴うCO2削減の為、遠方業者から近隣処分業者へ切替を検討。優良処理認定業者での 全量リサイクルは継続。		

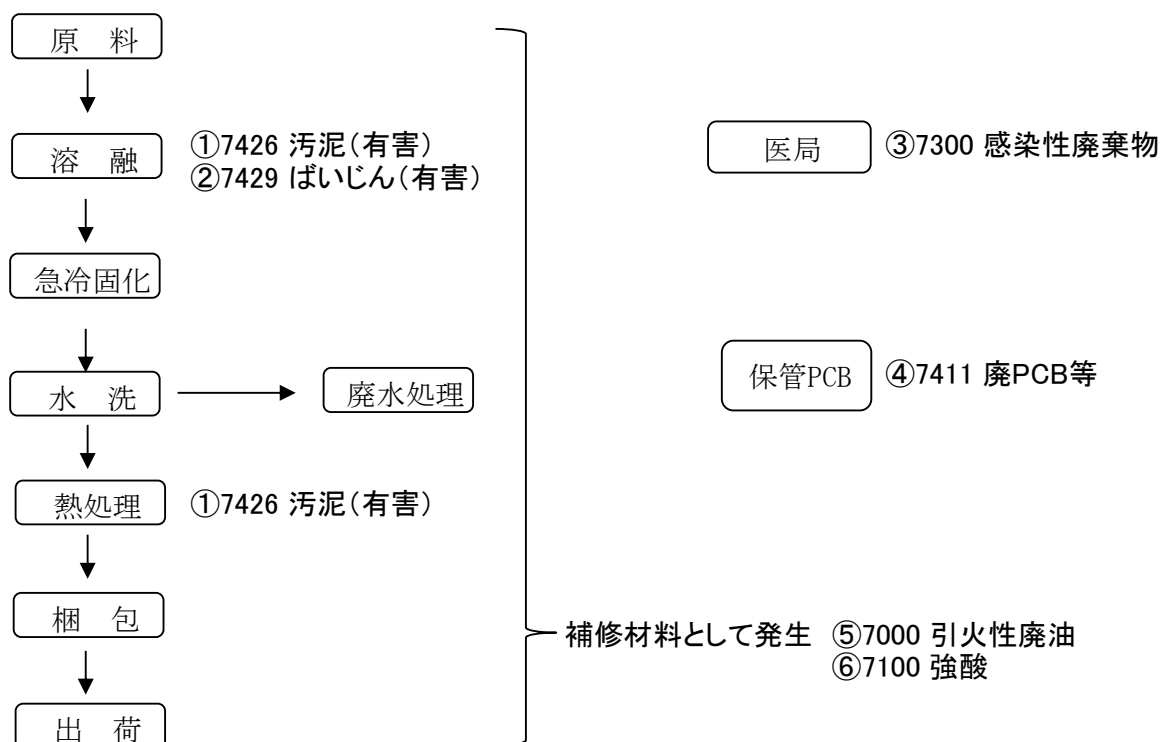
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度の取組みを継続。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	131.01	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト対応済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行なっている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①7426汚泥(有害)

収集運搬<外部委託> → 焼却・溶融<外部委託>
→路盤材として販売

②7429ばいじん(有害)

収集運搬<外部委託> → 焼却・溶融<外部委託>
→路盤材として販売

③7300感染性廃棄物

収集運搬<外部委託> → 焼却<外部委託>
→管理型の最終処分場へ最終処分

④7411廃PCB等

(高濃度)

収集運搬<外部委託>→洗浄・分離・分解<委託:中間貯蔵・環境安全事業>
→各種のリサイクル原料として販売、処理委託

(低濃度)

→処理業者の選定による処分委託検討

⑤7000引火性廃油

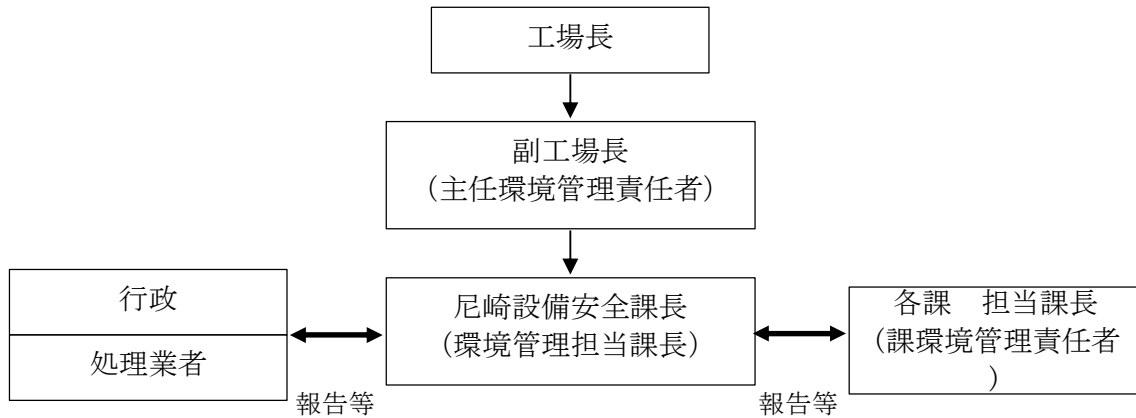
収集運搬<外部委託> → 焼却・油水分離<外部委託>・中和
→土木資材として販売

⑥7100強酸

収集運搬<外部委託> → 中和・焼却<外部委託>
→セメント原料として販売

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



分 担

環境管理担当課長

- ・工場内の廃棄物処理計画等の策定、部門間の調整、行政への報告
- ・処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、適正処理の確認
- ・事業所内の他部門への関係法令等の教育、啓発、指導監督

課環境管理責任者

- ・部門内から発生する産業廃棄物の発生削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・部門内従業員への分別方法等の徹底

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
排出量	130.17t	0.80t	0.00t	0.00t	0.03t	0.01t

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
排出量	130.00t	0.80t	0.00t	0.00t	0.02t	0.01t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

○計画 目標

自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

○現状 前年度(令和6年度)実績

特別管理産業廃棄物の種類	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

○計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7426 汚泥 (有害)	7429 ばいじん (有害)	7300 感染性 廃棄物	7411 廃PCB等	7000 引火性 廃油	7100 強酸
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 24 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬寺島2丁目1番3号

氏名 シオノギファーマ株式会社
尼崎事業所 事業所長 西脇 正憲

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6401-8305

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	シオノギファーマ株式会社
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬寺島2丁目1番3号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医薬品原薬製造業(1651), 医薬品製剤製造業(1652)
②事業の規模	—
③従業員数	160人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) フラスコ実験で溶媒使用量の最適化実験をおこなっているが治験薬製造量により増減する。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) フラスコ実験で溶媒使用量の最適化実験をおこなっていく。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油および感染性廃棄物はそれぞれ別の保管場所を設置し、各部署からの廃棄物は事業所内の廃棄物管理業者に分別を委託している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状以上に分別はできない。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組) 可能な限り再資源化可能な処理業者への排出をおこない、廃棄物の再資源化向上を推進してきた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
<p>(今後実施する予定の取組) 可能な限り、再資源化可能な処理業者への排出をおこない、廃棄物の再資源化率向上を推進する。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	51.18	t
	<p>(今後実施する予定の取組等) 事業所より排出される産業廃棄物を適切に処理するために、電子マネーフレストを利用して処理状況をモニタリングし管理を行う。</p>		
※事務処理欄			

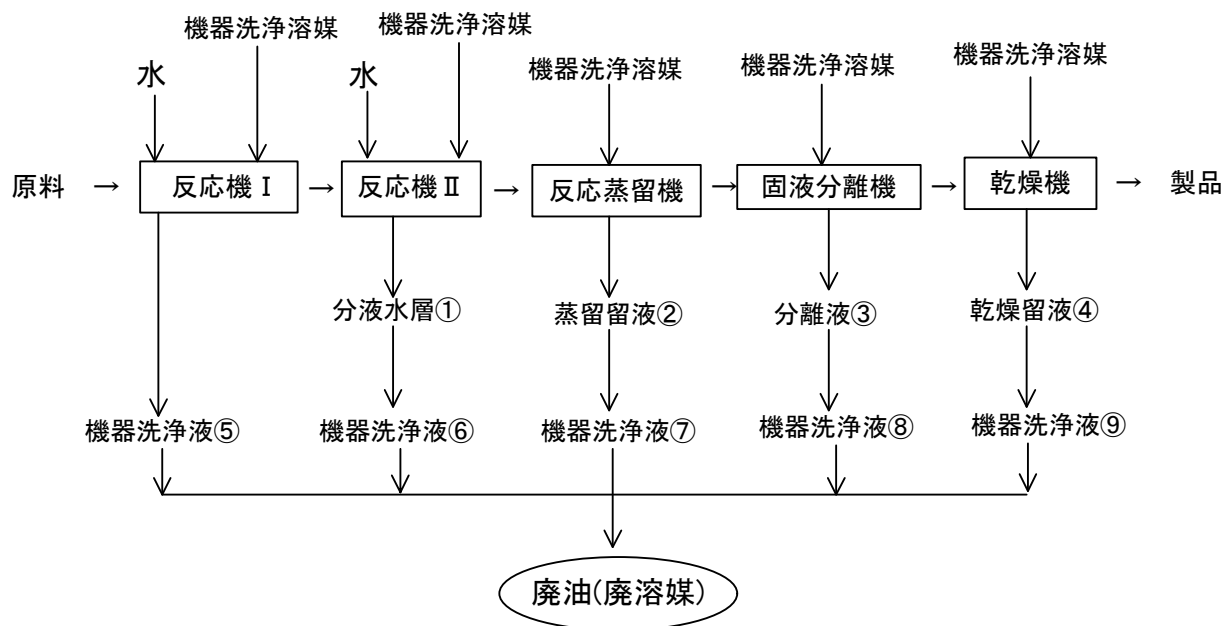
(第6面)

備考

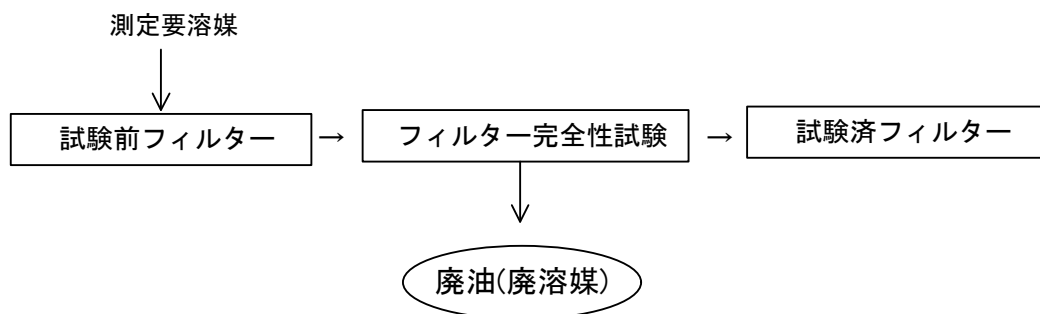
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

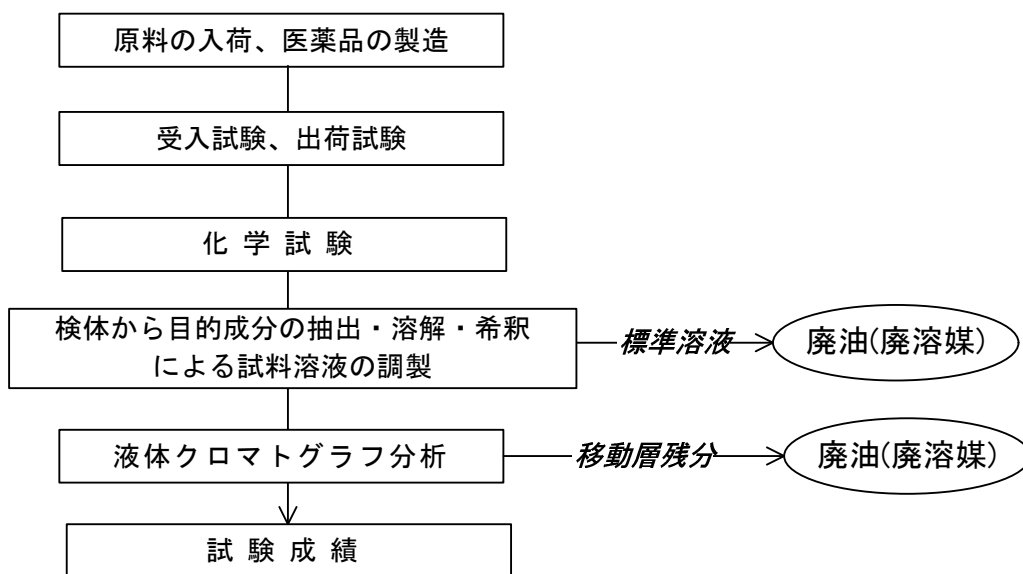
治験薬製造工程フロー図



製剤（注射剤）製造工程フロー図

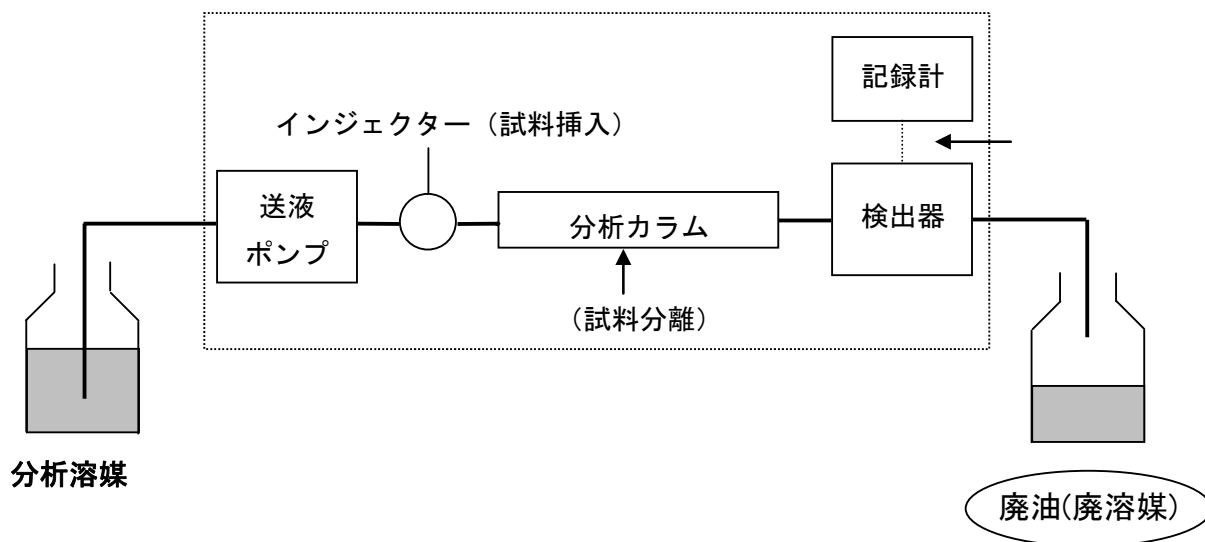


製品検査工程フロー図

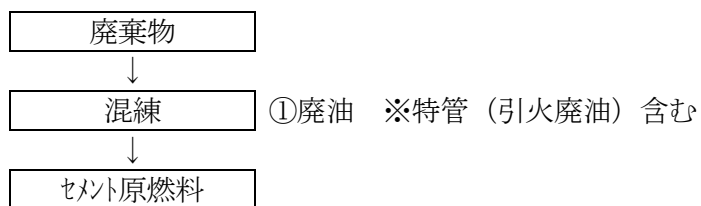


研究・実験工程フロー図

液体クロマトグラフ

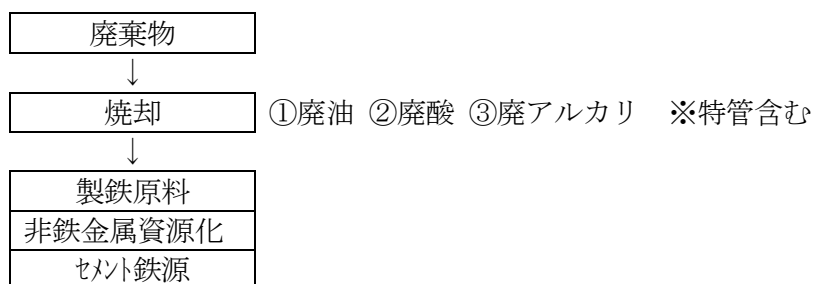


廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



①廃油 (塩基性廃油を除く)

収集運搬委託<松田産業株>→中間処理(混練)<エヌ・エヌ・ケー・テクノ株式会社>
→セメント会社への原料、燃料として販売、または最終処分として委託

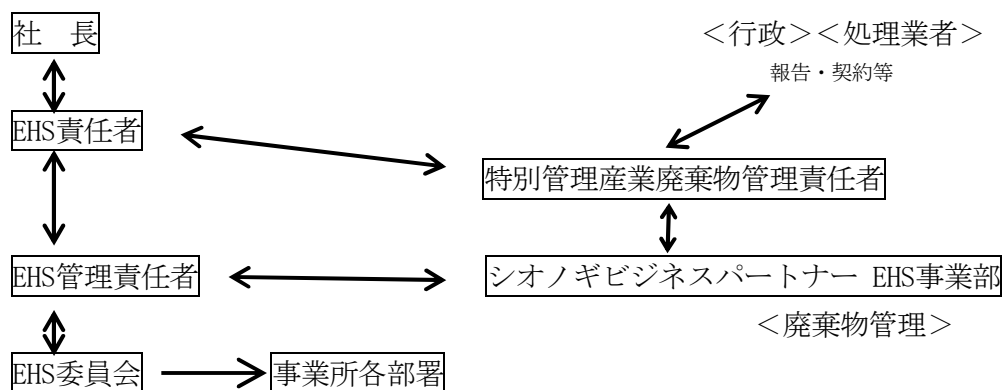


①廃油 (塩基性廃油) ②廃酸 ③廃アルカリ

収集運搬委託<松田産業株>→中間処理(混練)<光和精鉱株式会社>
→製鉄原料の高炉用ペレットとして利用
→回収非鉄金属は精錬原料として資源化
→セメント向け鉄源として利用

廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



【分担】

特別産業廃棄物管理責任者

- ・ 統合的な廃棄物減量計画の立案
- ・ 事業所内の廃棄物処理計画等の策定、行政への報告
- ・ 処理委託業者の選択、廃棄物処理委託契約等手続き、引渡し、適正処理の確認
- ・ 事業所内の分別確認、各部署への指導監督

シオノギビジネスパートナー EHS事業部

- ・ 処理委託業者の調査、廃棄物処理委託契約等準備、引渡し、適正処理の確認
- ・ 廃棄物処理計画資料作成、行政への報告資料作成、特別産業廃棄物管理責任者の補助

他の全部署

- ・ 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内一次保管場所への運搬
- ・ 部署内スタッフへの分別方法等の徹底

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
排出量(t)	46.42	4.76	0

○ 計画 目標（2024年度と同レベルの計画）

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
排出量(t)	46	4.5	0.1

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
自ら再生利用を 行った量(t)	0	0	0

○ 計画 目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
自ら再生利用を 行う量(t)	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
自ら熱回収を 行った量(t)	0	0	0
自ら中間処理により減量 した量(t)	0	0	0

○ 計画 目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
自ら熱回収を行う量(t)	0	0	0
自ら中間処理により 減量する量(t)	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○ 現状 前年度（2024年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量(t)	0	0	0

○ 計画 目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行う量(t)	0	0	0

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度（2024年度）実績

産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
全処理委託量(t)	46.42	4.76	0
優良認定処理事業所への処理委託量(t)	46.42	4.76	0
再生利用業者への処理委託量(t)	46.42	4.76	0
認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0	0	0

○ 計画 目標（2024年度と同レベルの計画）

産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7100 強酸	7200 強アルカリ
全処理委託量(t)	46	4.5	0.1
優良認定処理事業所への処理委託量(t)	46	4.5	0.1
再生利用業者への処理委託量(t)	46	4.5	0.1
認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	0	0	0

以上

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 25日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市東浜町1番地の1

氏名 株式会社ジオレ・ジャパン

代表取締役 柴垣 雄一

電話番号 06-6411-3648

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ジオレジャパン 本社工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市東浜町1番地の1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 25,656万円（令和6年度実績）
③従業員数	54人（令和7年3月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 設備機器等の運送に当たって、簡易包装とすることで廃プラスチック等の排出を抑制する。 これまでに実施してきた取り組みを、各従業員へ周知徹底させる。 金属くずなど有価物の回収を強化し、産業廃棄物の排出抑制に努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 設備機器等の運送に当たって、簡易包装とすることで廃プラスチック等の排出を抑制する。 これまでに実施してきた取り組みを、各従業員へ周知徹底させる。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出される産業廃棄物の中から金属くずを回収し、金属くずについてはリサイクルする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 排出した廃棄物は、優良認定処理業者を中心に処理委託を行った。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、優良認定処理業者を中心に処理委託を継続し、産業廃棄物の適正処理に努める。		
※事務処理欄			

(第6面)

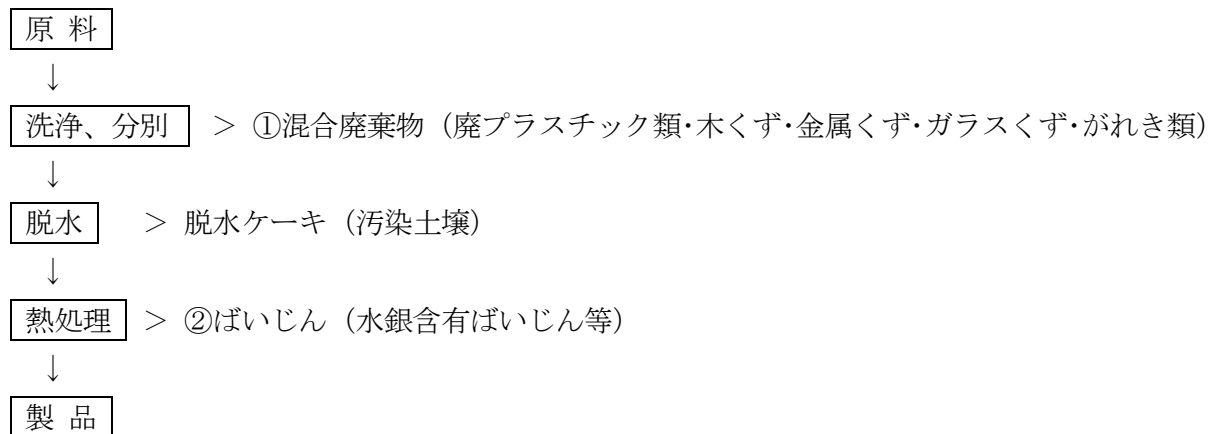
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



その他修繕工事>③がれき類、④廃アルカリ、⑤水銀使用製品廃棄物（金属くず・ガラスくず）、
⑥廃プラスチック類 ※③は、該当施設の修繕工事がなければ発生しない

①混合廃棄物（廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず・がれき類）

収集運搬<委託：大栄環境株>

→ 選別、破碎リサイクル、廃棄<委託：DINS 関西株、大栄環境株>

②ばいじん（水銀含有ばいじん等）

収集運搬<委託：大栄環境株>

→ 埋立<委託：大栄環境株、三重中央開発（株）>

③がれき類

（修繕時発生）収集運搬、埋立<委託：大栄環境株>

④廃アルカリ

収集運搬<委託：大栄環境株>

→ 中和・凝集沈殿<委託：（株）セーフティーアイランド>

⑤水銀使用製品廃棄物（金属くず・ガラス陶磁器くず）

収集運搬<委託：野村興産株>

→ 焙焼<委託：野村興産株>

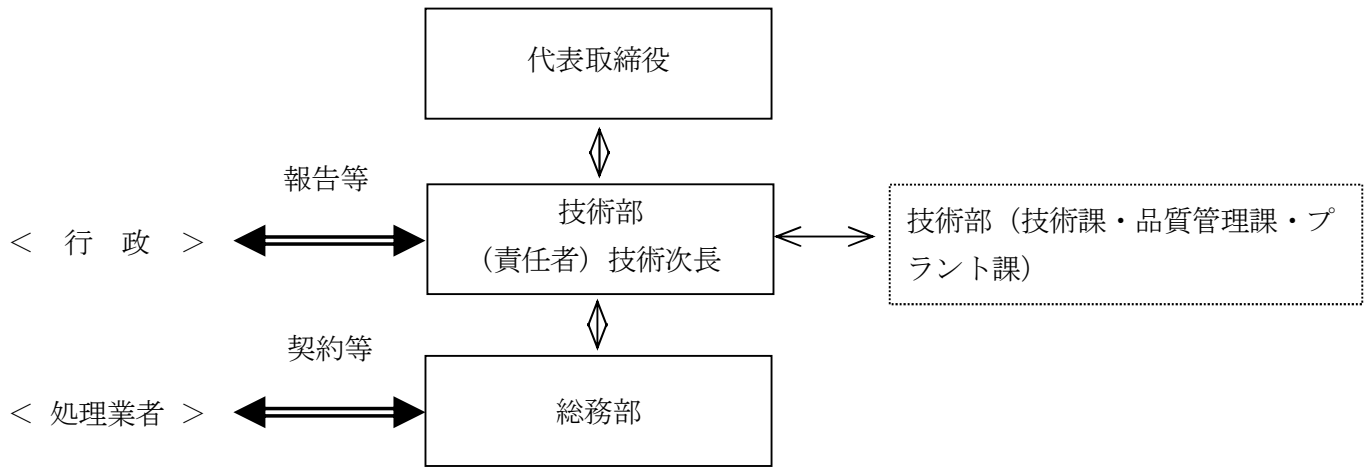
⑥廃プラスチック類

収集運搬<委託：株摂津>

→ 焼却<委託：大栄環境株>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(分担)

技術部

- ・ 工場内の統合的な廃棄物減量計画の立案
- ・ 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告
- ・ 廃棄物の引渡し、適正処理の確認
- ・ 工場内の他部署への関係法令等の教育、啓発、指導監督
- ・ 課内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・ 課内スタッフへの分別方法等の徹底

総務部

- ・ 処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度 (令和6年度) 実績

産業廃棄物の種類	2200 管理型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず)	2100 安定型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず)	2600 水銀含有ばいじん等 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ばいじん)	0500 廃アルカリ	2500 水銀使用製品産業廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ガラス陶磁器くず、金属くず)	1500 がれき類	0600 廃プラスチック類	合計
排出量	116.65 t	157.01 t	653.86 t	87.39 t	0.03 t	56.47 t	0.8 t	1072.21 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	2200 管理型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず)	2100 安定型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず)	2600 水銀含有ばいじん等 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ばいじん)	0500 廃アルカリ	2500 水銀使用製品産業廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ガラス陶磁器くず、金属くず)	1500 がれき類	0600 廃プラスチック類	合計
排出量	100 t	100 t	600 t	50 t	0.01 t	20t	0.5 t	870.51 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度 (令和6年度) 実績

産業廃棄物の種類	2200 管理型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず)	2100 安定型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず)	2600 水銀含有ばいじん等 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ばいじん)	0500 廃アルカリ	2500 水銀使用製品産業廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ガラス陶磁器くず、金属くず)	1500 がれき類	0600 廃プラスチック類	合計
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0 t	0 t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	2200 管理型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず)	2100 安定型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず)	2600 水銀含有ばいじん等 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ばいじん)	0500 廃アルカリ	2500 水銀使用製品産業廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ガラス陶磁器くず、金属くず)	1500 がれき類	0600 廃プラスチック類	合計
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度（令和6年度）実績

産業廃棄物の種類	2200 管理型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類） （廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず）	2100 安定型混合廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類） （廃プラスチック類・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず）	2600 水銀含有ばいじん等（以下、含まれる産業廃棄物の種類） （ばいじん）	0500 廃アルカリ	2500 水銀使用製品産業廃棄物（以下、含まれる産業廃棄物の種類） （ガラス陶磁器くず、金属くず）	1500 がれき類	0600 廃プラスチック類	合計
全処理委託量	116.65 t	157.01 t	653.86 t	87.39 t	0.03 t	56.47t	0.80 t	1072.21 t
優良認定処理業者への処理委託量	116.65 t	157.01 t	653.86 t	87.39t	0.03 t	56.47t	0.80 t	1072.21 t
再生利用業者への処理委託量	116.65t	157.01 t	0 t	0 t	0.03 t	0t	0 t	273.69t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0 t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0t	0 t	0t

○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	2200 管理型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラス陶磁器くず)	2100 安定型混合廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (廃プラスチック類・金属くず・がれき類・ガラス陶磁器くず)	2600 水銀含有ばいじん等 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ばいじん)	0500 廃アルカリ	2500 水銀使用製品産業廃棄物 (以下、含まれる産業廃棄物の種類) (ガラス陶磁器くず、金属くず)	1500 がれき類	0600 廃プラスチック類	合計
全処理委託量	100 t	100 t	600 t	50t	0.01t	20t	0.5 t	870.51 t
優良認定処理業者への処理委託量	100 t	100 t	600 t	50t	0.01 t	20t	0.5 t	870.51 t
再生利用業者への処理委託量	100 t	100 t	0 t	0t	0.01t	0t	0 t	200.01 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0t	0 t	0 t

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025 年 5 月 29 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市大高洲町5番地

氏名 新関西菱光株式会社
代表取締役 白羽 弘樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6409-1251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 新関西菱光株式会社 尼崎工場

事業場の所在地 尼崎市大高洲町5番地

計画期間 2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 2122 生コンクリート製造業

②事業の規模 年間出荷量30,000m³

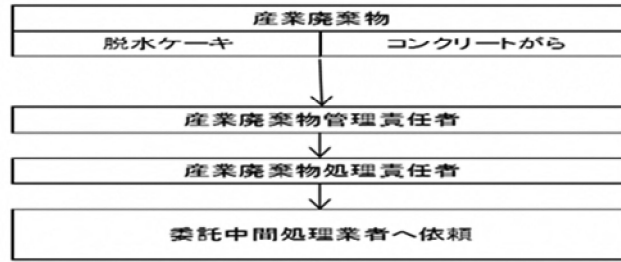
③従業員数 8人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ※生コンクリート製造出荷→現場打設終了（残コン発生）
⇒工場持帰り⇒硬化後破碎⇒産廃業者に委託
- ・管理型混合廃棄物については、外部処理委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	排出量	3648.00 t	0.74 t
	（これまでに実施した取組） ・顧客へ、現場での残コンが少なくなるよう要請を継続した。 ・戻りコンクリート、残コンクリートを堆積場にて天日乾燥硬化後、破碎し委託中間処理業者へ依頼。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	排出量	3500.00 t	0.50 t
	（今後実施する予定の取組） ・現場での残コンが少なくなるよう、継続して顧客へ、注文時をお願いする。 ・廃プラスチックの発生抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生抑制に努めた。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物については、分別を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
	※自社での天日乾燥実施は、減量に寄与するが再生利用に該当しない。また、再利用の全量を把握することが難しいため、該当なしとして報告。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2200 管理型混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）
	全処理委託量	3648.00 t	0.74 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.74 t
	再生利用業者への処理委託量	3648.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・顧客へ、現場での残コンが少なくなるように注文時にお願いした。 ・廃プラスチックの発生抑制に努めた。		

(第5面)

		【目標】			
産業廃棄物の種類		1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		2200 管理型廃棄物（廃プラスチック類、木くず（パレット）、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）	
②計画	全処理委託量	3500.00	t	0.50	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00	t	0.50	t
	再生利用業者への処理委託量	3500.00	t	0.00	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00	t	0.00	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	t	0.00	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き再生利用業者への委託を実施する。 ・引き続き優良認定処理業者へ処理委託を行う。				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市中浜町10番地1

氏名 神鋼鋼線工業株式会社 尼崎事業所
尼崎事業所長 神保 鉄男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6411-1071

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神鋼鋼線工業株式会社 尼崎事業所
--------	------------------

事業場の所在地	尼崎市中浜町10番地1
---------	-------------

計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
------	---------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	鉄鋼業・製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材をのぞく)・伸線業[2238] 鉄鋼業・表面処理鋼材製造業・その他の表面処理鋼材製造業[2249]
--------	---

②事業の規模	製造品出荷額138億円(令和5年度実績)
--------	----------------------

③従業員数	433人(令和6年3月末時点、派遣社員含む)
-------	------------------------

④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり
-----------------	----------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙-2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 上記を継続実施する	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-1のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記を継続管理する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙-4のとおり	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙-4のとおり	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙-5のとおり	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙-5のとおり	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-6のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-6のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

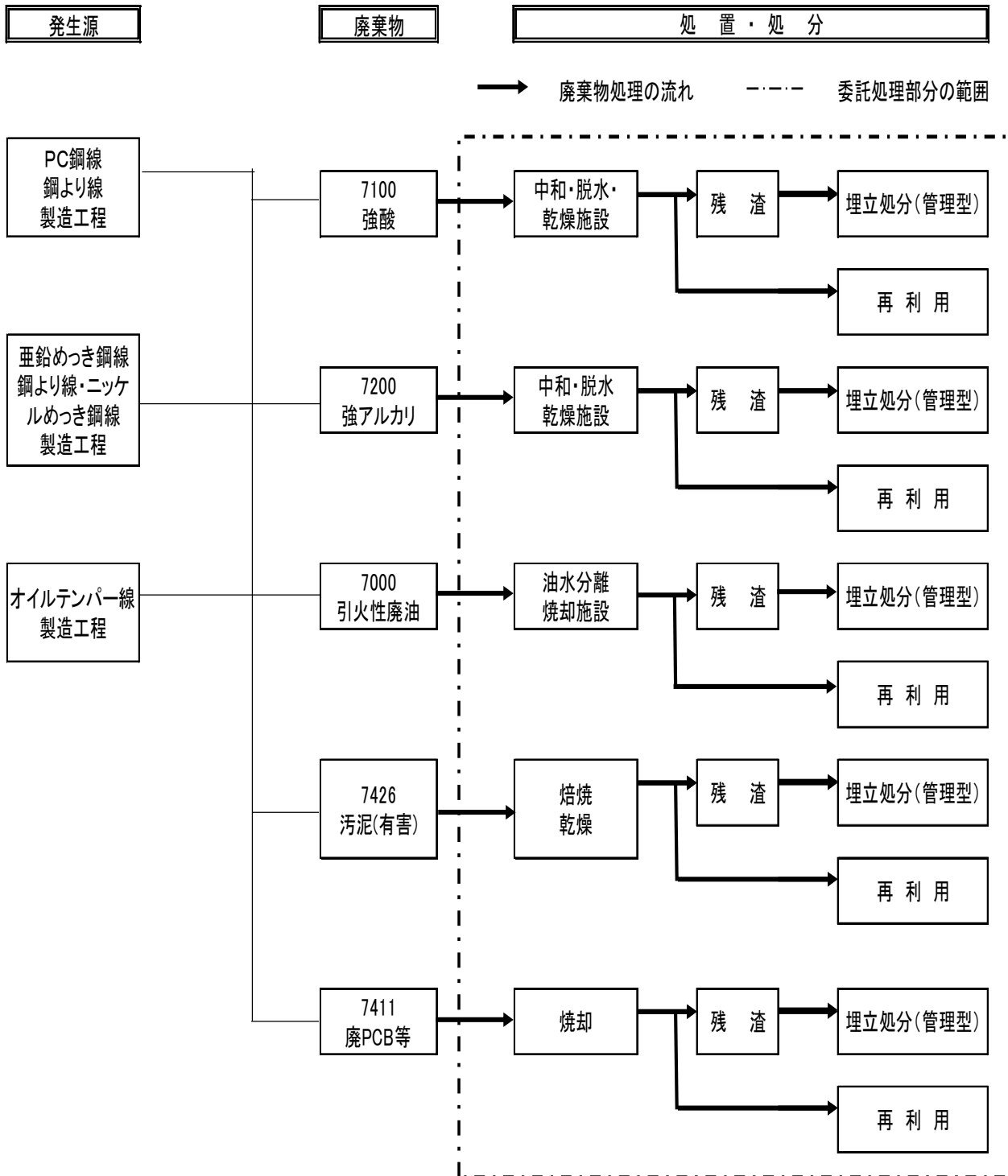
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-7のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 優良認定業者を優先的に利用する		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙-7のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記を継続実施		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1426.3	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト利用率100%達成		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



別紙-2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

総括責任者		所属：尼崎事業所 職・氏名：尼崎事業所長
廃棄物担当		組織名：尼崎事業所 環境防災・安全衛生室
役割	尼崎事業所環境管理委員会	①事業所の環境保全の基本方針、実施計画の周知徹底に関する事項 ②事業所の環境管理に関連した設備配置計画に関する事項 ③事業所全体にかかわる公害発生の原因の究明及び防止対策に関する事項 ・議長：事業所公害防止統括者 ・副議長：同左代理者 ・幹事：公害防止管理者及び同代理者 ・委員：各室、環境管理者
	統括責任者	①廃棄物処理の基本方針の立案 ②廃棄物処理の実施計画・設備計画の決定 ③その他、廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理担当課長	①廃棄物管理状況の把握と改善策並びに再利用化の検討 ②産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ③処理業者の調査・選定及び管理 ④廃棄物処理委託契約の締結 ⑤産業廃棄物及び特別産業廃棄物管理票の交付・管理 ⑥監督官庁への各種報告 ⑦社員、関連会社に対する教育・啓発 ⑧その他、関連する事項
別紙-2-1 に示す		

尼崎事業所環境保全組織

	部 署	部/室環境管理者	同代理者
環境統括責任者 尼崎事業所長 環境管理者 尼崎安全衛生・環境防災室	尼崎安全衛生・環境防災室	室長	室員
	総務本部 監査室	室長	室員
公害防止統括者 尼崎事業所長 同代理者 尼崎安全衛生・環境防災室	技術総括部・DX推進部	担当部長	主任部員
	開発部 新事業企画開発部	室長(実験調査室)	係長
大気公害防止管理者 製造部 部長 同代理者 設備部 機械Gr長	加工品技術部	部長	室長(EN技術室)
	材料技術部 鋼線技術室	部長	室長
水質公害防止管理者 製造部 部長 同代理者 設備部 機械Gr長	鋼線製造室	室長	係長
	ケーブル加工品製造室	室長	係長
特別管理産業廃棄物管理責任者 尼崎安全衛生・環境防災室	尼崎設備室	室長	係長
		機械Gr長	
電気Gr長			
	尼崎工程室	室長	職長
	尼崎品質保証室	室長	係長
	業務室	室長	主任部員
	コウセンサービス	部長	係長
	神鋼名神ロジスティクス	次長	職長

別紙-3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	排出量 (t/年)	
	現状 (令和5年度実績)	計画目標 (令和6年度)
7000 引火性廃油	1.2	1.0
7100 強酸	1,355	1,300
7200 強アルカリ	25.6	25.0
7426 汚泥(有害)	44.6	44.0
7411 廃PCB等	15.1	3.0

別紙-4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	自らが再生利用を行った量 (t/年)	
	現状 (令和5年度実績)	計画目標 (令和6年度)
7000 引火性廃油	0	0
7100 強酸	0	0
7200 強アルカリ	0	0
7426 汚泥(有害)	0	0
7411 廃PCB等	0	0

別紙-5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	自らが中間処理により減量した量 (t/年)	
	現状 (令和5年度実績)	計画目標 (令和6年度)
7000 引火性廃油	0	0
7100 強酸	0	0
7200 強アルカリ	0	0
7426 汚泥(有害)	0	0
7411 廃PCB等	0	0

なお自ら熱回収を行った量に関してはすべての種類に関して実績、計画とも0です。

別紙-6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 (t/年)	
	現状 (令和5年度実績)	計画目標 (令和6年度)
7000 引火性廃油	0	0
7100 強酸	0	0
7200 強アルカリ	0	0
7426 汚泥(有害)	0	0
7411 廃PCB等	0	0

別紙-7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	現状（令和5年度実績）				
	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
7000 引火性廃油	1.2	1.2	0	0	0
7100 強酸	1,355	1,355	615	0	0
7200 強アルカリ	25.6	25.6	5.1	0	0
7426 汚泥(有害)	44.6	44.6	0	0	0
7411 廃 PCB 等	15.1	15.1	15.1	0	0

特別管理産業廃棄物の種類	計画目標（令和6年度）				
	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
7000 引火性廃油	1.0	1.0	0	0	0
7100 強酸	1,300	1,300	600	0	0
7200 強アルカリ	25.0	25.0	5.0	0	0
7426 汚泥(有害)	44.0	44.0	0	0	0
7411 廃 PCB 等	3.0	3.0	3.0	0	0

別表-1

NO	管理者	内線番号	保管廃棄物		
1		9-813-3325	可燃ごみ	廃プラスチック類	混合廃棄物
2		9-813-3313	可燃ごみ	—	—
3		9-813-3313	混合廃棄物	—	—
4	廃止				
5		9-813-3313	廃酸(洗浄水)	—	—
6		9-813-3360	可燃ごみ	混合廃棄物	廃油(油付ウエス)
7		9-813-3313	可燃ごみ	廃プラスチック類	コンクリートくず
8		9-813-3313	廃酸(洗浄水)	—	—
9		9-813-3246	剪定木くず	木くず(パレット)	—
10		9-813-3244	PCB廃棄物	—	—
11		9-813-3246	混合廃棄物	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器屑
12		9-813-3246	汚泥(床清掃汚泥)	—	—
13		9-813-3246	廃油	—	—
14		9-813-3246	汚泥(廃コーシン)	—	—
15	廃止				
16		9-813-3310	廃プラスチック類	—	—
17		9-813-3246	混合廃棄物	—	—
18		9-813-3344	廃油(油付ウエス)	—	—
19		9-813-3047	可燃ごみ	廃プラスチック類	—
20		9-813-3262	廃油(油付ウエス)	—	—
21		9-813-3344	強酸(ボンデ液)	—	—
22		9-813-3344	強酸(廃硫酸)	—	—
23		9-813-3344	廃アルカリ(クリーナー液)	汚泥(コーティングカス)	強酸(廃塩酸)
24		9-813-3344	汚泥(SV汚泥)	—	—
25		9-813-3269	可燃ごみ	廃プラスチック類	—
26		9-813-3246	廃乾電池	—	—
27		9-813-3344	可燃ごみ	廃プラスチック類	—
28		9-813-3246	特管廃油	—	—
29		9-813-3246	水銀使用製品(蛍光灯等)	—	—
30		9-813-3338	可燃ごみ	廃プラスチック類	—
31		9-813-3362	廃プラスチック類	汚泥	—
32		9-813-3339	汚泥(ボンデカス)	—	—
33		9-813-3339	強酸(廃塩酸)	—	—
34		9-813-3478	可燃ごみ	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器屑
35		9-813-3310	汚泥(ショットプラスト)	—	—
		9-813-3321	可燃ごみ	廃プラスチック類	—
36		9-813-3346	廃酸(アンモニア)	強酸(塩化ニッケル)	—
37		9-813-3346	強酸(廃塩酸)	強アルカリ(苛性ソーダ)	—
38		9-813-3346	可燃ごみ	廃プラスチック類	—
39		9-813-3346	強酸(廃塩酸)	強酸(廃硫酸)	—
40		9-813-3310	廃油(油付ウエス)	廃プラスチック類	汚泥(床清掃汚泥)
41		9-813-3346	汚泥(SV汚泥)	—	—
42		9-813-3347	汚泥(木炭カス)	—	—
43		9-813-3344	汚泥(ボンデカス)	汚泥(SV汚泥)	—
		9-813-3346			
44		9-813-3362	汚泥(中和スラッジ)	—	—
45		9-813-3244	感染性廃棄物	—	—
46		9-813-3048	可燃ごみ	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器屑
47		9-813-3321	廃油(油付ウエス)	—	—

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 10日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市南塚口町6丁目10番73号

氏名 神東塗料株式会社 尼崎事業所
事業所長 上鶴 茂喜

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6429-6211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神東塗料株式会社 尼崎事業所
--------	----------------

事業場の所在地	尼崎市南塚口町6丁目10番73号
---------	------------------

計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
------	--------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	製品出荷額 492,700万円(令和6年度実績)
③従業員数	220人(令和6年4月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙1)、(別紙2)の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙3)の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	排出量	148.60 t	1.50 t
	(これまでに実施した取組) ・廃油（廃溶剤）は有価物として売却、売却先にて再生されリサイクルしている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	排出量	150.00 t	0.50 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃油（廃溶剤）は引き続き有価物として売却、売却先にて再生しリサイクルする。 ・引火性廃油の処理委託料は昨年実績並みとする。 ・保管の低濃度PCB廃棄物は計画的に処理を進める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃油（廃塗料）と廃油（廃溶剤）を分別して保管し、廃塗料は廃棄物として、廃溶剤は有価物として適切に保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	全処理委託量	148.60 t	1.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	148.60 t	1.50 t
	再生利用業者への処理委託量	1.40 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 排出した特別管理産業廃棄物は、全量優良認定処理業者へ処理委託を行った。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7411 廃PCB等
	全処理委託量	150.00 t	0.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	150.00 t	0.50 t
	再生利用業者への処理委託量	5.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、排出する特別管理産業廃棄物は優良認定処理業者へ委託する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	148.60	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年度より、全ての産業廃棄物について電子マニフェストを使用している。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図-1 塗料用合成樹脂製造フローシート

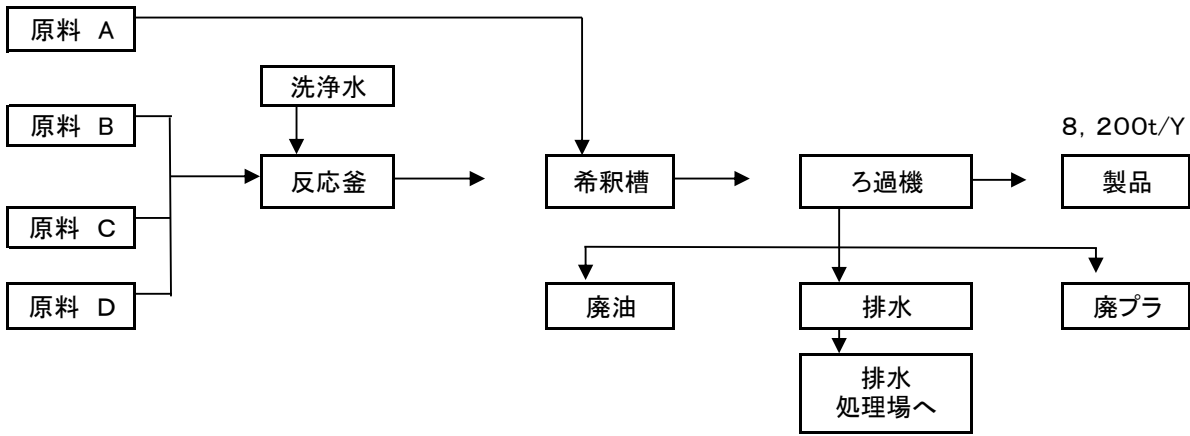


図-2 塗料製造フローシート(溶剤系)

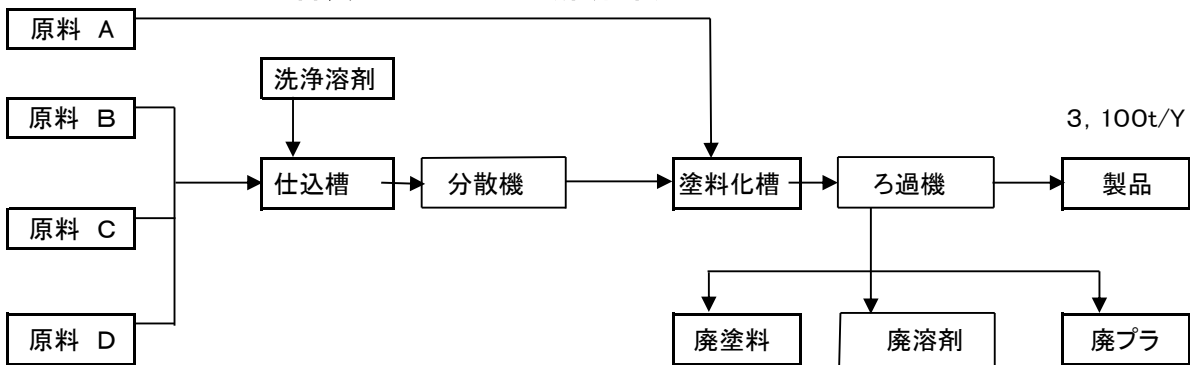


図-3 塗料製造フローシート(水系)

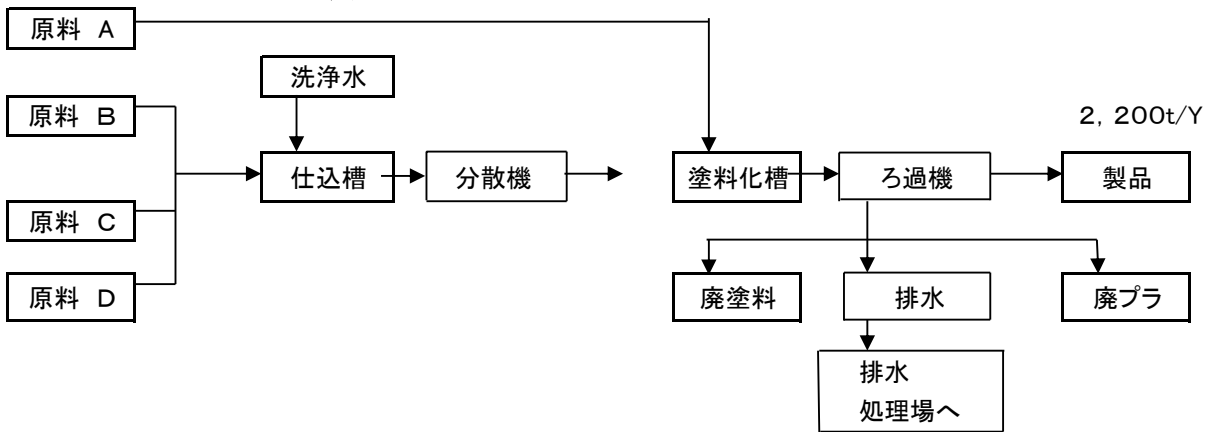
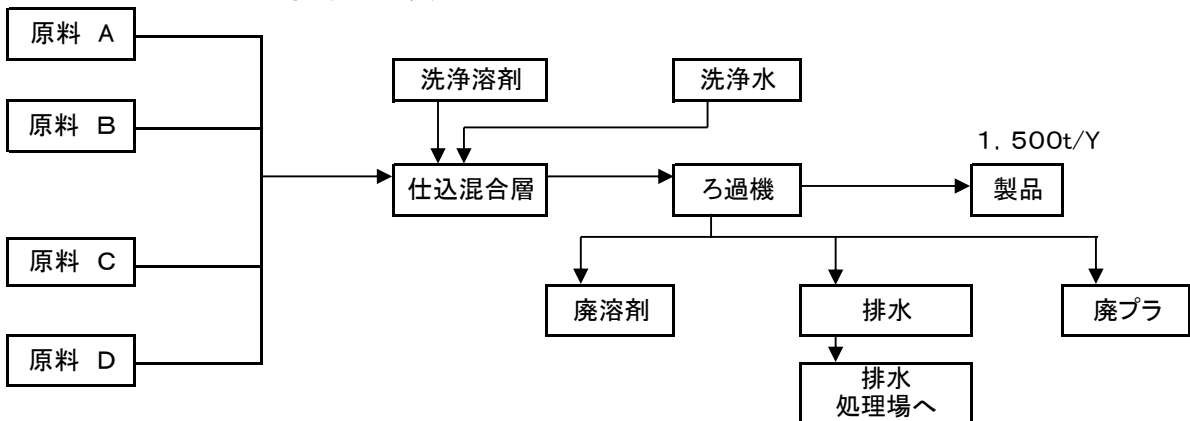
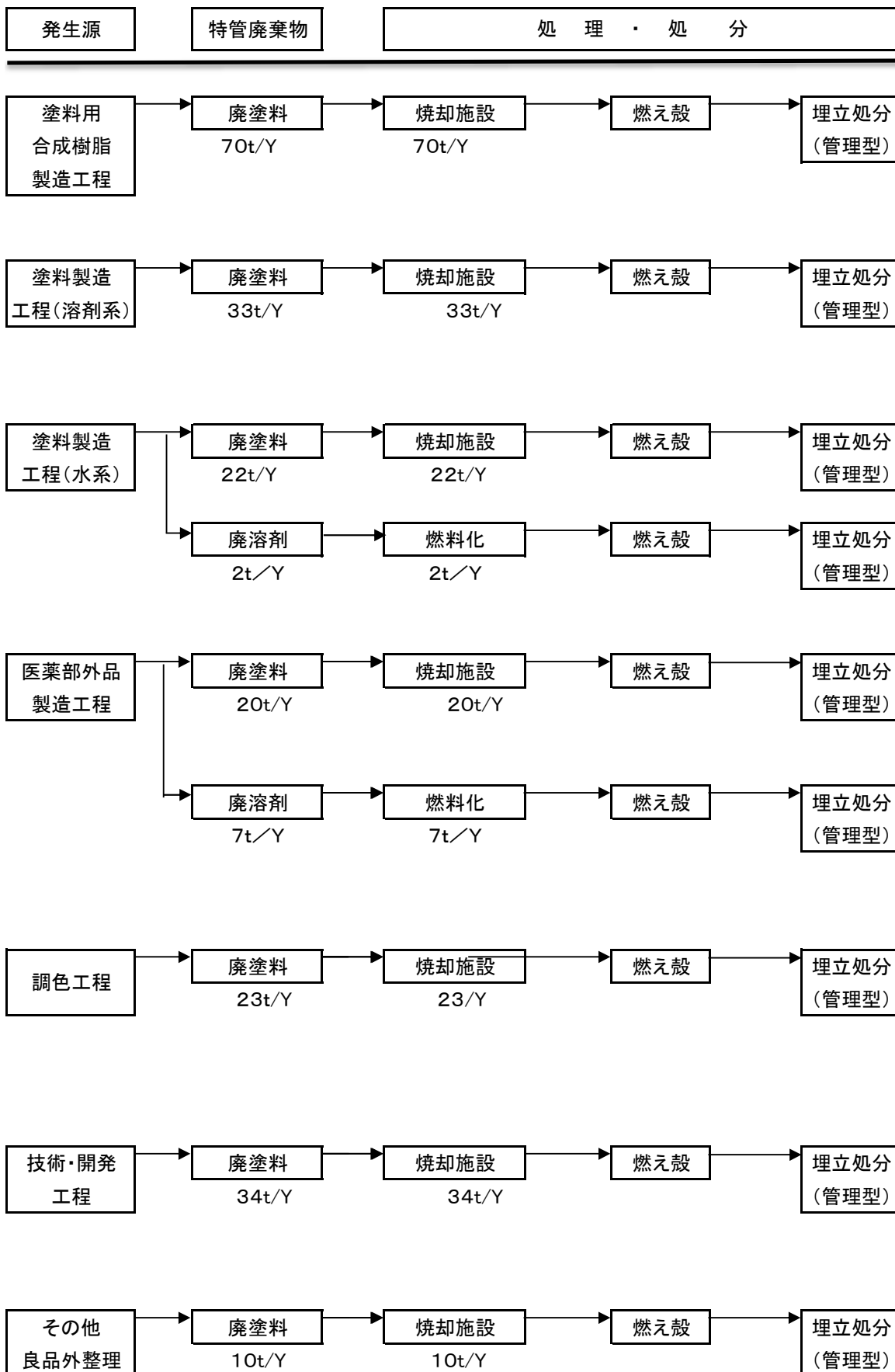


図-4 医薬部外品製造フローシート



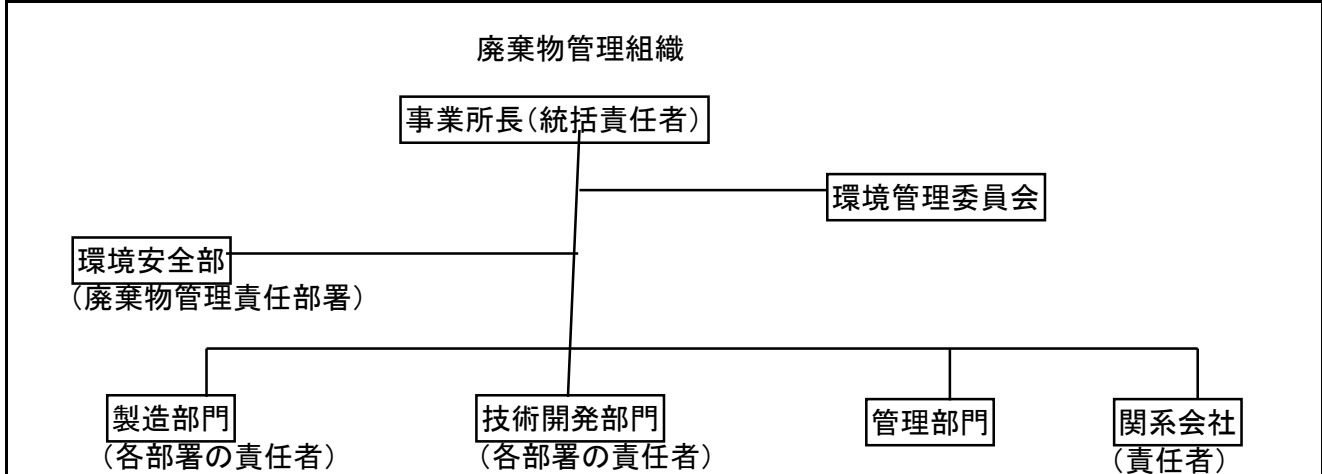
図一5 廃棄物処理フローシート



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 ○責任者及び管理組織

(別紙3)

統括責任者	尼崎事業所 事業所長 上鶴 茂喜
廃棄物担当	環境安全部 組織人数 2人
役割	事業所環境管理委員会 ○廃棄物処理に関する検討 幅広い視野と長期的展望に立った、廃棄物の資源化・減量化及び適正処理について検討し、処理計画等を策定する。 ・委員長 — 事業所長 ・委員 — 関連部門課長 ・事務局 — 環境安全部
	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方法の策定 ○事業所の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の把握 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理(電子マニフェスト) ○監督官庁への各種報告 ○従業員、関連会社に対する教育・啓蒙 ○その他に関する事項
	各部門の責任者 ○廃棄物の分別、保管及び職場環境の保全 ○資源化・減量化のための部下の教育指導



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市扶桑町1番10号

氏名 住友精密工業株式会社
代表取締役社長執行役員 鶴丸哲哉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6489-5886
環境・設備管理部 藤原拓郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 住友精密工業株式会社 本社・工場

事業場の所在地 尼崎市扶桑町1番10号

計画期間 令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業 2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理） 2523 油圧・空圧機器製造業 2671 半導体製造装置製造業
②事業の規模	製造品出荷額 441億円（令和6年度）
③従業員数	1,549人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
<p>梱包材・緩衝材の分別回収を徹底し、資源化・再利用を図ることにより、また切粉等の金属屑で可能なものは有価で売却し、廃棄物の排出を抑制している。</p> <p>また近年、総合廃水処理における沈殿薬品も大幅に減らし、廃棄物の排出を抑制している。</p>		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	
<p>以下の活動を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別・再資源化 ・金属屑の有償売却 ・汚泥脱水機の定期的なろ布交換による脱水率維持（汚泥増量防止） ・脱水前の沈殿薬品、減量維持 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>有価物、紙類等の一廃および特管産廃も含め、持込み保管場所を概ね30区分して分別を徹底している。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>上記区分が遵守されるよう、巡視・指導を継続して行う。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 総合廃水処理における沈殿薬品も大幅に減らし、廃棄物の排出を抑制している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 沈殿薬品を減らした状態で維持して、廃棄物量を増やさないようにする			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙1の通り t	t
	（これまでに実施した取組） 非該当		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙1の通り t	t
	（今後実施する予定の取組） 非該当		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙1の通り t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 梱包資材として再利用しない廃プラ類はRPF化、木屑はバイオエタノール原料、蛍光灯等はガラス・金属原料として、それぞれ再生利用されるよう委託先を選定し、リサイクルを推進している。 また、処分先で汚泥の一部はセメント燃原料に利用され、廃油・廃プラの一部は廃熱利用（自家発電・乾燥熱源用）されている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙1の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り、再生利用業者への委託を図る。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：クリーンステージ・三重中央開発・大阪湾広域
臨海環境整備センター・早来工営＞

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

③廃酸

収集運搬＜委託：早来工営・ダイセキ・ミヤマ＞

→ 中和＜委託：ダイセキ・ミヤマ＞、焼却＜委託：早来工営＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：早来工営＞中和残渣＜委託：フィルテック＞

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

④廃アルカリ

収集運搬＜委託：早来工営・ダイセキ・ミヤマ＞

→ 中和＜委託：三友プラント・ミヤマ・ダイセキ＞、燃料化＜委託：ダイセキ＞

→ 管理型処分場埋立＝中和残渣＜委託：早来工営・フィルテック＞

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

⑤廃プラスチック

収集運搬＜委託：早来工営・ミヤマ・摂津清運・西部サービス＞

→ 洗浄＜委託：三友プラント＞、焼却＜委託：ミヤマ＞、破碎＜委託：摂津清運・ミ
ヤマ＞、固形燃料化＜委託：西部サービス＞

→ 管理型処分場埋立＝洗浄残渣＜委託：早来工営＞、焼却残渣＜委託：中越環境開発
＞、破碎物＜委託：大栄環境・オリックス資源循環＞

RPF 燃料＜委託：西部サービス・大栄環境＞

⑥木屑

収集運搬＜委託：摂津清運＞ → 破碎＜委託：DINS 堺＞

→ 再利用＜委託：DINS 堺＞

⑦金属屑

収集運搬＜委託：ミヤマ・早来工営・伊藤鋼業＞

→ 破碎＜委託：ミヤマ・伊藤鋼業＞、焼却・洗浄＜委託：三友プラント＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：早来工営・かながわ環境整備センター＞、
破碎残渣＜委託：ミヤマ・水島エコワークス＞、洗浄残渣＜委
託：三友プラント＞

⑧ガラス・がれき

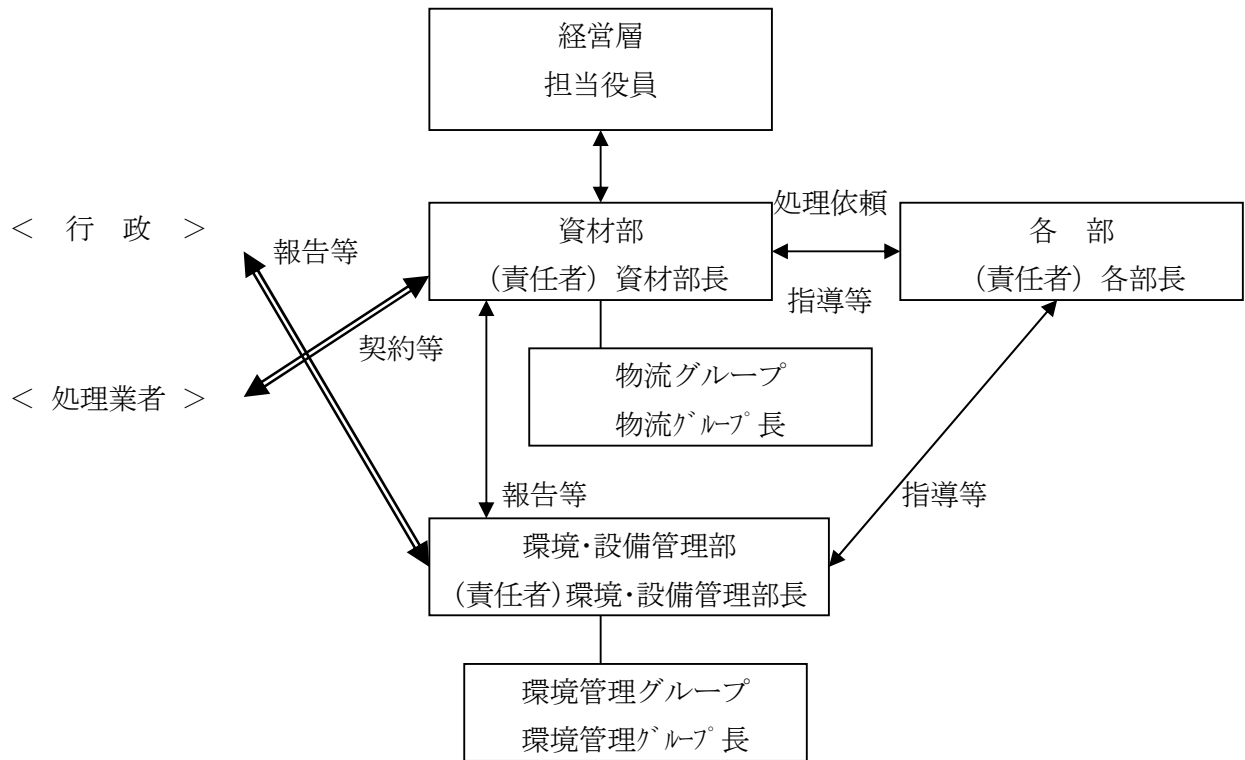
収集運搬＜委託：早来工営・ミヤマ＞

→ 破碎資源回収＜委託：ジェイ・エム・アール＞、破碎＜委託：ミヤマ＞

→ 管理型処分場埋立＝破碎残渣＜委託：環境保全センター・飯山陸送＞

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*分担

資材部 (担当; 物流グループ)

- ・ 廃棄物処理委託業者の選定・契約、廃棄物の引渡し、適正処理の確認、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付・管理
- ・ 廃棄物の適正処理、リサイクルの計画立案・実施
- ・ 廃棄物に係る社内各部門の指導・啓蒙

環境・設備管理部 (担当; 環境管理グループ)

- ・ 行政への報告
- ・ 廃棄物に係る社内各部門の指導
- ・ 廃棄物管理要領 (全社規程) の作成 (ISO14001及び環境管理委員会の事務局)

各部

- ・ 自部門発生廃棄物の分別・適正管理、及び資材部への処理依頼
- ・ 自部門内での廃棄物管理要領 (部門内規程) の作成、及び分別・適正管理等に係る教育
- ・ 自部門発生廃棄物の削減計画立案・実施

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市扶桑町1番10号

氏名 住友精密工業株式会社
代表取締役社長執行役員 鶴丸 哲哉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6489-5886
環境・設備管理部 藤原 拓郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友精密工業株式会社 本社・工場
事業場の所在地	尼崎市扶桑町1番10号
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業 2599 各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理) 2523 油圧・空圧機器製造業 2671 半導体製造装置製造業
②事業の規模	製造品出荷額 441億円(令和6年度)
③従業員数	1,549人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	別紙2の通り t
	(これまでに実施した取組)	
アルカリ廃水が特管産廃発生量の90%以上を占めているが、廃水処理装置により汚泥となり、発生量は4500分の1に減少する。本装置を良好に維持管理することで発生量を抑制している。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	別紙2の通り t
	(今後実施する予定の取組)	
廃水処理装置を良好に維持管理し、実質的な排出を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生職場において他と混合しないよう管理して一時保管するが、廃水処理汚泥、引火点の低い廃油、医療廃棄物、廃石綿等は社内所定の保管場所にて分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在必要な分別は行っており、管理の徹底を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t
（これまでに実施した取組） 廃アクリルを酸化分解処理してその汚泥を脱水しており、脱水汚泥（排出・処理委託する特管廃棄物）の発生量は年間ドラム缶1本程度である。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t
（今後実施する予定の取組） 排出（処理委託）汚泥量が増加しないよう、廃水処理設備、及び汚泥脱水設備の維持管理に努める。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし（自ら行っていない）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし（自ら行っていない）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
		別紙2の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 揮発性の高いシンナー等は処理後蒸留再生・販売する中間処理業者に、また廃酸は処理残渣をセメント原料として再利用する中間処理業者にそれぞれ委託し、リサイクルを進めている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙2の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(今後実施する予定の取組)			
シンナー、廃酸等を、処理後の再利用を進める中間処理業者へ委託することを今後も継続し、また可能であれば他の廃棄物においても検討し、リサイクルを進める。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙2の通り	t
(今後実施する予定の取組等)			
電子マニフェストによる管理、実施中。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 前年度（2023年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
排出量	2 t	13 t	52 t	1454 t	0.02 t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
排出量	2 t	13 t	52 t	1440 t	0.02 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 前年度（2023年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 前年度（2023年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	1407 t	－ t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	1393 t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 前年度（2022年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t

②計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 前年度（2022年度）実績

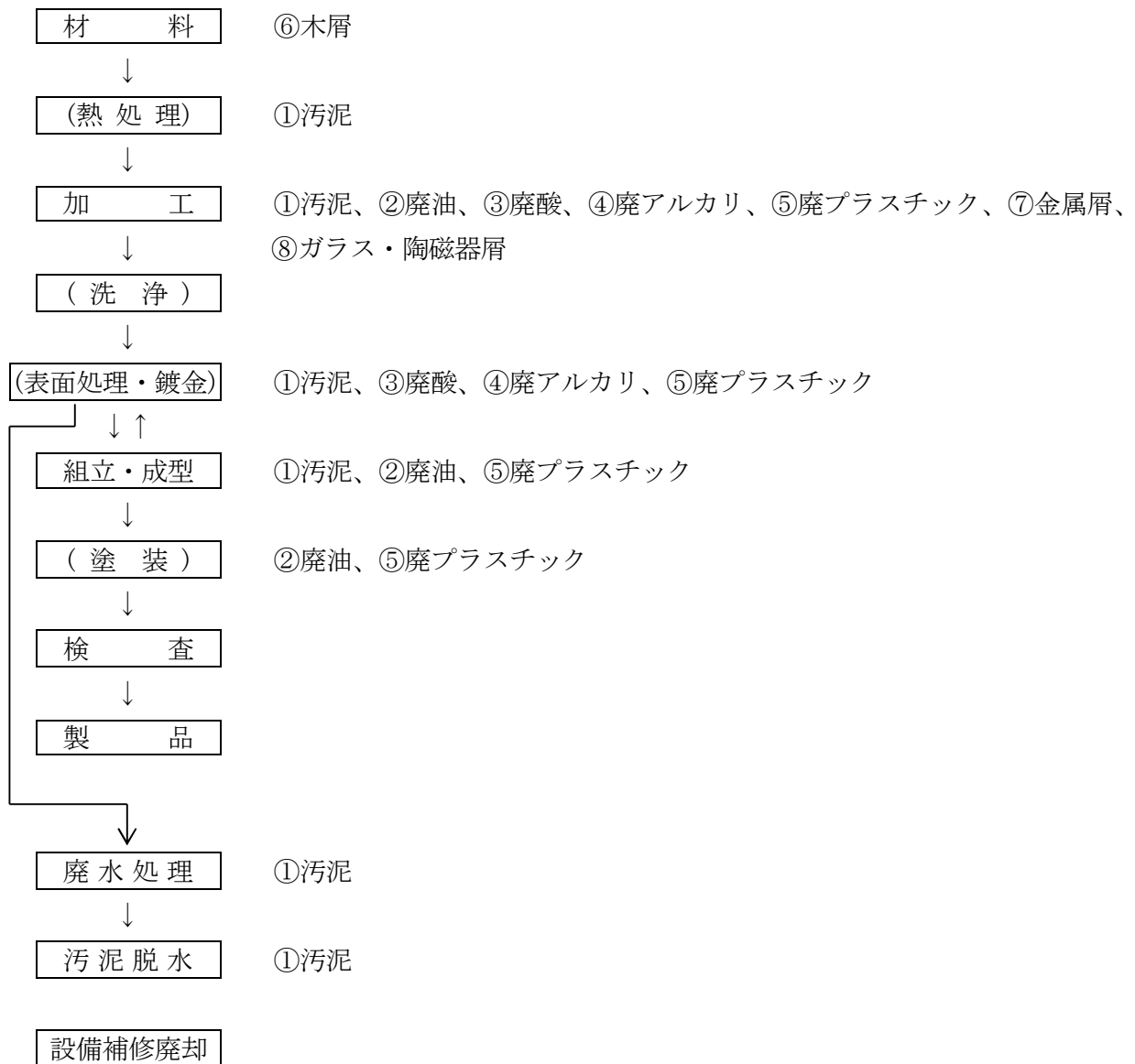
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
全処理委託量	2 t	13 t	52 t	47 t	0.02 t
優良認定処理業者への 処理委託量	2 t	5 t	52 t	47 t	0.02 t
再生利用業者への 処理委託量	2 t	13 t	51 t	45 t	0.02 t
認定熱回収業者への 処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	－ t	4 t	－ t	－ t	－ t

②計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性
全処理委託量	2 t	13 t	52 t	47 t	0.02 t
優良認定処理業者への 処理委託量	2 t	5 t	52 t	47 t	0.02 t
再生利用業者への 処理委託量	2 t	12 t	51 t	45 t	0.02 t
認定熱回収業者への 処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	－ t	4 t	－ t	－ t	－ t

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○産業廃棄物の一連の処理の工程



①汚泥

収集運搬＜委託：ダイセキ・早来工営・ミヤマ・西部サービス＞

→ 乾燥＜委託：ダイセキ＞、中和＜委託：三友プラント＞、焼却＜委託：早来工営・三友プラント＞、脱水＜委託：ミヤマ＞、混錬＜委託：サンワ技研＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：早来工営・かながわ環境整備センター、飯山陸送＞、中和残渣＜委託：早来工営＞、脱水残渣＜委託：エコシステム花岡・フィルテック＞、

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

②廃油

収集運搬＜委託：摂津清運・リバーケミカル・早来工営・利昌・ダイセキ＞

→ 焼却＜委託：クリーンステージ・三重中央開発・パルテック・早来工営・テクノ利昌＞、燃料化＜委託：ダイセキ＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：クリーンステージ・三重中央開発・大阪湾広域
臨海環境整備センター・早来工営＞

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

③廃酸

収集運搬＜委託：早来工営・ダイセキ・ミヤマ＞

→ 中和＜委託：ダイセキ・ミヤマ＞、焼却＜委託：早来工営＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：早来工営＞中和残渣＜委託：フィルテック＞

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

④廃アルカリ

収集運搬＜委託：早来工営・ダイセキ・ミヤマ＞

→ 中和＜委託：三友プラント・ミヤマ・ダイセキ＞、燃料化＜委託：ダイセキ＞

→ 管理型処分場埋立＝中和残渣＜委託：早来工営・フィルテック＞

セメント原燃料＜委託：住友大阪セメント＞

⑤廃プラスチック

収集運搬＜委託：早来工営・ミヤマ・摂津清運・西部サービス＞

→ 洗浄＜委託：三友プラント＞、焼却＜委託：ミヤマ＞、破碎＜委託：摂津清運・ミ
ヤマ＞、固形燃料化＜委託：西部サービス＞

→ 管理型処分場埋立＝洗浄残渣＜委託：早来工営＞、焼却残渣＜委託：中越環境開発
＞、破碎物＜委託：大栄環境・オリックス資源循環＞

RPF 燃料＜委託：西部サービス・大栄環境＞

⑥木屑

収集運搬＜委託：摂津清運＞ → 破碎＜委託：DINS 堺＞

→ 再利用＜委託：DINS 堺＞

⑦金属屑

収集運搬＜委託：ミヤマ・早来工営・伊藤鋼業＞

→ 破碎＜委託：ミヤマ・伊藤鋼業＞、焼却・洗浄＜委託：三友プラント＞

→ 管理型処分場埋立＝焼却残渣＜委託：早来工営・かながわ環境整備センター＞、

破碎残渣＜委託：ミヤマ・水島エコワークス＞、洗浄残渣＜委
託：三友プラント＞

⑧ガラス・がれき

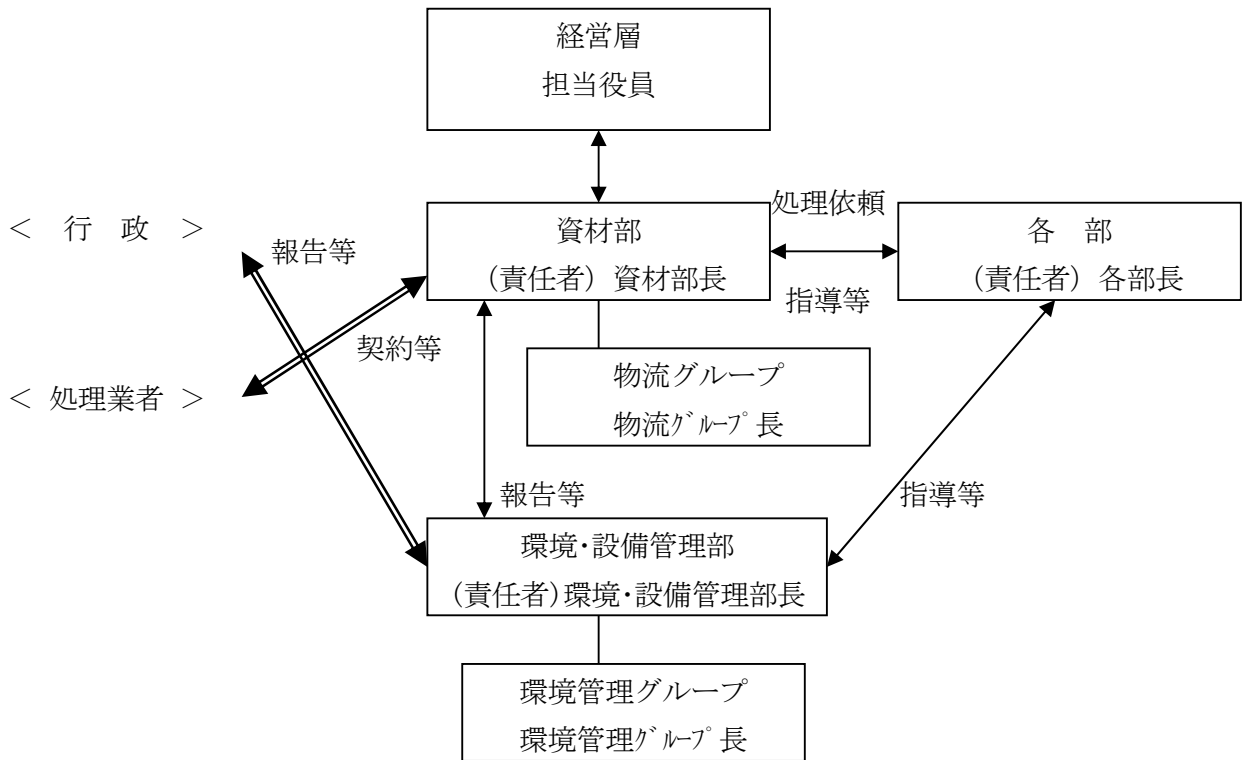
収集運搬＜委託：早来工営・ミヤマ＞

→ 破碎資源回収＜委託：ジェイ・エム・アール＞、破碎＜委託：ミヤマ＞

→ 管理型処分場埋立＝破碎残渣＜委託：環境保全センター・飯山陸送＞

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



*分担

資材部 (担当; 物流グループ)

- ・ 廃棄物処理委託業者の選定・契約、廃棄物の引渡し、適正処理の確認、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付・管理
- ・ 廃棄物の適正処理、リサイクルの計画立案・実施
- ・ 廃棄物に係る社内各部門の指導・啓蒙

環境・設備管理部 (担当; 環境管理グループ)

- ・ 行政への報告
- ・ 廃棄物に係る社内各部門の指導
- ・ 廃棄物管理要領 (全社規程) の作成 (ISO14001及び環境管理委員会の事務局)

各部

- ・ 自部門発生廃棄物の分別・適正管理、及び資材部への処理依頼
- ・ 自部門内での廃棄物管理要領 (部門内規程) の作成、及び分別・適正管理等に係る教育
- ・ 自部門発生廃棄物の削減計画立案・実施

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 30日

尼崎市長 殿

提出者

住所 東京都新宿区新宿5丁目13番9号

氏名 太平洋プレコン工業株式会社

代表取締役社長 五十嵐 明

電話番号 03-3352-7501

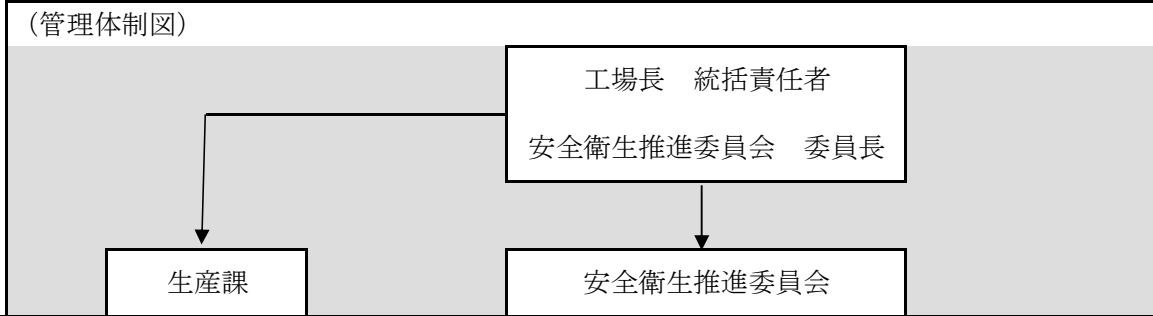
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	太平洋プレコン工業株式会社 尼崎工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市北初島町14-2
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2123 コンクリート製品製造業
②事業の規模	840百万円(令和6年度実績)
③従業員数	32人(令和7年5月時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 混練→残コンクリート・成型→不良品及び残コンクリート・加工→不良品処分・ 出荷→不良品返品処分・在庫品→不良在庫処分 上記 1300がラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 2200管理型混合廃棄物(廃ガラス類・木くず(パレット))→再生処理業者に委託して、HPF燃料として再資源化 1500がれき類→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 0800木くず(パレット)→再生処理業者に委託して、チップとして再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) 長期在庫品販売促進 木製パレットの補修再利用	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、長期在庫品販売促進、木製パレットの補修再利用を継続していく。 長期在庫になり得る在庫の製造を行わない	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、管理型混合廃棄物(廃プラスチック類・木くず(パレット))、がれき類、木くず(パレット)をそれぞれ分別し保管をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、管理型混合廃棄物(廃プラスチック類・木くず(パレット))、がれき類、木くず(パレット)をそれぞれ引き続き分別し保管を行う。 再利用出来る物は再利用する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(これまでに実施した取組) 排出した産業廃棄物は全て再生利用業者へ処理委託を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き排出する産業廃棄物は全て再生利用業者へ処理委託を行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 26日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市西長洲町2-5-25

氏名 株式会社トーホー
代表取締役社長 上村 純也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6401-0262

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社トーホー 本社・工場
事業場の所在地	兵庫県尼崎市西長洲町2-5-25
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2499 他に分類されない金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 12億3490万円 (令和6年度実績)
③従業員数	146名 (令和7年4月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 適正管理による原材料の延命処置を行いました。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も適正管理による原材料の延命処置に努めます。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物に他の物質が混入しないように保管しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持に努めます。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 強酸の一部を排水処理の補助剤として再利用しました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も、強酸の一部を排水処理の補助剤として再利用します。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特にありません。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特にありません。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組) 特にありません。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組) 特にありません。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 社内で再利用できなかった強酸を再生利用業者に処理委託しました。	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 社内で再利用できない強酸を再生利用業者に処理委託します。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	221.23 t	
<p>(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物の処理を委託する時は、電子マニフェストを利用します。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

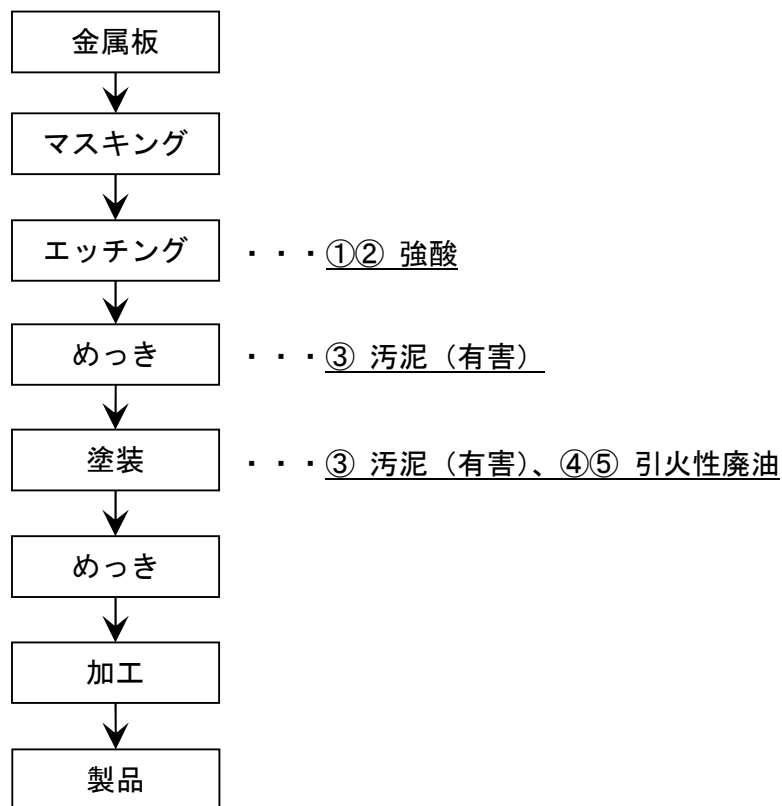
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別紙) 特別管理産業廃棄物処理計画書

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 (No.1)



① 強酸

収集運搬 [委託: (株)大晃運送] → 塩化鉄化 [委託: (株)ラサプロテクト]
 → 埋立 [委託: 大阪湾広域臨海環境整備センター]

② 強酸

収集運搬 [委託: (株)大晃運送] → 中和 [委託: 日本エコロジー(株)]
 → 埋立 [委託: 大阪湾広域臨海環境整備センター 他]

③ 汚泥 (有害)

収集運搬・積替保管 [委託: 久保クリーン興産(株)]
 → 収集運搬・積替保管 [委託: (株)大宝化成] → 焼却 [委託: ツネイシカムテックス(株)]
 → 埋立 [委託: ツネイシカムテックス(株)]

④ 引火性廃油

収集運搬・積替保管 [委託: 久保クリーン興産(株)]
 → 収集運搬 [委託: サンワ技研(株)] → 混合調整 [委託: サンワ技研(株)]
 → 焼却・焼成 [委託: 住友大阪セメント(株) 他]

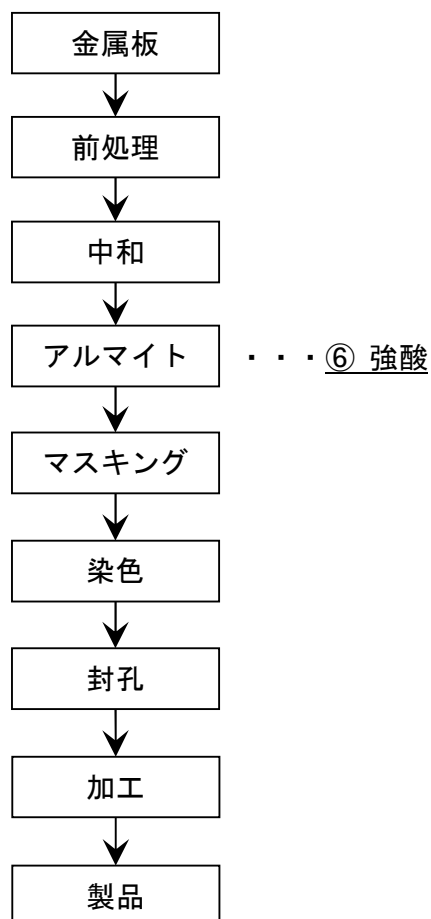
⑤ 引火性廃油

収集運搬・積替保管 [委託：久保クリーン興産(株)]

→収集運搬 [委託：(株)大宝化成] →焼却 [委託：(株)ヒロエー]

→埋立 [委託：ダイユウ技研土木(株) 他]

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 (No. 2)



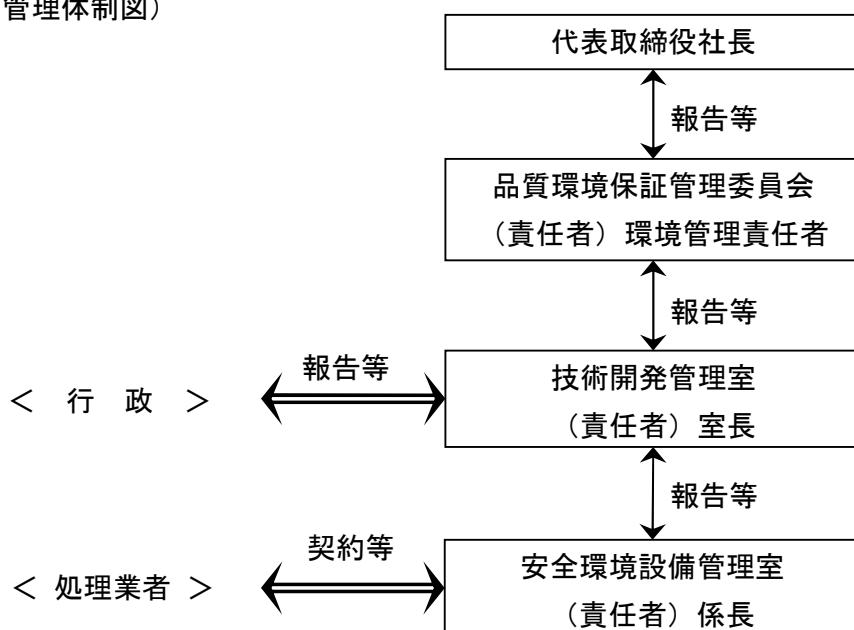
⑥ 強酸

収集運搬 [委託：(株)大晃運送] →中和 [委託：大阪ベントナイト事業協同組合]

→埋立 [委託：大阪湾広域臨海環境整備センター]

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



※分担

安全環境設備管理室

- ・ 廃棄物処理業者の選定、廃棄物処理委託契約書の手続き、廃棄物の引渡し、マニフェスト交付、適正処理確認

技術開発管理室

- ・ 行政への報告

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
排出量	218.79 t	1.46 t	0.98 t

②計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
排出量	215 t	1.5 t	0.5 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	20.75 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	22 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状 【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
全処理委託量	198.04 t	1.46 t	0.98 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	1.442 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	158.43 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t

②計画 【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）
全処理委託量	193 t	1.5 t	0.5 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	1.5 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	150 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t

以上

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 27 日

尼崎市長 殿

提出者



住所 尼崎市西長洲町二丁目6番1号

氏名 株式会社ナード研究所
代表取締役社長 土肥 幸生

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6482-7010

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ナード研究所
事業場の所在地	尼崎市西長洲町二丁目6番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3299 その他の製造業・他に分類されない製造業・他に分類されないその他の製造業
②事業の規模	売上高 26.0億円(令和6年度実績)
③従業員数	77名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物と特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を分別する(有機溶媒を含まない廃水は弱酸、弱アルカリに調整し、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物として分別する)。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) 特になし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		
(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		
(今後実施する予定の取組) 特になし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) 特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
(これまでに実施した取組) 当社で生じる特別管理産業廃棄物のほとんどが引火性廃油であり、実験で生じた種々の溶媒あるいは水溶液との混合物である。全て処理業者へ委託している。委託時に処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結してきた。		

	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
全処理委託量		
優良認定処理業者への 処理委託量		
再生利用業者への 処理委託量		
認定熱回収業者への 処理委託量		
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度実績）】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	59.6 t
	(今後実施する予定の取組) 以前より電子マニフェストを導入しており、活用を推進している。今後は産業廃棄物も含めた廃棄物を排出する場合は、原則として電子マニフェストを使用するよう社内でルール化する。	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

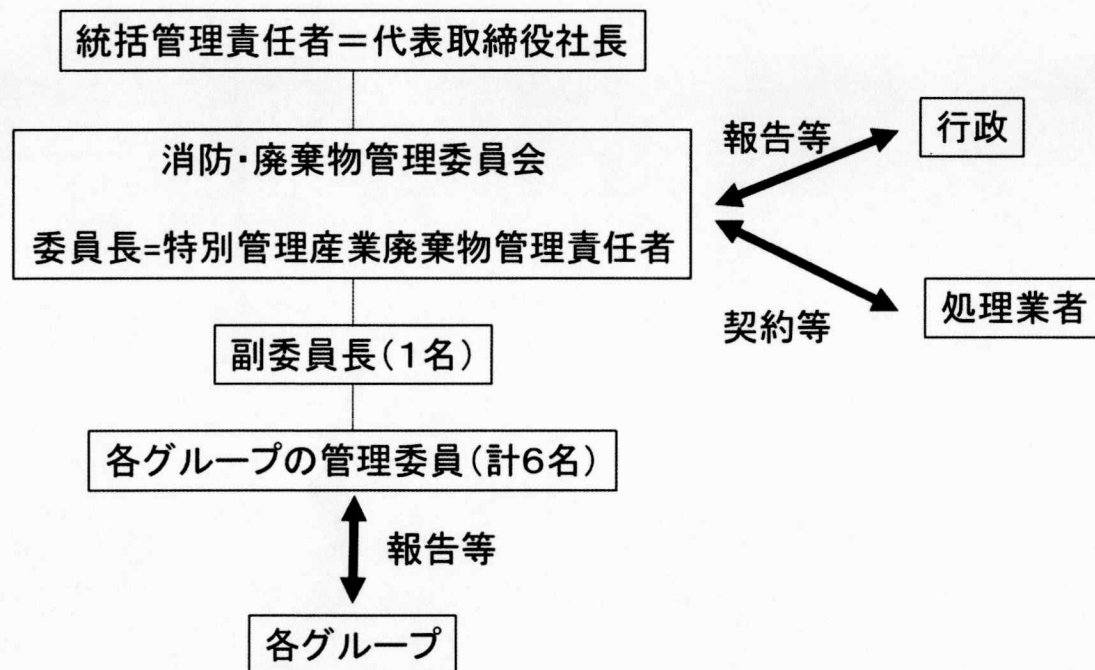
●特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

当事業場から発生する特別管理産業廃棄物は主に、引火性廃油、引火性廃油（有害）、強酸、強アルカリ、汚泥（有害）である。これらの発生量は約 60t/年であり、全てを三友プラントサービス株式会社及び早来工営株式会社、株式会社利昌へ処理の委託をしている。

少量多品種の引火性溶剤や試薬を使用しており、作業工程上分別が難しいことから、多くを特別管理産業廃棄物として委託処理している。

●特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制

(管理体制図)



(1) 管理組織

統括管理責任者・・・代表取締役社長

管理組織名・・・消防・廃棄物管理委員会

特別管理産業廃棄物管理責任者・・・消防・廃棄物管理委員会委員長

組織人数・・・7名（うち副委員長1名、各部署から管理委員を1名選出）

(2) 特別管理産業廃棄物の処理に係るマニュアル改訂および管理規程の作成を検討

(3) 教育

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、管理方法などを整理し、従業員等に定期的に教育を行う。

●特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項

当事業場には、化学実験を行う5つの研究開発グループがあり、各グループにおいて特別管理産業廃棄物の処理に関する具体的な取り組みと年間の排出予定量を設定する。よって、各グループの排出予定量の合計が当社の特別管理産業廃棄物発生量の目標となる。令和元年度の特別管理産業廃棄物発生量は前年度と比較して大幅に増加した。主な要因は有価物として販売していた廃溶剤が、諸般の事情により今後の取引ができず全て特別管理産業廃棄物として排出せざるを得なくなったためである。しかし、ここ数年は排出抑制に努めており、減少傾向にあります。

排出の抑制、分別、再生利用に関する具体的な取組は下記の通りである。

具体的取組

(1) カラム精製時の廃溶媒量の削減

- ・カラム精製以外の精製法(再結晶等)の検討に努める。
- ・カラム精製時の充填材を必要以上に使用しない。
- ・カラム精製時の初期留出溶媒はできるだけ再使用する。
- ・カラム精製時の混合溶媒を余るほど作らない。

- ・ハロゲン系溶媒の代替に努める。
- ・単一溶媒系のカラム精製時の濃縮留去溶媒はできるだけ再使用する。

(2) 反応・抽出溶媒の削減

- ・少量予備検討時に反応溶媒量をできるだけ減らす検討を行い、大量スケール時の反応溶媒の削減に努める。
- ・不必要な回数の抽出を無くし抽出溶媒の削減に努める。

(3) 実験器具洗浄用溶媒の使用量の削減

- ・器具の洗浄は浸け置き洗浄や回収溶媒での1次洗浄を推進し、洗浄用溶媒の減少に努める。
- ・器具の洗浄時、最終洗浄は有機溶媒ではなく精製水を使用することを推進し、洗浄用溶媒の減少に努める。

(4) HPLC 溶媒の削減

- ・分析をしないときは流量を下げ、溶媒の無駄な使用を避ける。
- ・カラムは短いタイプや細いタイプの利用を推進し、溶媒使用量の削減に努める。

(5) 冷媒の再利用

- ・冷媒として使用したアセトンはできるだけ繰り返し使用する。
- ・冷媒として使用できなくなったアセトンは1次洗浄用に使用する。

○現状 前年度（令和6年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 (有害)	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油(有害)	7426 汚泥(有害)	7427 廃酸(有害)	7428 廃アルカリ (有害)
排出量	44.3t	6.2t	3.4t	3.7t	1.8t	0.05t	0.003t	0.003t

○計画 令和7年度目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7010 引火性廃油 (有害)	7100 強酸	7200 強アルカリ	7425 廃油(有害)	7426 汚泥(有害)	7427 廃酸(有害)	7428 廃アルカリ (有害)
排出量	44.0t	5.5t	3.0t	3.5t	1.5t	0t	0t	0t

